

津市公共施設等総合管理計画



平成29年1月 策定
令和 4年3月 改訂
令和 8年3月 改訂

津市

津市公共施設等総合管理計画 目次

はじめに	4
1 章. 津市の概況、財政状況、人口の推移	7
(1) 津市の概況	7
(2) 財政状況	7
(3) 人口の推移	12
2 章. 津市の公共施設等の現状と課題	14
(1) 公共建築物	14
(2) インフラ施設	37
(3) 用途廃止施設・未利用地	50
3 章. 公共施設の最適化に向けての基本的な考え方	51
基本方針　公共施設の総量と経営の最適化	52
実施方針1　まちづくりの視点からの配置の最適化	53
実施方針2　時代の要請・変化への対応	54
実施方針3　公共施設総量の最適化	56
実施方針4　公共施設の有効活用	58
実施方針5　公共施設の経営改善	59
実施方針6　計画的な更新と適切な維持管理	61
4 章. 施設類型ごとの今後の方向性	64
施設類型と施設区分	64
観光施設	67
庁舎等	69
公営住宅	71
公園	74
交通施設	76
斎場・火葬場・墓園	77
道路・橋梁・トンネル	78
上水道	80
下水道	82
5 章. 目標	84
(1) 公共施設の総量についての目標	84
(2) 公共施設の有効活用における取組事例	85

6 章. 計画推進のための取組	86
(1) 全庁的な推進体制	86
(2) 総合的管理のための仕組	86
(3) 市民協働・公民連携のための仕組	87
用語集	89

はじめに

公共施設等総合管理計画策定の意義

本市は、昭和40年代の高度成長期からの人口増加や経済の成長を背景に、様々な行政ニーズに応えるべく、昭和60年代にかけて、集中的に数多くの公共施設を整備し、その後においても、多様化する市民ニーズに対応し続けてきました。

これらの施設については、整備されてから半世紀が過ぎ、老朽化が進むとともに、耐震化やバリアフリー化、環境負荷の軽減等の課題が生じているとともに、平成18年1月1日の10市町村合併を経て、市域が拡大したことに伴い、平成29年1月現在1,100を超える公共施設（※）を保有しています。

合併後は、津地区合併協議会で策定された新市まちづくり計画に記述されているように、これらの公共施設の有効活用に可能な限り努めるとともに、既に総合支所の所在する庁舎（以下「総合支所庁舎」という。）、消防施設、公民館等については、集約化・複合化等によりダウンサイジングを図ってきましたが、公共施設全体で見ると一部に過ぎません。

公共施設は、市民の貴重な財産であり、可能な限り有効活用していかねばなりません。建設された時代と比べると、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に伴い、求められるニーズも多様化してきており、市民のニーズに合った使いやすい施設・部屋に転換する等、市民の期待に応えていくことが必要となっています。

一方、後述の通り、本市の財政は、他の地方公共団体と同様に、人口減少に伴う市税収入の伸び悩みや、高齢化の進展による扶助費等の増大が避けられない等、社会情勢の変化とともに財政構造が硬直化してきており、今後は、公共施設の整備に使える財源も、必然的に縮小せざるを得ない状況が見込まれています。

今、高度成長期に集中的に整備した公共施設の多くが一斉に更新の時期を迎えつつあり、その改修や建て替えに伴う費用は多額となることから、人口減少や財政状況等を勘案すると、現状の施設総量のまま維持し続けることは困難であることが予想されます。

こうした中、総務省から地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があり、同時に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号）において、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されました。

本市においては、この要請がある前から、施設カルテの作成をはじめとした、情報収集と分析を進めるとともに、前述のとおり、総合支所庁舎と消防施設の統廃合を進める等、先取りして取り組んできましたが、地方公共団体による公共施設マネジメントへの取組は、全国的な大きな流れでもあり、本市としても本格的に公共施設の最適化に取り組むこととし、この指針に基づき、未来に向けて、次代の市民に健全な財政基盤と最適な公共施設を継承するため、「津市公共施設等総合管理計画」を策定し、その取組を推進していくための体制づくりを進めます。

（※） ここでいう施設は、学校、コミュニティ施設、スポーツ施設、庁舎等のいわゆる公共建築物であり、インフラ系施設の建物は、含まれていません。

(1) 津市公共施設等総合管理計画の策定年度及び改訂年度

策定 平成28年度（平成29年1月）

改訂 令和3年度（令和4年3月）

改訂 令和7年度（令和8年3月）

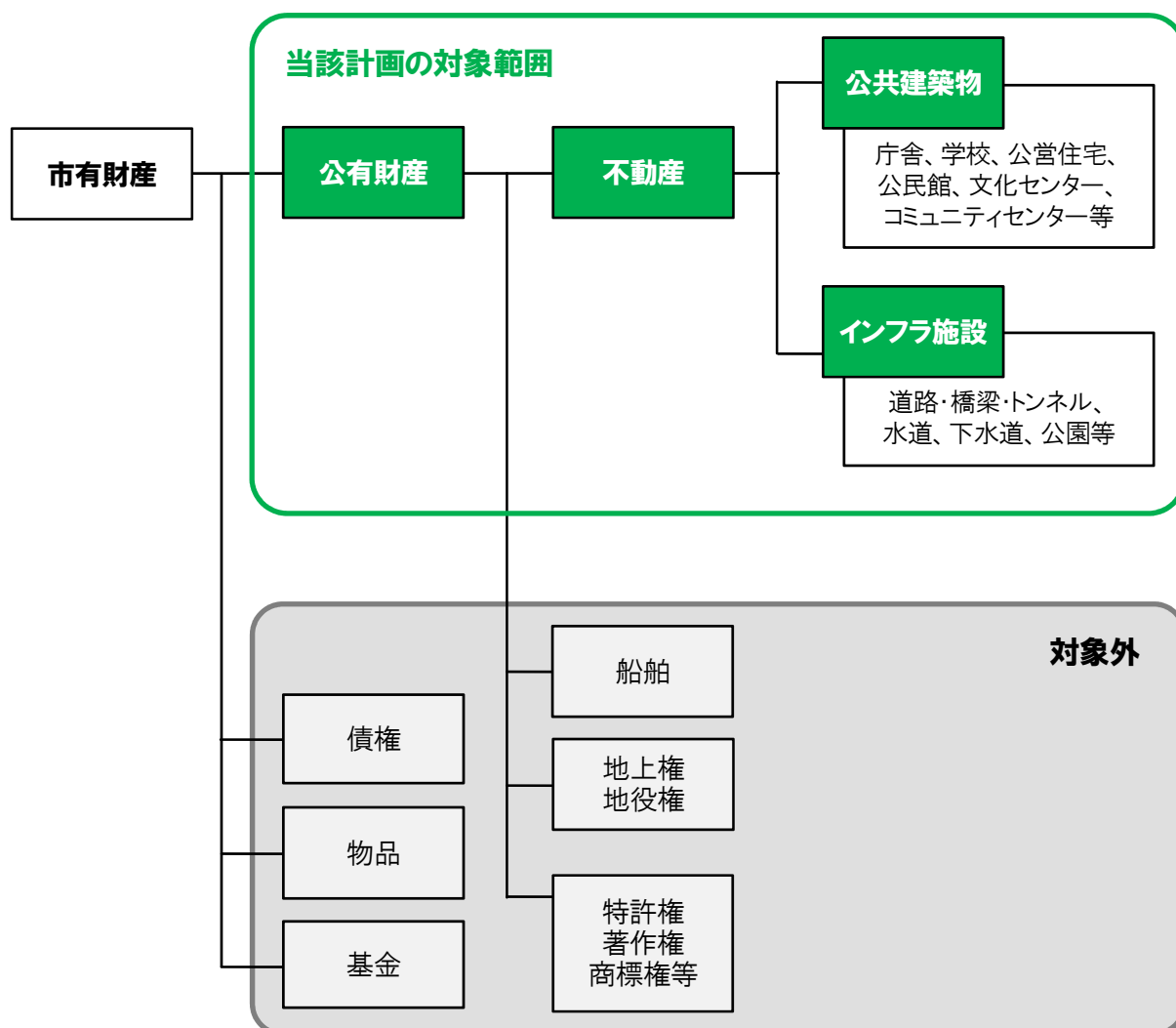
(2) 津市公共施設等総合管理計画の期間

計画期間は、平成29年度からの30年間とします。ただし、社会情勢や環境についての急激な変化が生じた場合等には、見直しを行います。

なお、30年という期間については、平成23年度に総務省が実施した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」における公共建築物の大規模改修が必要とされる期間を根拠としています。

(3) 津市公共施設等総合管理計画の対象

この計画は、下図のとおり公有財産のうち不動産（公共建築物、インフラ施設に大別されます。）を対象としています。

【計画対象のイメージ】

(4) 津市公共施設等総合管理計画の位置づけ

① 総合計画、行政経営計画との関係

上位計画である津市総合計画に即して策定します。

民間資金・ノウハウの活用や受益者負担の適正化等、経営的視点を盛り込み、津市行政経営計画を踏まえた計画として策定します。

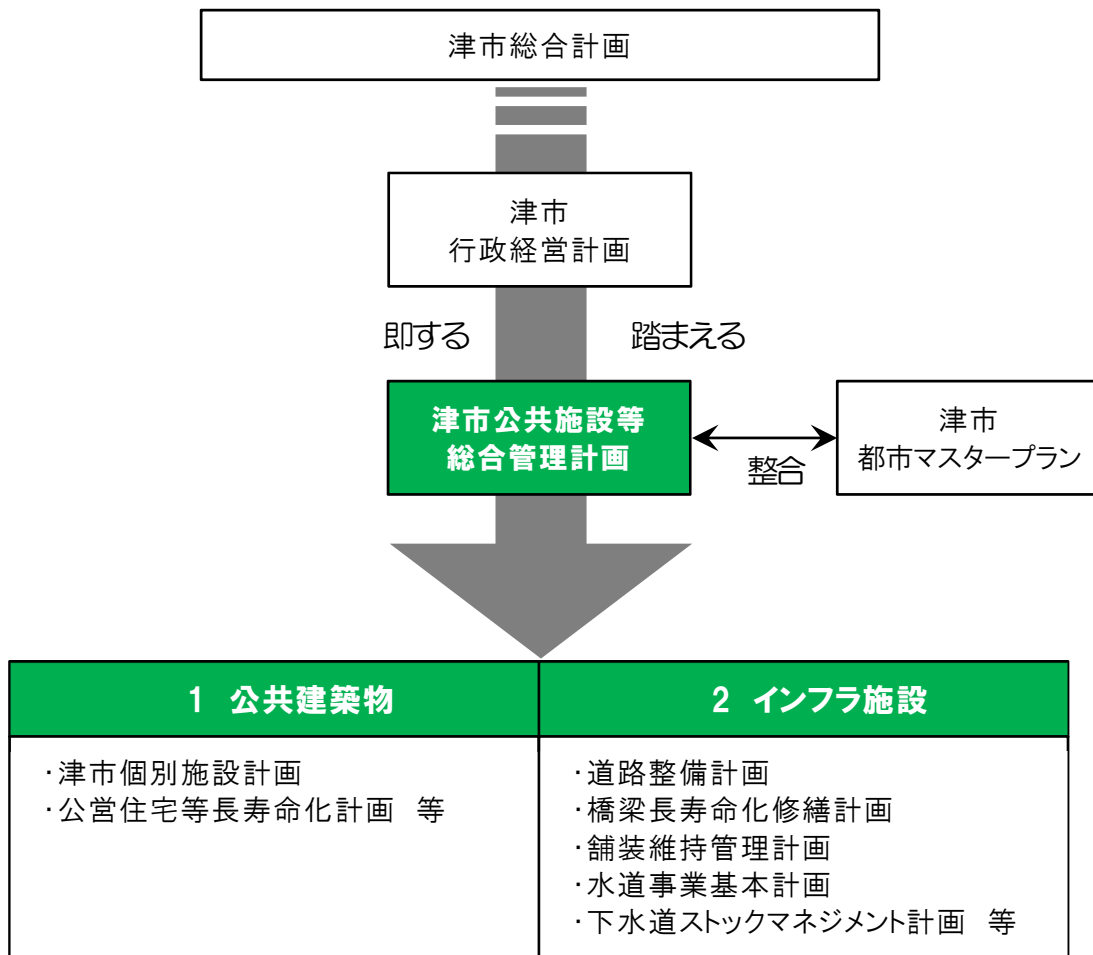
② 都市マスタープラン等との関係

拠点施設への集積や施設の利用圏域の設定等施設の配置の観点において、津市都市マスタープランや立地適正化計画と整合を図ります。

③ 個別施設計画・各部門別計画との関係

上位計画である公共施設等総合管理計画に即して策定・見直しします。

【各計画等との関連イメージ図】



(※) 本計画のパーセント表記について、小数点以下で四捨五入等を行っている場合があるため、各数値を合計しても100%にならない場合があります。

1章. 津市の概況、財政状況、人口の推移

(1) 津市の概況

旧津市は、三重県の県庁所在地であり、明治22年に日本で初めて市制を施行した31市の一つとしてスタートし、県都として発展を遂げてきました。

平成18年1月1日には、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が合併し、新しい「津市」として誕生し、平成28年4月1日現在、面積約711km²、人口約28.2万人、世帯数約12.3万戸を有しています。

このように本市は、県都として都市機能が集積する一方、布引山地から伊勢湾までの広い市域に、緑豊かな山々、青い海等の自然環境を有しているとともに、様々な歴史、文化、風土に恵まれています。

(※) 人口及び世帯数は、住民基本台帳上で集計した数値で、外国人住民を含みます。

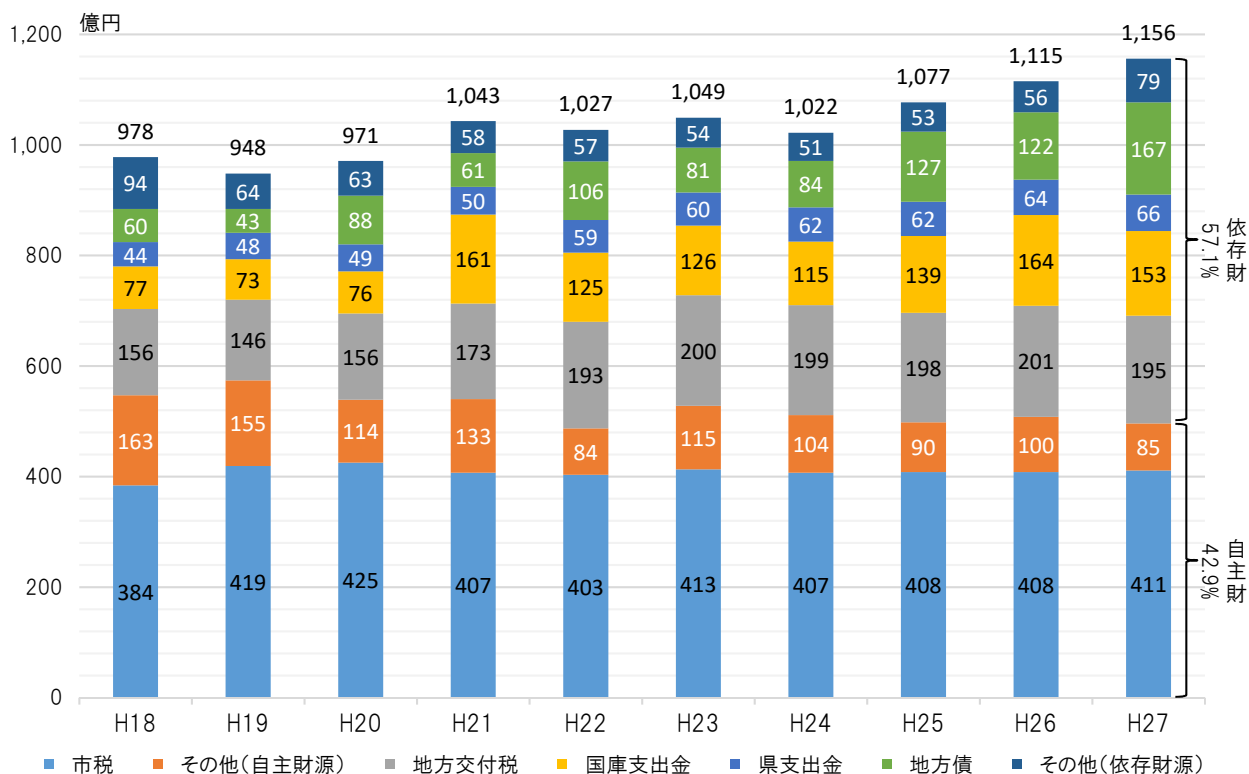
(2) 財政状況

① 歳入の状況

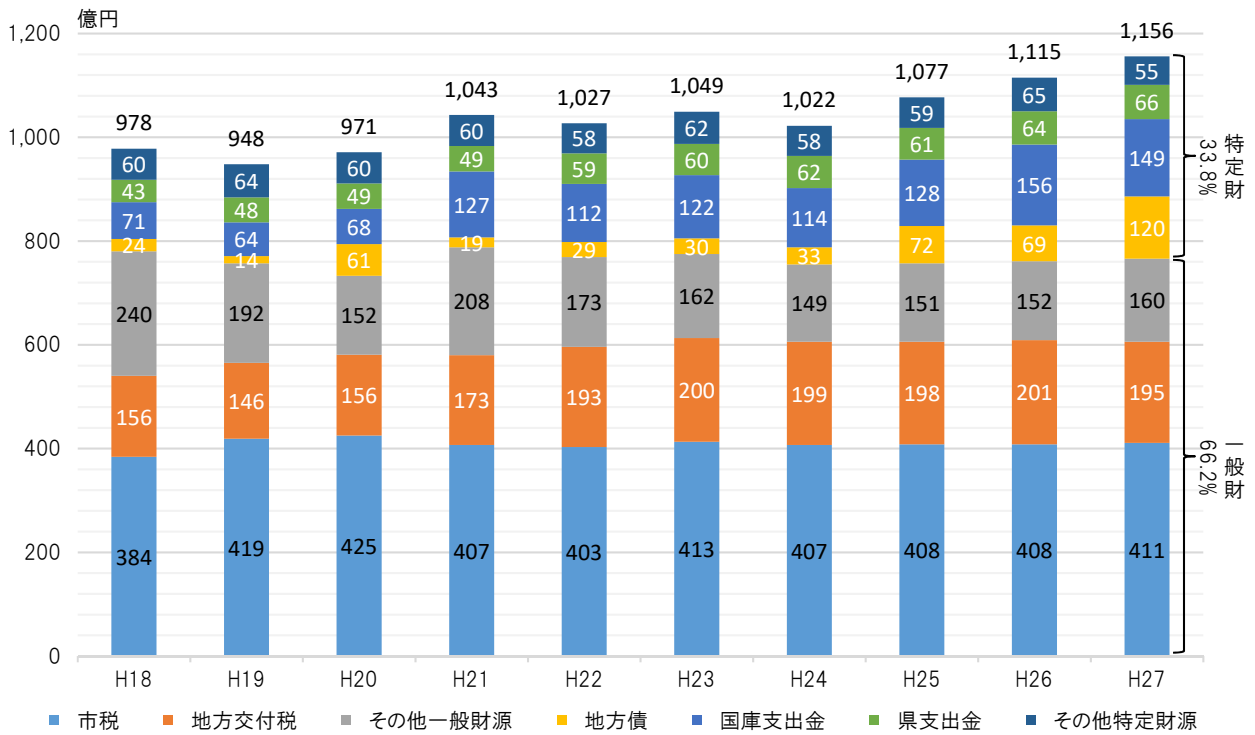
自主財源の根幹となる市税は、平成21年度以降、ほぼ横ばいとなっていますが、今後は人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、増収は見込めない状況です。

また、地方交付税は、市町村合併による合併算定特例期間が令和2年度で終了予定となっており、平成28年度以降は段階的に逡減していく見込みです。

【歳入の推移（普通会計決算 自主財源・依存財源）】



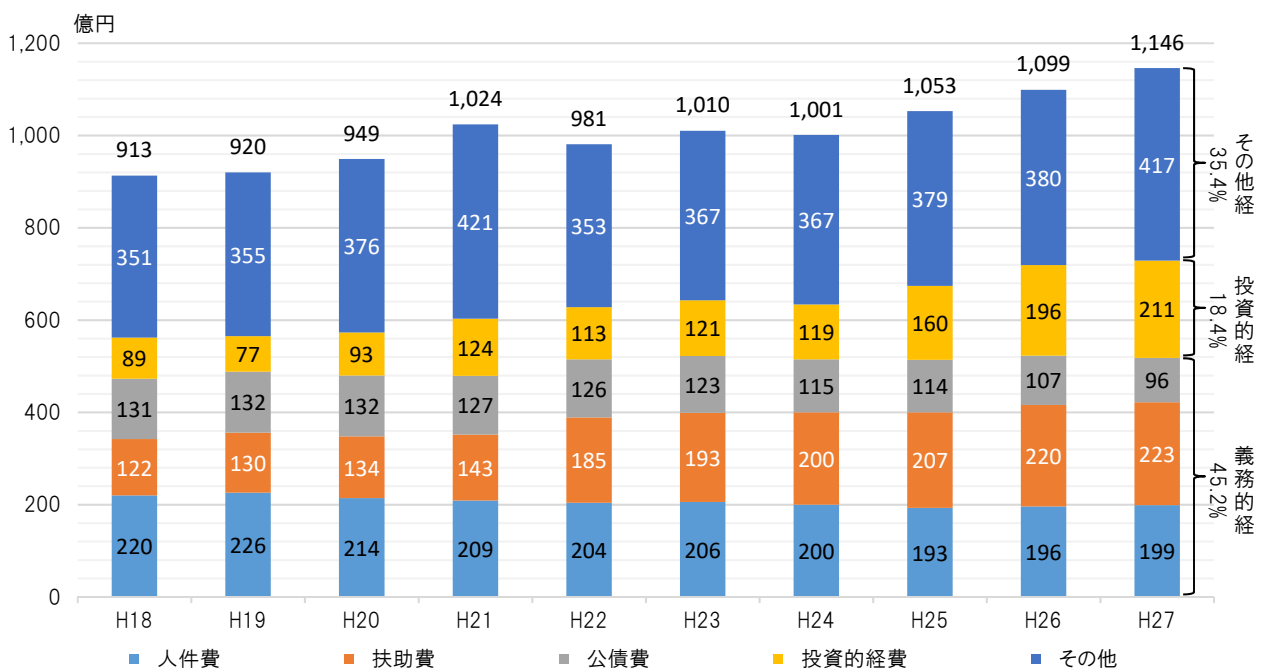
【歳入の推移（普通会計決算 一般財源・特定財源）】



② 歳出の状況

義務的経費のうち人件費及び公債費が行政改革の効果により減少傾向にある一方、扶助費は増加傾向となっており、義務的経費全体の歳出に占める割合は、約45%となっています。今後は高齢化の深化等により、扶助費等の増加が見込まれ、公共施設の整備に対する投資的経費の確保が困難になると予測されます。

【歳出の推移（普通会計決算）】

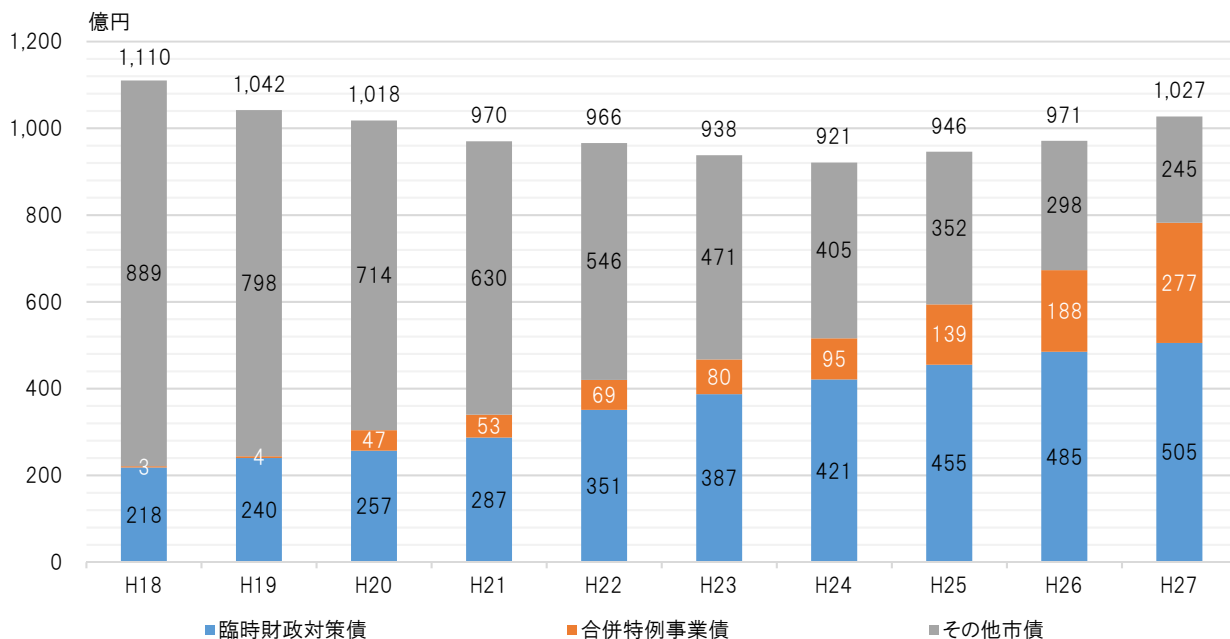


③ 市債現在高・市債発行額・市債償還額の推移

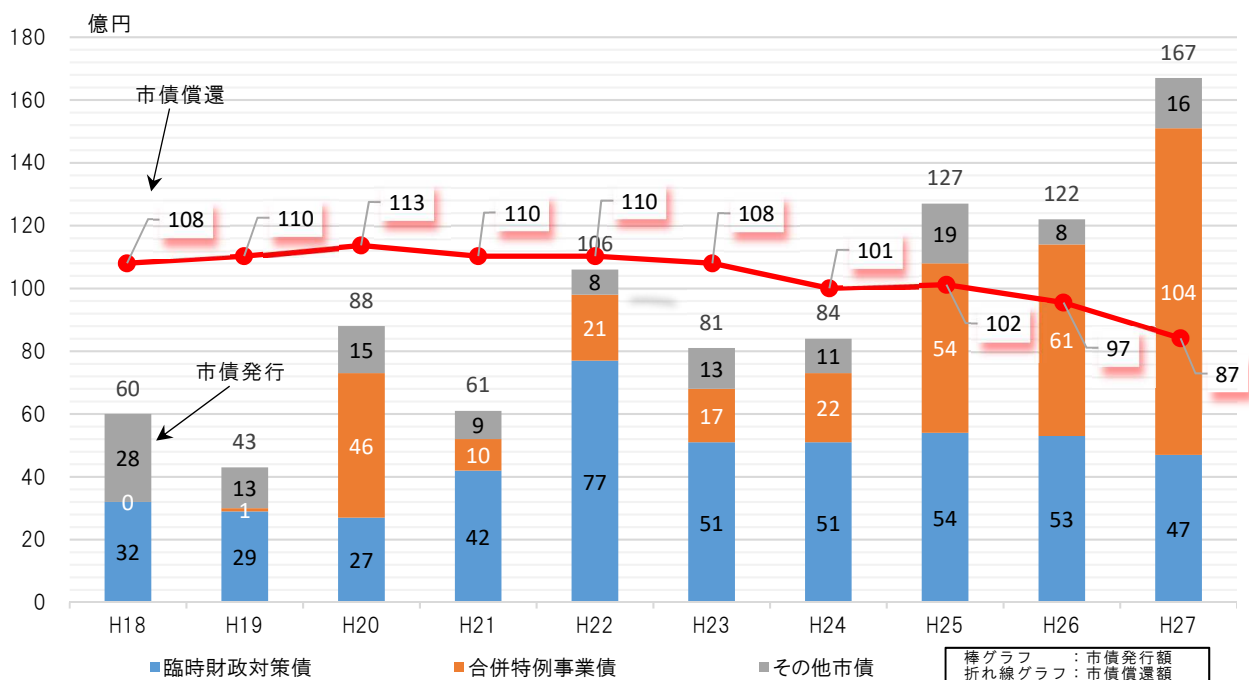
市債現在高は、平成18年度以降、減少傾向が続いてきましたが、平成25年度以降は増加傾向に転じ、新たな市債の発行額が償還額を上回る状態となっています。

これは、新市まちづくり計画等において合併後10年間で実施することを約束した、学校施設大規模改造事業、新斎場整備事業、新最終処分場整備事業、産業・スポーツセンター整備事業等が本格化したことによるもので、今後も久居ホール整備事業、本庁舎周辺整備事業等を実施していくことから、一定額の地方債発行が見込まれます。

【市債現在高（普通会計決算）】



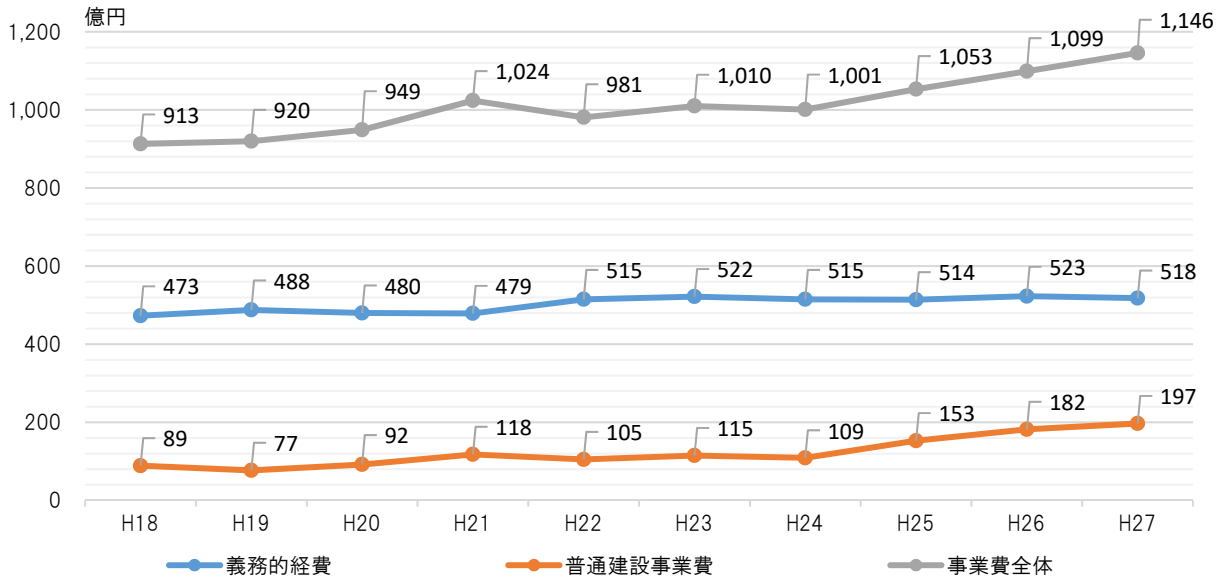
【市債発行額と償還額の推移（普通会計決算）】



④ 普通建設事業費の状況

平成25年度以降、学校施設大規模改造事業、新斎場整備事業、新最終処分場整備事業、産業・スポーツセンター整備事業等により増加傾向にあります。高度成長期に整備した各種公共施設が老朽化に伴い一斉に更新時期を迎えることから、維持更新費用の増大が避けられない状況となっています。このため、今ある公共施設の在り方についての抜本的な検討及びその対策が必要となっています。

【義務的経費・普通建設事業費の推移（普通会計決算）】

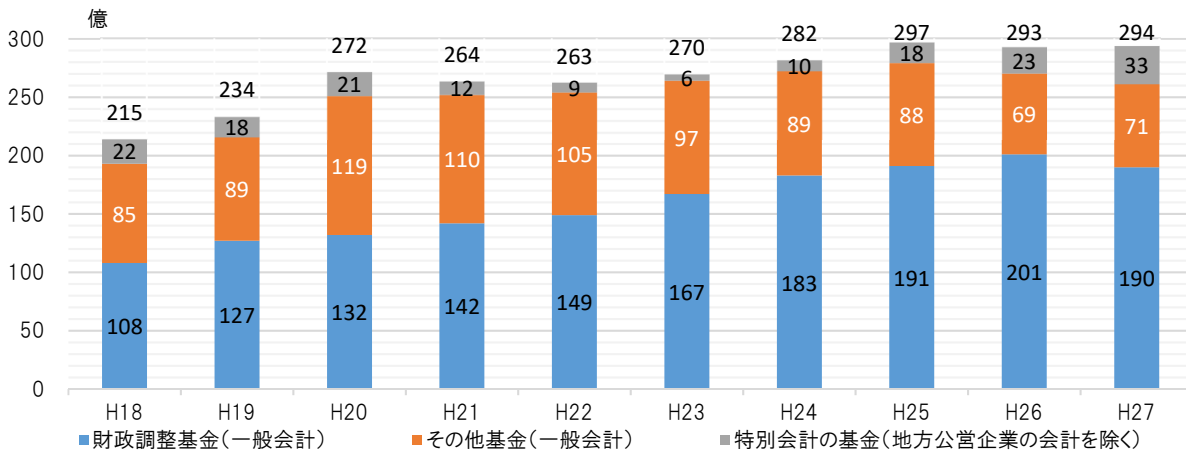


⑤ 基金現在高の推移

基金のうち財政調整基金の現在高は、平成26年度まで増加傾向が続いてきましたが、大規模建設事業への取組に伴い、平成27年度は減少に転じています。

今後も、大規模建設事業が一定期間続くものと見込んでいることから、更なる取崩しの可能性があります。災害時への対応や安定的な財政運営のため、一定額の確保が必要です。

【基金現在高の推移】

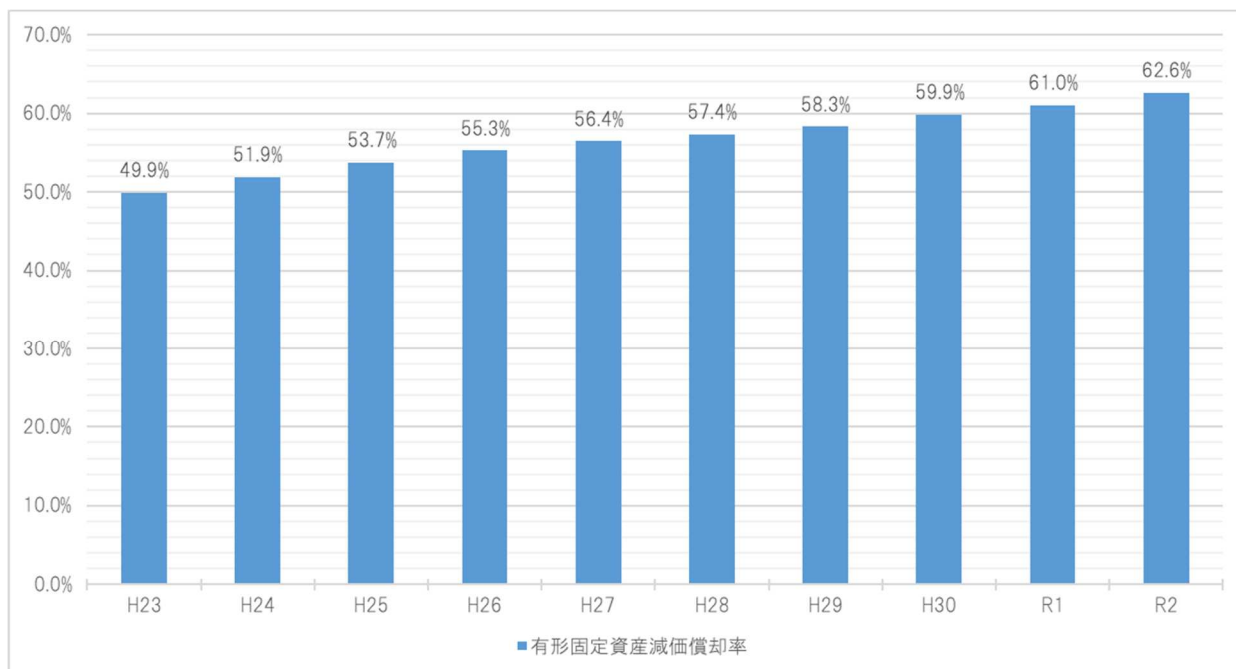


⑥ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、平成23年度から令和2年度まで増加傾向が続いており、経過年数が法定耐用年数に近い有形固定資産（公共施設）が増えていることがわかります。

今後も有形固定資産減価償却率の増加傾向を把握しながら、計画的に公共施設の更新を進めていく必要があります。

【有形固定資産減価償却率の推移】



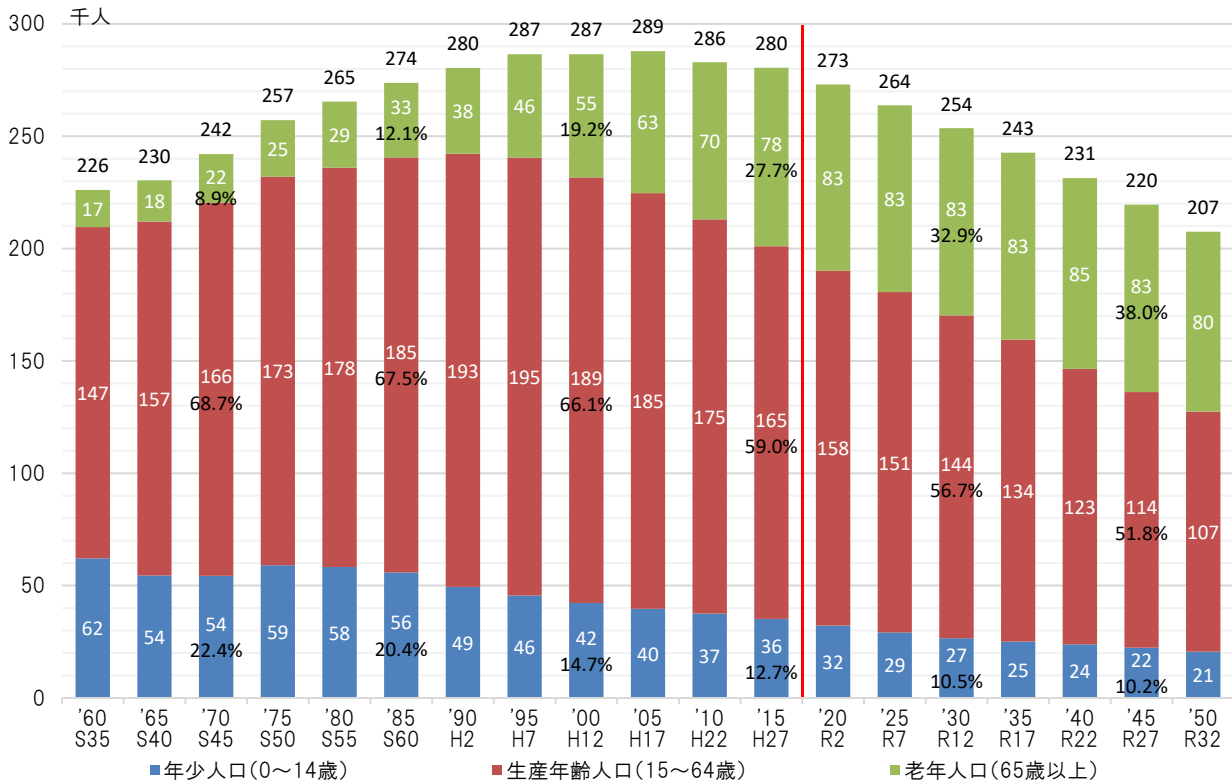
(3) 人口の推移

① 人口減少

総人口は、国勢調査実施年において、平成17年の約28.9万人をピークに、その後減少に転じ、平成27年では約0.9万人減（1.9%）の約28万人となっています。

人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれ、平成27年から平成62年までの35年間で、約7.3万人減少し、約20.7万人になると推計されています。

【将来人口の見通し】（平成26年時点）



出典：国立社会保障・人口問題研究所及び国勢調査

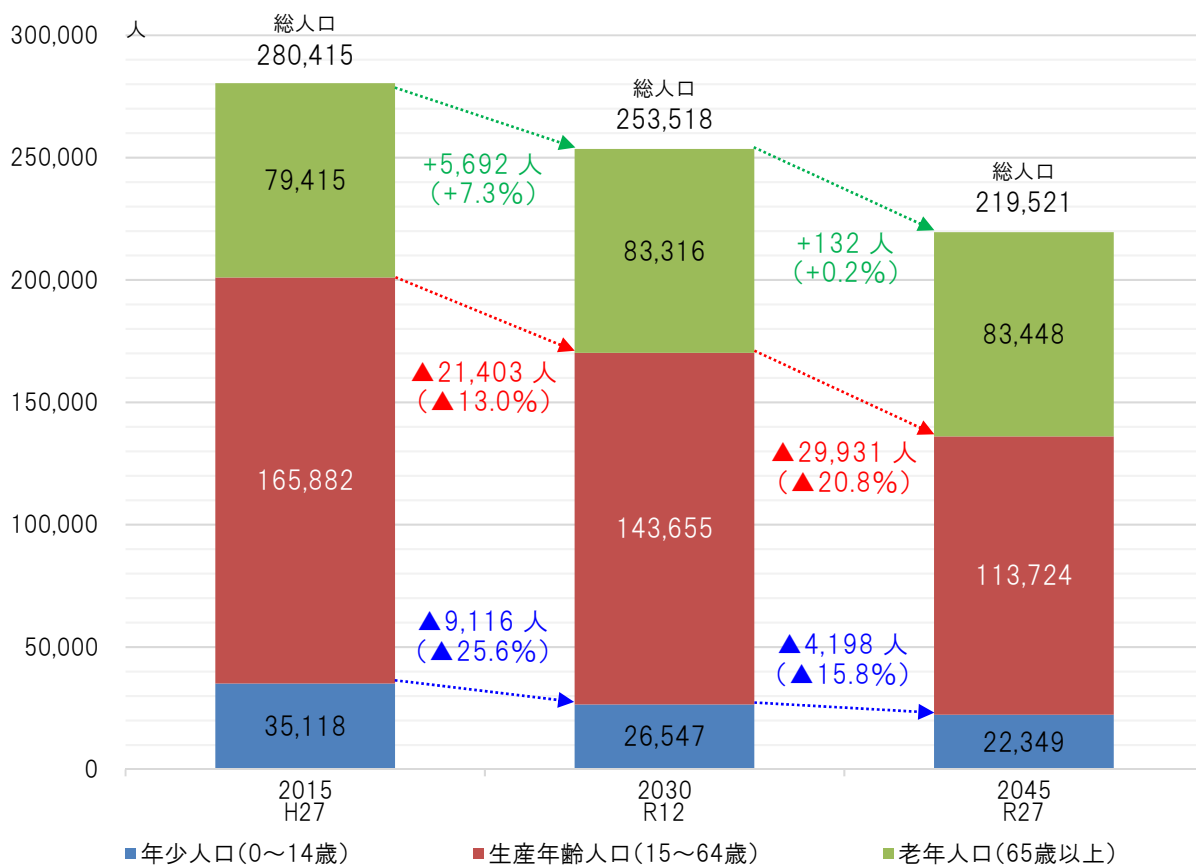
② 人口構造の変化

人口構造においては、総人口の増加とともに、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）も増加してきましたが、平成2年頃からは総人口の減少に先んじて、年少人口が減少し、逆に老年人口（65歳以上）が増加する等、変化してきました。

今後も年少人口と生産年齢人口は大幅に減少する一方、老年人口は、平成27年から30年後の令和27年頃まではやや増加しますが、総人口に占める割合は大幅に増加すると予想されます。

こうした状況から、将来的には、年少人口の減少、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少、高齢者の増加に伴う社会保障関係経費の増加等、社会経済環境に大きな変化が予測されます。

【人口構造の15年毎の見通し】（平成26年時点）



(※) 平成27年の人口については国勢調査の数値であり、年齢不詳の1,541人は含まれていません。

出典：国立社会保障・人口問題研究所及び国勢調査

2章. 津市の公共施設等の現状と課題

(1) 公共建築物

① 公共建築物の保有状況

平成27年度末（平成28年3月31日）時点で、本市の保有する公共建築物（水道事業会計、簡易水道事業特別会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の所管する施設は、インフラ施設として整理するため、除外してあります。）は、以下のとおりです。

施設数：1,123施設 延床面積：約110.9万㎡

庁舎、文化センター、体育館、図書館、保健センター等の基礎自治体の基本機能として設置した各種施設はもとより、地域振興のために設置した観光施設が、合併前の市町村単位に存置している状況にあります。

一方、本市が地方公共団体として保有する中で特徴的な施設として、モーターボート競走場、短期大学、ヘリポート、旅客船ターミナル等があります。

なお、廃校舎等の用途を廃止した施設については、含まれていません。

施設数では集会施設が、床面積では教育児童施設、公営住宅が多くを占めているのが津市の特徴で、集会施設が216施設（19.2%）、教育児童施設が203施設（18.1%）、消防防災施設が163施設（14.5%）で全体の約52%を占めています。

延床面積については、教育児童施設が約50.3万㎡（45.3%）、公営住宅が約14万㎡（12.6%）で全体の約58%を占めています。

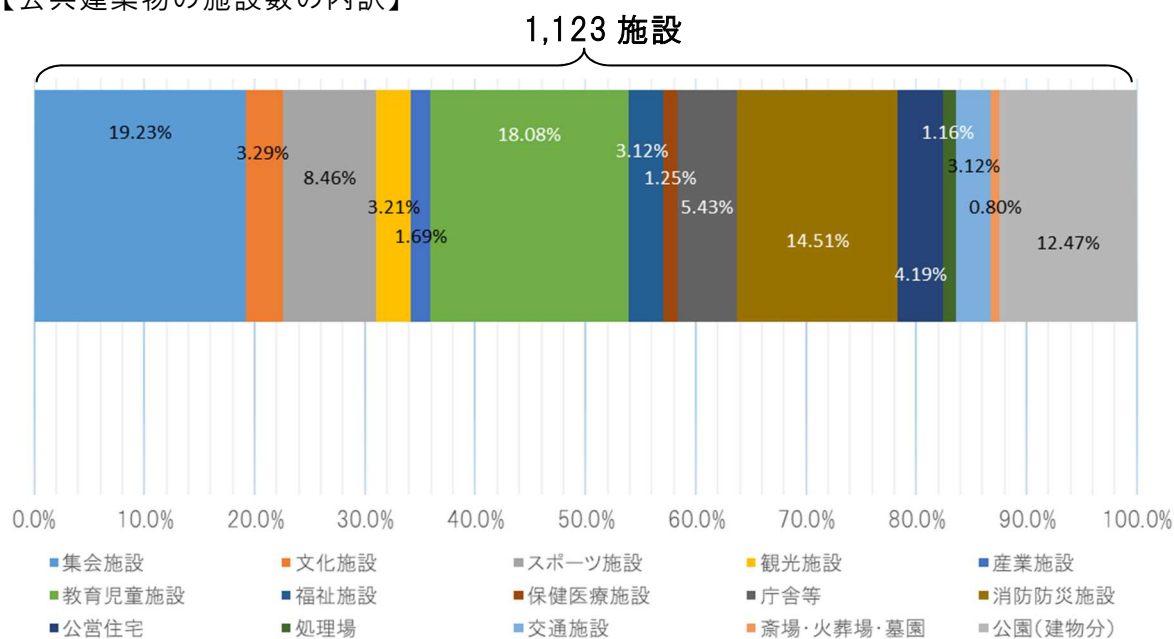
【施設類型別の施設数及び延床面積（平成27年度末時点）】

施設類型	施設数	延床面積	主な施設(例)
集会施設	216	69,916㎡	コミュニティセンター、集会所、隣保館、教育集会所、農民研修センター、公民館
文化施設	37	46,966㎡	文化センター、図書館、資料館(歴史的建造物・埋蔵文化財センター・歴史資料館・郷土資料館)等
スポーツ施設	95	45,321㎡	体育館、プール、武道場、サッカー場、テニスコート、野球場・グラウンド、陸上競技場等
観光施設	36	64,227㎡	キャンプ場・河川公園、温浴施設・宿泊施設・レストラン、観光センター(道の駅)、モーターボート競走場等
産業施設	19	13,902㎡	勤労会館・労働会館、コンベンション施設(メッセウイング・みえ)、産業振興施設、各種加工場等
教育児童施設	203	502,680㎡	小学校、中学校、三重短期大学、保育所、幼稚園、児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ、給食センター等
福祉施設	35	35,846㎡	老人福祉・デイサービスセンター、児童福祉会館・障がい福祉・介護保険施設、障がい者支援・母子寡婦支援施設、社会福祉センター・福祉会館、共同浴場等
保健医療施設	14	8,721㎡	保健センター、診療所(各種休日夜間診療所、国民健康保険竹原診療所)
庁舎等	61	62,172㎡	本庁舎・総合支所庁舎、水道庁舎、工事事務所等、出張所、ケーブルテレビセンター、書庫・倉庫・車庫等
消防防災施設	163	22,130㎡	消防署所(消防署・分署・分遣所)、消防団施設、消防倉庫、水防倉庫、備蓄倉庫等
公営住宅	47	140,191㎡	市営住宅・改良住宅・美杉住宅等
公園(建物分)	140	4,384㎡	公園管理棟・トイレ等

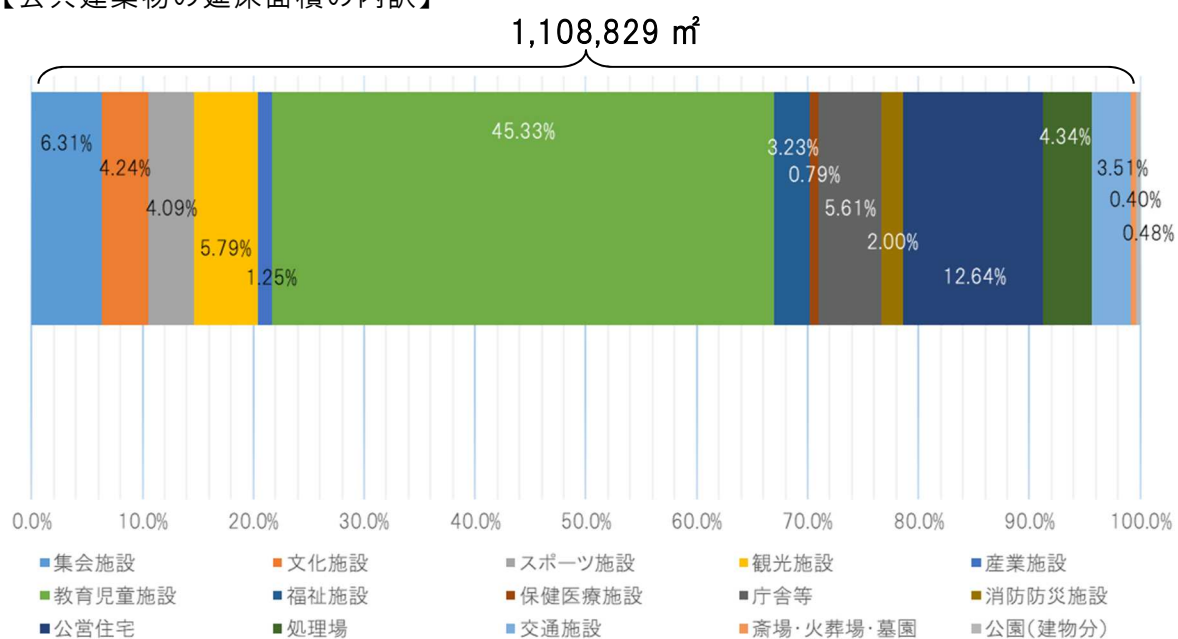
施設類型	施設数	延床面積	主な施設
処理場	13	48,092㎡	焼却処理施設、リサイクルセンター・一般廃棄物最終処分場・ストックヤード、し尿処理施設
交通施設	35	38,942㎡	伊勢湾ヘリポート、旅客船ターミナル(なぎさまち、空港島)、駐車場(市営駐車場、観光駐車場)、駐輪場等
斎場・火葬場・墓園	9	5,339㎡	斎場(いつくしみの杜)・火葬場、墓園等
合計	1,123	1,108,829㎡	

※計画改訂にあわせ、集会施設の延床面積、スポーツ施設の施設数、消防防災施設の施設数及び延床面積を修正しています。

【公共建築物の施設数の内訳】



【公共建築物の延床面積の内訳】



② 公共建築物の保有量の推移

津市公共施設等総合管理計画の対象施設については、各分野別に個別施設計画を策定し、その適正化の推進に努めています。津市個別施設計画の対象施設については、平成28年3月31日（津市公共施設等総合管理計画の策定時点）から令和8年3月31日（津市個別施設計画の中間見直し時点）までの間に、施設の新設、建替え、移転及び活用により増加した公共建築物は、延べ78施設、67,347㎡となっています。

一方、施設の廃止、移転及び建替えにより減少した公共建築物は、延べ187施設、88,607㎡となっています。その結果、差し引きで109施設の減少、21,260㎡の減少となっています。

施設数：109施設減 延床面積：21,260㎡減

【公共建築物の増減状況一覧（施設類型・区分順）】（令和8年3月末時点）

地域	地区	施設名	複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	増減	対応	備考
津	新町	新町会館	○	S	R2	5		A	651㎡	増	建替	
津	豊が丘	豊が丘おおぞら会館		S	H29	8		A	436㎡	増	新設	
津	南が丘	津南防災コミュニティセンター		S	R1	6		A	733㎡	増	新設	
安濃	安濃	安濃工業会館(R8廃止)		S	S63	37		B	365㎡	減	廃止	
安濃	明合	安濃コミュニティセンター	○	RC	H17	20		A	153㎡	増	活用	安濃庁舎の一部を活用
津	西が丘	津西ふれあい会館(R4新設)		S	R4	3		A	394㎡	増	新設	
津	安東	安東コミュニティセンター(R6新設)	○	RC	S48	52		C	396㎡	増	活用	旧安東幼稚園の一部を活用
津	新町	旧新町会館(R2建替)	○	RC	S47	-		-	303㎡	減	建替	売却処分済
久居	榊原	落合地区集会所(R7廃止)		S	S56	44		-	103㎡	減	廃止	
安濃	安濃	旧清水築原垣内集会所(R1廃止)		W	S49	-		-	30㎡	減	廃止	
久居	成美	旧新町文化財保管庫(H30廃止)		RC	S46	-		-	324㎡	減	廃止	
久居	立成	久居新町中央集会所(R8廃止)		S	S61	39		-	125㎡	減	廃止	
津	修成	橋南公民館		RC	H2	-	R2	-	876㎡	増	活用	旧修成幼稚園を活用
津	一身田	一身田公民館	○	RC	H31	-		-	350㎡	増	建替	
河芸	豊津	豊津公民館(R5廃止)	※	RC	S40	-		-	486㎡	減	廃止	
河芸	黒田	黒田公民館(R5廃止)	※	RC	S44	-		-	73㎡	減	廃止	
美里	辰水	辰水公民館(R6廃止)	※	RC	S62	-		-	94㎡	減	廃止	
美里	長野	長野公民館(R6廃止)	※	RC	H1	-		-	94㎡	減	廃止	
津	一身田	旧一身田公民館(H31建替)	○	RC	S42	-		-	429㎡	減	建替	
津	修成	旧橋南公民館(R2移転)		RC	S47	-		-	479㎡	減	建替	売却処分済
津	養正	センターハルスホール(R6廃止)		SRC	S60	-	H24	-	1,120㎡	減	廃止	
久居	誠之	久居アルスプラザ(ときの風ホール及び附帯施設)		S (一部RC)	R2	-		-	6,061㎡	増	新設	
白山	倭	白山郷土資料館(H31廃止)		W	S30	-		-	553㎡	減	廃止	

久居	誠之	埋蔵文化財センター久居分室 (R1廃止)		RC	S49	-	-	755㎡	減	廃止	
津	安東	サオリーナ(アリーナ、ジム)	○	RC	H29	-	-	17,632㎡	増	新設	
津	安東	三重武道館	○	RC	H29	-	-	2,246㎡	増	新設	
津	栗真	三重武道館弓道遠の場		S	H30	-	-	203㎡	増	新設	
津	修成	旧津市体育館(H29廃止)		RC	S41	-	-	5,119㎡	減	廃止	
久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール (R8廃止)		S	H2	-	-	725㎡	減	廃止	
白山	家城	旧白山元取プール(休止中→ R4廃止)		RC	S42	-	-	16㎡	減	廃止	
津	櫛形	旧津市民プール(H29廃止)		RC	S48	-	-	2,664㎡	減	廃止	
津	安東	サオリーナ(プール)	○	RC	H29	-	-	826㎡	増	新設	
津	櫛形	津市民テニスコート(R3新設)		S	R3	-	-	829㎡	増	新設	
津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)		-	S47	-	-	-	減	廃止	
久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯 の瀬」テニスコート(R3廃止)		-	S63	-	-	-	減	廃止	
安濃	明合	安濃テニスコート(R3廃止)		-	S54	-	-	-	減	廃止	
津	白塚	白塚海浜公園ゲートボール場 (廃止扱)		-	H14	-	-	-	減	廃止	
久居	栗葉	庄司庵公園内ゲートボール場 (R6廃止)		-	H8	-	-	-	減	廃止	
美里	高宮	美里ゲートボール場(R6廃止)		-	H4	-	-	-	減	廃止	
美里	長野	長野教育集会所ゲートボール場 (廃止扱)		-	S49	-	-	-	減	廃止	
安濃	明合	安濃中央総合公園内ゲートボ ール場(R7廃止)		-	S62	-	-	-	減	廃止	
一志	大井	とことめの里一志パターゴルフ場 (R5廃止)		-	H9	-	-	-	減	廃止	
白山	川口	白山川口ゲートボール場(R6廃 止)		-	S61	-	-	-	減	廃止	
白山	大三	白山大三ゲートボール場(R3廃 止)		-	H2	-	-	-	減	廃止	
白山	ハツ山	白山ゲートボール場(R3廃止)		-	S61	-	-	-	減	廃止	
白山	ハツ山	青山高原保健休養地パターゴ ルフ場(R8廃止)		W	H2	-	-	394㎡	減	廃止	
津	栗真	旧北部市民センターゲートボ ール場(H30廃止)		-	H1	-	-	-	減	廃止	
津	神戸	旧西部市民センターゲートボ ール場(H30廃止)		-	H3	-	-	-	減	廃止	
久居	立成	旧久居スポーツ公園内ゲート ボール場(H29廃止)		-	S59	-	-	-	減	廃止	
白山	倭	旧白山倭ゲートボール場(H29 廃止)		-	H2	-	-	-	減	廃止	
一志	波瀬	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)		W	S61	-	-	145㎡	減	廃止	
久居	榊原	榊原温泉湯の瀬(キャンプ場) (R4新設)		W	R4	-	-	164㎡	増	新設	
白山	倭	レストハウスすまぐち(休止中→ R5廃止)		S	H3	-	-	240㎡	減	廃止	
久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯 の瀬」(R3廃止)		RC	S63	-	-	1,195㎡	減	廃止	
久居	榊原	榊原温泉湯の瀬(R4新設)		S	R4	-	-	1,976㎡	増	新設	
美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野(休止中→R8 廃止)		RC	S49	-	-	1,055㎡	減	廃止	
津	大里	津市ビジネスサポートセンター		RC	H14	-	-	420㎡	増	活用	産業業務機能支援中核施設「あの つピア」に入居(賃貸借)
津	大里	旧産業振興センター(H29再編)		RC	H14	-	-	45㎡	減	廃止	津市ビジネスサポートセンターに再 編
美杉	美杉東	木材処理加工施設		W (一部 S)	H10	-	-	672㎡	増	新設	本市の出資法人の解散に伴い、残 余財産を引き受け
芸濃	雲林院	林業センター(休止中→R5廃 止)		S	S54	-	-	68㎡	減	廃止	

津	藤水	旧のり人工採苗施設(H30廃止)		S	S41	-	-	299㎡	減	廃止	
安濃	明合	安濃交流会館(旧農産物加工施設)(R2廃止)		RC	S47	-	-	106㎡	減	廃止	あのを温泉は存続、農産物加工機能を廃止
美里	高宮	旧高宮小学校(H29廃止)		S	S47	-	-	2,753㎡	減	廃止	
美里	辰水	旧辰水小学校(H29廃止)		RC	S62	-	-	3,826㎡	減	廃止	
美里	長野	旧長野小学校(H29廃止)		RC	H1	-	-	3,218㎡	減	廃止	
美里	高宮	旧美里中学校(H29廃止)		RC	H15	-	-	6,485㎡	減	廃止	
美里	高宮	みさとの丘学園(前期課程)		RC	H15	-	-	6,689㎡	増	活用	旧美里中学校建物を活用し、小中一貫義務教育学校に移行
美里	高宮	みさとの丘学園(後期課程)		RC	H28	-	-	前期課程に計上	増	新設	旧美里中学校建物を増築し、小中一貫義務教育学校に移行
津	敬和	津市立教育研究所(ほほえみ教室)(R5位置変更)		S	S52	-	H9	272㎡	減	廃止	
津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会(R7建替)		S	H5	-	-	133㎡	減	建替	
津	南立誠	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会		S	H31	-	-	153㎡	増	新設	
津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ		RC	S61	-	-	150㎡	増	活用	旧北立誠幼稚園の一部を活用
津	新町	新町地区放課後児童クラブわかば会	○	RC	S49	-	H28-R1	216㎡	増	活用	新町小学校の一部を活用
津	神戸	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	○	RC	S48	-	H24-H26	190㎡	増	活用	神戸小学校の一部を活用
津	大里	大里地区放課後児童クラブびーだまクラブ	○	RC	S55	-	-	66㎡	増	活用	大里小学校の一部を活用
安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ		S	H29	-	-	99㎡	増	移転	
一志	川合	アドバンスキッズくらぶ	○	RC	H16	-	-	192㎡	増	活用	一志東小学校の一部を活用
一志	高岡	一志放課後児童クラブ高岡児童クラブ(R5廃止)		S	H17	-	-	106㎡	減	廃止	
津	安東	安東地区放課後児童クラブひだまり(R3新設)	○	RC	S48	-	-	146㎡	増	活用	旧安東幼稚園の一部を活用
津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会(R6新設)	○	RC	S45	-	H24-H26	105㎡	増	活用	白塚小学校の一部を活用
津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼクラブ4丁目(R5新設)		S	R5	-	-	84㎡	増	新設	
津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼクラブ5丁目(R5新設)		S	R5	-	-	98㎡	増	新設	
久居	誠之	誠之放課後児童クラブ(R6新設)		W	R6	-	-	151㎡	増	新設	
久居	成美	成美放課後児童クラブひまわり(R5新設)	○	RC	H13	-	-	136㎡	増	活用	成美小学校の一部を活用
久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ(R6新設)	○	RC	S53	-	-	106㎡	増	活用	栗葉小学校の一部を活用
芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地(R3新設)		S	R2	-	-	89㎡	増	新設	
芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 3番地(R4新設)		S	R2	-	-	89㎡	増	新設	
安濃	草生	草生放課後児童クラブKUSAWA KIDS(R4新設)	○	S	S54	-	-	126㎡	増	活用	旧草生幼稚園の一部を活用
一志	大井	一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ(R5新設)	○	RC	H9	-	-	184㎡	増	活用	とことめの里一志の一部を活用
津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会(R7建替)		S	R7	-	-	271㎡	増	建替	
津	南立誠	旧観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会(H31移転)		RC	S46	-	-	47㎡	減	移転	観音寺保育園内
津	新町	旧新町地区放課後児童クラブわかば会(H31移転)		S	H3	-	-	147㎡	減	移転	
津	神戸	旧神戸地区放課後児童クラブみどりっ子(R1移転)		S	H4	-	-	190㎡	減	移転	
一志	川合	アドバンスキッズくらぶ(H30移転)		RC	H20	-	-	36㎡	減	移転	
安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ(H29移転)		S	H4	-	-	35㎡	減	移転	
津	高茶屋	高茶屋保育園(R7閉園)		RC	S52	-	-	967㎡	減	廃止	
津	雲出	雲出保育園		RC	S49	-	-	860㎡	増	活用	旧雲出幼稚園を活用

河芸	上野	上野保育園(R4閉園)		RC	H5	-	-	594㎡	減	廃止	
一志	波瀬	波瀬保育園(休園中→R4閉園)		S	S60	-	-	395㎡	減	廃止	
美杉	太郎生	太郎生保育園(休園中→R4閉園)		S	S58	-	-	369㎡	減	廃止	
津	新町	旧新町保育園(H30閉園)		RC	S47	-	-	511㎡	減	廃止	
津	雲出	雲出保育園		RC	S45	-	-	445㎡	減	廃止	
芸濃	椋本	旧芸濃保育園(R2閉園)		S	S61	-	-	733㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	旧香良洲保育園(H30閉園)		RC	H12	-	-	434㎡	減	廃止	
一志	高岡	旧高野保育園(H31閉園)		S	S63	-	-	1,048㎡	減	廃止	
白山	倭	旧白山保育園(H30閉園)		S	H17	-	-	860㎡	減	廃止	
津	育生	育生幼稚園(休園中→R5閉園)		RC	S48	-	-	919㎡	減	廃止	
津	高茶屋	高茶屋幼稚園(R7閉園)		RC	S54	-	-	1,244㎡	減	廃止	
津	大里	大里幼稚園(休園中→R7閉園)		RC	H4	-	-	756㎡	減	廃止	
久居	栗葉	栗葉幼稚園(休園中→R8閉園)		S	S53	-	-	571㎡	減	廃止	
河芸	豊津	豊津幼稚園(R4閉園)		RC	S52	-	-	752㎡	減	廃止	
河芸	上野	上野幼稚園(R4閉園)		RC	H1	-	-	852㎡	減	廃止	
芸濃	明	明幼稚園(休園中→R7閉園)		S	S58	-	-	637㎡	減	廃止	
津	安東	安東幼稚園(休園中→R3閉園)		RC	S48	-	-	570㎡	減	廃止	
津	白塚	白塚幼稚園(休園中→R6閉園)		RC	S58	-	H24	361㎡	減	廃止	
津	高野尾	高野尾幼稚園(休園中→R4閉園)		RC	H1	-	-	605㎡	減	廃止	
津	修成	旧修成幼稚園(H30閉園)		RC	H2	-	-	872㎡	減	廃止	
津	北立誠	旧北立誠幼稚園(H31閉園)		RC	S61	-	-	814㎡	減	廃止	
津	新町	旧新町幼稚園(H30閉園)		RC	S45	-	-	600㎡	減	廃止	
津	神戸	旧神戸幼稚園(H30閉園)		RC	S52	-	-	1,039㎡	減	廃止	
津	雲出	旧雲出幼稚園(H31閉園)		RC	S49	-	-	759㎡	減	廃止	
芸濃	椋本	旧椋本幼稚園(R2閉園)		S	H2	-	-	552㎡	減	廃止	
芸濃	安西	旧安西・雲林院幼稚園(R2閉園)		S	S59	-	-	468㎡	減	廃止	
安濃	草生	旧草生幼稚園(H30閉園)		S	S54	-	-	486㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	旧香良洲幼稚園(H30閉園)		RC	H12	-	-	699㎡	減	廃止	
一志	高岡	旧高岡幼稚園(H31閉園)		S	S63	-	-	699㎡	減	廃止	
一志	大井	旧大井幼稚園(H30閉園)		S	S52	-	-	295㎡	減	廃止	
一志	波瀬	旧波瀬幼稚園(H30閉園)		S	S60	-	-	354㎡	減	廃止	
白山	倭	旧白山幼稚園(H30閉園)		S	H17	-	-	1,587㎡	減	廃止	
津	神戸	津みどりの森こども園		RC	H2	-	H29	1,937㎡	増	活用	神戸幼稚園を増築・活用
芸濃	椋本	芸濃こども園		S	R2	-	-	2,325㎡	増	新設	
香良洲	香良洲	香良洲浜っ子幼児園	○	RC	H12	-	-	1,606㎡	増	活用	香良洲保育園及び香良洲幼稚園を活用
一志	高岡	一志こども園		S	S63	-	H30	1,983㎡	増	活用	高野保育園及び高岡幼稚園を活用
白山	倭	白山こども園	○	S	H17	-	-	3,248㎡	増	活用	白山保育園及び白山幼稚園を活用

河芸	上野	河芸こども園(R4新設)		RC	H5	-	-	1,446㎡	増	活用	上野保育園及び上野幼稚園を活用
津	南が丘	旧南が丘子育て広場(H30閉所)		S	H27	-	-	97㎡	減	廃止	
津	南が丘	たるみ子育て支援センター「かるがも」(べんぎん)	○	RC	S53	-	-	252㎡	増	活用	たるみ児童福祉会館の一部を活用
津	高茶屋	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)(R6廃止)		RC	S52	-	-	49㎡	減	廃止	
津	南が丘	たるみ子育て交流館	○	RC	S53	-	-	1,567㎡	増	活用	たるみ児童福祉会館の一部を活用
一志	大井	一志在宅介護支援センター(休止中→R4廃止)		RC	H9	-	-	103㎡	減	廃止	
白山	川口	白山在宅介護支援センター(休止中→R4廃止)		S	H11	-	-	106㎡	減	廃止	
美里	辰水	美里高齢者生活福祉センター(R4廃止)		RC (一部)	H4	-	H11	753㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	香良洲デイサービスセンター(休止中→R4廃止)		RC (一部)	H6	-	-	539㎡	減	廃止	
一志	大井	一志デイサービスセンター(休止中→R4廃止)		RC	H9	-	-	526㎡	減	廃止	
白山	川口	白山デイサービスセンター(休止中→R4廃止)		S	H11	-	-	384㎡	減	廃止	
安濃	明合	安濃福祉センター(R2廃止)		RC	H8	-	-	940㎡	減	廃止	
津	南が丘	たるみ作業所(R7廃止)		RC	S62	-	-	793㎡	減	廃止	
芸濃	椋本	むくの木ワーク(R7廃止)	○	S	H16	-	-	340㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	まつぼっくり作業所(R7廃止)		RC	S56	-	-	843㎡	減	廃止	
一志	大井	コスモス作業所(R7廃止)		S	S46	-	-	664㎡	減	廃止	
白山	川口	はくさんホーム(R7廃止)		S	S58	-	H22	316㎡	減	廃止	
白山	ハツ山	はくさん作業所(R7廃止)		S	H15	-	-	822㎡	減	廃止	
津	藤水	たるみ児童福祉会館		RC	S53	-	-	1,567㎡	減	廃止	民営化
津	養正	旧夜間成人応急診療所(H29閉所)		SRC	S62	-	-	68㎡	減	廃止	津リージョンプラザ内
津	養正	応急クリニック	○	RC	H29	-	-	285㎡	増	新設	
美杉	美杉南	家庭医療クリニック	○	S	H5	-	-	138㎡	増	活用	美杉高齢者生活福祉センターの一部を活用
津	養正	教育委員会庁舎	○	RC	H29	-	-	1,324㎡	増	新設	
津	養正	津北工事事務所		S	H29	-	-	576㎡	増	新設	
津	北立誠	津駅前北部土地区画整理事務所(R7廃止)		S	H10	-	-	199㎡	減	廃止	
津	片田	津市建設作業事務所		S	H6	-	-	484㎡	増	活用	旧白銀環境清掃センターの事務所を活用
安濃	明合	旧津北工事事務(H29移転)		RC	S32	-	-	924㎡	減	廃止	
津	高茶屋	旧相川建設作業事務所(H29廃止)		S	S47	-	-	280㎡	減	廃止	
津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	○	RC	S47	-	-	154㎡	減	移転	
津	安東	安東出張所(R6移転)		RC	S46	-	-	190㎡	減	移転	
津	一身田	一身田出張所	○	S	H31	-	-	99㎡	増	建替	
白山	倭	倭出張所		S	H30	-	-	103㎡	増	新設	
津	安東	安東出張所(R6移転)	○	RC	S48	-	R6	32㎡	増	移転	
津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	○	RC	H17	-	-	51㎡	増	移転	
久居	成美	旧久居駅前出張所(H30廃止)		SRC	H9	-	-	40㎡	減	廃止	ポルタひさい内
津	一身田	旧一身田出張所(H31廃止)	○	RC	S42	-	-	96㎡	減	建替	

白山	倭	旧倭出張所(H30建替)		W	S30	-	-	66㎡	減	建替	
美杉	美杉南	旧ケーブルテレビ志放送通信センター(H30廃止)		S	H11	-	-	231㎡	減	廃止	
安濃	明合	安芸事業所		RC	H7	-	-	789㎡	減	廃止	
津	南立誠	桜橋倉庫(土地区画整理事業倉庫)		S	H1	-	-	78㎡	減	廃止	
津	育生	生涯学習課倉庫		S	S55	-	-	78㎡	減	廃止	
津	育生	元失業対策屋内作業所		S	S54	-	-	91㎡	減	廃止	
白山	倭	倭書庫		W	S39	-	-	356㎡	減	廃止	
津	栗真	北消防署(R6建替)		RC	S49	-	-	726㎡	減	建替	
津	安東	中消防署西分署(R8建替)		RC	S52	-	-	458㎡	減	建替	
津	雲出	久居消防署南分署		S	H31	-	-	860㎡	増	建替	
津	栗真	北消防署(R6建替)	○	S	R6	-	-	1,323㎡	増	建替	
津	安東	中消防署西分署(R8建替)		S	R8	-	-	926㎡	増	建替	
津	栗真	消防訓練施設(R8新設)		RC	R8	-	-	161㎡	増	新設	
津	雲出	旧久居消防署南分署(H31建替)		RC	S40	-	-	568㎡	減	建替	
津	安東	津方面団安東分団車庫(R6移転)		OB	H4	-	-	24㎡	減	移転	
津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所(R6建替)		OB	H7	-	-	31㎡	減	建替	
津	新町	津方面団新町分団車庫	○	S	R2	-	-	51㎡	増	建替	
美里	辰水	美里方面団第3分団車庫家所(R7廃止)		OB	H6	-	-	22㎡	減	廃止	
美里	辰水	美里方面団第3分団車庫穴倉(R7廃止)		S	H6	-	-	20㎡	減	廃止	
美里	辰水	美里方面団第3分団車庫高座原(R7廃止)		S	S61	-	-	23㎡	減	廃止	
安濃	村主	安濃方面団本部村主分団詰所・車庫		RC	H6	-	-	338㎡	増	活用	旧安濃町役場厚生棟を活用
安濃	草生	安濃方面団草生分団詰所・車庫(R4新設)		S	S54	-	-	486㎡	増	活用	旧草生幼稚園の一部を活用
一志	波瀬	一志方面団第2分団詰所・車庫		S	S60	-	-	354㎡	増	活用	旧波瀬幼稚園を活用
白山	倭	白山方面団第4分団車庫・詰所		S	H21	-	-	179㎡	増	活用	旧白山郷土資料館の一部を活用
美杉	美杉東	美杉方面団第1分団第3格納庫(R4廃止)		W	H7	-	-	61㎡	減	廃止	
美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第1格納庫(R4廃止)		S	H5	-	-	57㎡	減	廃止	
津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所(R6建替)	○	S	R6	-	-	108㎡	増	建替	
津	安東	津方面団安東分団車庫・詰所(R6移転)	○	RC	S48	-	R6	65㎡	増	移転	
美里	辰水	美里方面団第3分団車庫・詰所(R7新設)		S	H4	-	R6	720㎡	増	活用	旧美里高齢者生活福祉センターを活用
津	新町	津方面団新町分団車庫(R3廃止)	○	OB	S59	-	-	29㎡	減	建替	
安濃	村主	旧安濃方面団村主分団川西班車庫・水防倉庫(H30廃止)		S	H5	-	-	94㎡	減	廃止	
安濃	村主	旧安濃方面団村主分団浄土寺班車庫(H31廃止)		W	不明	-	-	22㎡	減	廃止	
安濃	草生	旧安濃方面団草生分団安部班車庫(H31廃止)		W	S62	-	-	28㎡	減	廃止	
安濃	草生	旧安濃方面団草生分団草生班車庫(R2廃止)		W	H3	-	-	22㎡	減	廃止	
一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第1小隊詰所(R2廃止)		S	S55	-	-	27㎡	減	廃止	
一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第2小隊詰所(R2廃止)		S	不明	-	-	39㎡	減	廃止	
一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第4小隊詰所(R2廃止)		S	H2	-	-	28㎡	減	廃止	
白山	倭	白山方面団第4分団車庫・詰所(R2移転)		S	S59	-	-	67㎡	減	移転	

美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第3格納庫(H31廃止)		S	不明	-	-	56㎡	減	廃止	
美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第4格納庫(H31廃止)		S	S60	-	-	58㎡	減	廃止	
美杉	奥津	旧美杉方面団第5分団第4格納庫(H31廃止)		S	不明	-	-	20㎡	減	廃止	
津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	○	CB	H7	-	-	30㎡	減	建替	
津	北立誠	江戸橋水防倉庫(R2廃止)		S	S60	-	-	34㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	香良洲地域水防倉庫(H29廃止)		W	H6	-	-	17㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	香良洲庁舎水防倉庫(R4廃止)		S	S49	-	-	46㎡	減	廃止	
久居	誠之	久居元町水防倉庫(H30廃止)		S	H6	-	-	33㎡	減	廃止	
津	南立誠	橋北水防倉庫(R2移転)		S	S60	-	-	34㎡	増	移転	
津	櫛形	櫛形第2水防倉庫		CB	S56	-	-	23㎡	増	活用	旧消防櫛形倉庫を活用
津	一身田	一身田水防倉庫(H30建替)		S	H3	-	-	33㎡	減	建替	
津	一身田	一身田水防倉庫(R2新設)		S	R2	-	-	27㎡	増	建替	
久居	誠之	久居元町水防倉庫		S	S52	-	-	54㎡	増	活用	旧元町第二分団倉庫を活用
津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	○	S	R6	-	-	20㎡	増	建替	
津	南立誠	消防橋北倉庫(R2廃止)		S	S60	-	-	34㎡	減	廃止	
久居	誠之	久居元町旧第2分団倉庫(R4廃止)		S	S52	-	-	54㎡	減	廃止	
津	櫛形	消防櫛形倉庫(未利用→R2廃止)		CB	S56	-	-	23㎡	減	廃止	
津	養正	旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S56	-	-	5㎡	減	廃止	
津	修成	旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	H8	-	-	6㎡	減	廃止	
津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会ポンプ庫(H29廃止)		CB	S54	-	-	5㎡	減	廃止	
津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会防災倉庫(H29廃止)		CB	不明	-	-	4㎡	減	廃止	
津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S54	-	-	5㎡	減	廃止	
津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫(H29廃止)		S	S57	-	-	8㎡	減	廃止	
津	育生	旧育生地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S55	-	-	5㎡	減	廃止	
白山	倭	白山倭倉庫		S	S48	-	-	636㎡	減	廃止	
河芸	豊津	中別保住宅		W	S38	-	-	160㎡	減	廃止	
美杉	美杉南	奥津団地		W	S32	-	-	115㎡	減	廃止	
久居	誠之	久居厚生寮		W	S52	-	-	104㎡	減	廃止	
香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション		S	H29	-	-	255㎡	増	建替	
香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション		S	H10	-	-	131㎡	減	建替	
津	養正	フェニックス通り駐車場		SRC	S60	-	-	7,705㎡	減	廃止	
津	養正	フェニックス通公共自転車等駐車場(R7廃止)		SRC	S60	-	-	288㎡	減	廃止	
久居	成美	久居駅東口公共自転車等駐車場		平面	R2	-	-	831㎡	増	新設	
久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場(R7廃止)		平面	不明	-	-	19㎡	減	廃止	
久居	桃園	桃園駅前第二公共自転車等駐車場(R7廃止)		平面	H30	-	-	29㎡	増→減	新設→廃止	平成30年に新設→令和7年に廃止
久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場(R7新設)		平面	R7	-	-	442㎡	増	新設	
久居	成美	旧久居駅前公共自転車等駐車場(R2廃止)		S	S63	-	-	496㎡	減	廃止	

※津市個別施設計画に掲載している公共施設の基本情報について、施設類型、施設区分の順に記載しています。

※減少となった施設（廃止、建替、移転）については、行を網掛けにしています。

濃い網掛けは、津市公共施設等総合管理計画（初回策定）の基準日から津市個別施設計画（初回策定）の基準日まで減少したものを示します。薄い網掛けは、津市個別施設計画（初回策定）の基準日以降に減少したものを示します。

※減少した施設について、廃止等以外に計画から削除した施設が19施設（旧学校体育館、旧学校グラウンドなど）あります。

※対応の欄に記載している用語の意味はそれぞれ次の表のとおりです。

対応	説明
新設	新たな建物を整備し、新たな機能を確保するもの。
活用	既にある建物を転用し、従前とは異なる機能を確保するもの。
建替	既にある建物を除却し、従前と同じ機能のまま敷地内に建物を再整備するもの。
移転	既にある建物から、他の建物に機能を移転（集約化や複合化を含む）するもの。
廃止	活用、建替、移転等をせずに、機能の提供を終了するもの。

③ 公共建築物の1人当たりの延床面積

ア 全国の地方公共団体との比較

本市の平成28年3月31日時点の人口は、282,194人（住民基本台帳上で集計した人口で外国人住民を含みます。）で総延床面積を除した市民1人当たりの延床面積は、以下のとおりです。

本市の市民1人当たりの延床面積：3.93㎡/人

なお、平成23年度に総務省が実施した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」における「人口1人当たりの公共施設の延床面積」は下表のとおりで、本市が属する250千人以上の人口区分における平均値1.92㎡/人と比較すると倍以上の数値となります。

【人口1人当たりの公共施設の延床面積】

(単位：㎡/人)

全国平均	政令指定都市	250千人以上	100～250千人未満	50～100千人未満	30～50千人未満	10～30千人未満	10千人未満
3.22	3.44	1.92	2.89	3.56	4.83	5.24	10.61

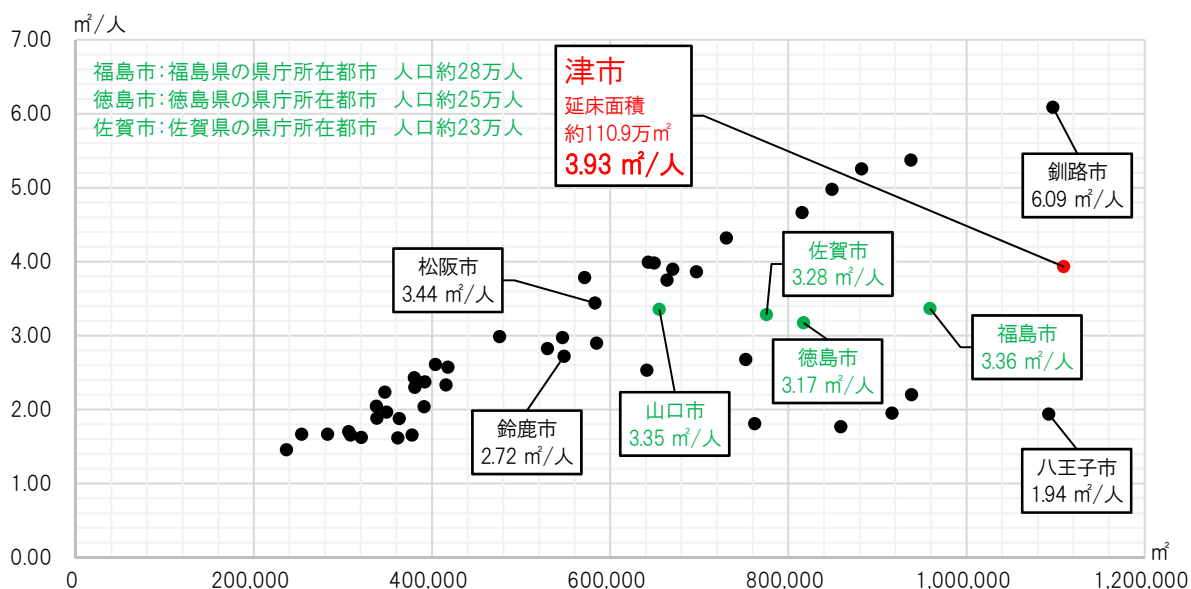
出典：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（総務省自治財政局財務調査課）

イ 類似団体との比較

本市の延床面積は、類似団体50団体中最も多くなっており、市民1人当たりの延床面積も、平均2.87㎡/人より1.06㎡/人多くなっています。

なお、類似団体のうち福島市、徳島市、佐賀市、山口市といった県庁所在都市と比較した場合、延床面積及び1人当たりの床面積の双方とも本市が上回っています。

【類似団体との比較】



(※) 類似団体とは、人口と産業構造の組み合わせによって地方公共団体を類型化し、同じ類型に分類された団体を類似団体と呼びます。（本市の類似団体は、本市を含めて50団体あります。）

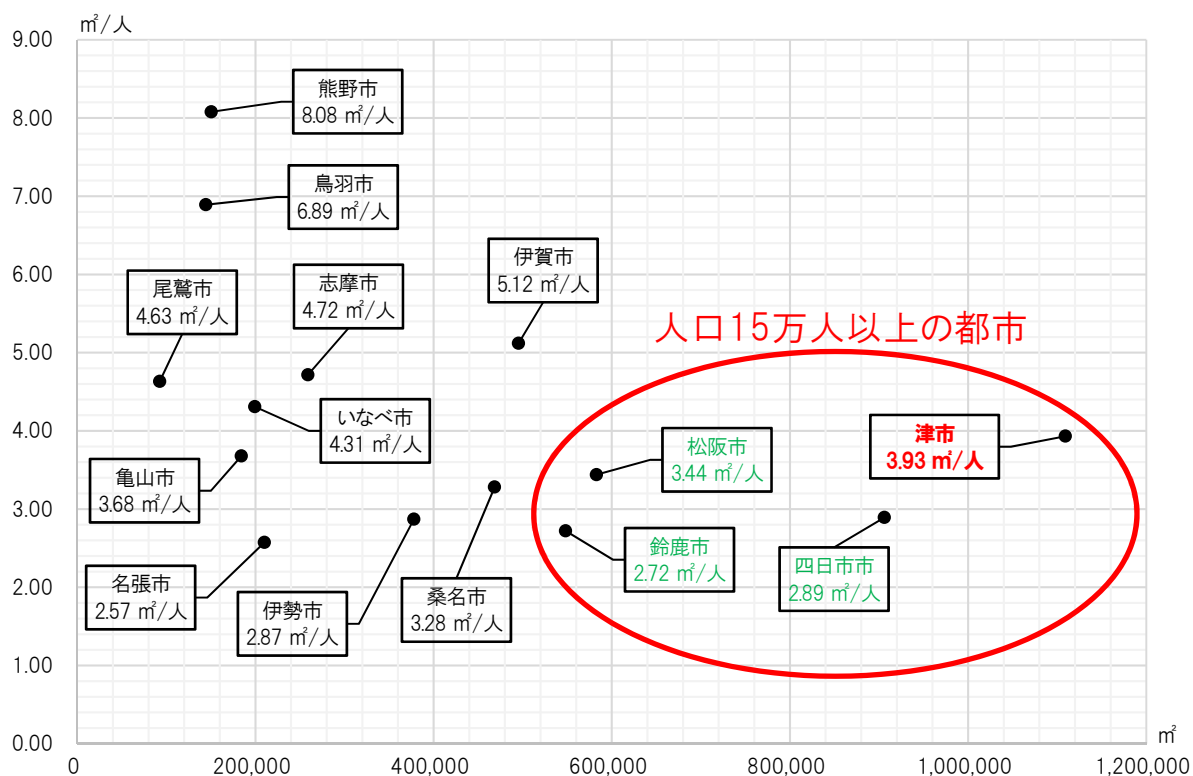
(※) 類似団体の数値は、平成25年度「公共施設状況調査」の建物延床面積（平成26年3月31日時点）と平成26年1月1日時点の住民基本台帳人口を基に作成しています。

ウ 県内他市との比較

本市の延床面積は、県内14市のうち最も多くなっています。

市民1人当たりの延床面積の県内14市の平均は、 $4.23\text{m}^2/\text{人}$ ですが、人口15万人以上の四日市市、鈴鹿市、松阪市と比較した場合は、これらの団体より1人当たりの延床面積は、多くなっています。

【県内他団体との比較（延床面積及び市民1人当たりの延床面積）】

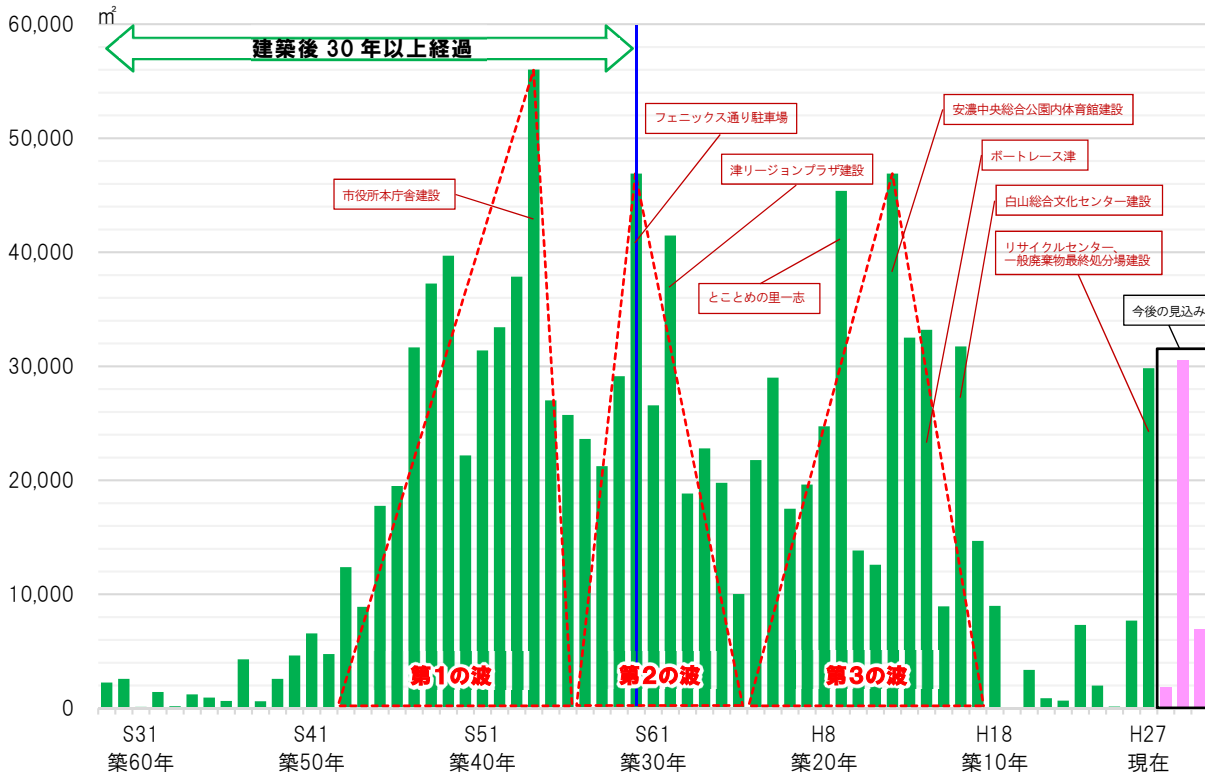


(※) 県内他市の数値は、平成25年度「公共施設状況調査」の建物延床面積（平成26年3月31日時点）と平成26年1月1日時点の住民基本台帳人口を基に作成しています。

④ 建築年度別延床面積

本市の公共建築物の整備には、建築年度別延床面積を示す下記のグラフから見えるように、これまで大きく3つの波があり、典型的な合併市町村における建築状況を示しています。

【建築年度別延床面積】



ア 第1の波（昭和40年から昭和57年まで）

高度成長期から続く人口増加、経済成長への対応を主な目的に、全国的に公共建築物が整備される中、本市においても小中学校、公営住宅、消防署所等の施設が集中的に整備されました。

イ 第2の波（昭和58年から平成3年まで）

引き続き経済成長に伴う人口増加、特に児童・生徒数の急激な増加への対応、市民生活の向上を主な目的に、本市においても引き続き小中学校、公営住宅、スポーツ施設等が整備されました。

ウ 第3の波（平成4年から平成17年まで）

バブル経済崩壊後の経済対策を主な目的に、全国的に多くの公共施設が建設される中、本市においても福祉施設、総合支所庁舎、消防署所等の施設を中心に、また、合併直前においては合併前市町村の地域振興を主な目的に、文化施設、スポーツ施設等の施設が多数整備されました。

⑤ 施設類型別の老朽化の状況

一般的に建築物は、30年を経過した時点で大規模な改修・改造が必要と言われています。

この30年を一つの目安として本市の公共建築物の老朽化の状況を勘案した場合、建築後30年以上が経過した施設の延床面積は、現時点で全体の約61%となり、さらに10年後には、約75%となる見込みです。

全ての施設において、老朽化への対策が課題となっていますが、特に公営住宅については、建築後30年以上の施設が約87%を占めているように、著しく老朽化が進行しています。

【施設類型別の老朽化の状況】

施設類型	延床面積	築30年以上		築20年以上	
		床面積	割合	床面積	割合
集会施設	71,010㎡	35,590㎡	50.1%	54,033㎡	76.1%
文化施設	46,966㎡	4,815㎡	10.3%	33,052㎡	70.4%
スポーツ施設	45,321㎡	27,443㎡	60.6%	38,937㎡	85.9%
観光施設	64,227㎡	3,387㎡	5.3%	8,367㎡	13.0%
産業施設	13,902㎡	4,276㎡	30.8%	13,559㎡	97.5%
教育児童施設	502,680㎡	403,547㎡	80.3%	441,115㎡	87.8%
福祉施設	35,846㎡	6,399㎡	17.9%	20,076㎡	56.0%
保健医療施設	8,721㎡	210㎡	2.4%	3,190㎡	36.6%
庁舎等	62,172㎡	38,223㎡	61.5%	43,300㎡	69.6%
消防防災施設	20,986㎡	6,797㎡	32.4%	10,600㎡	50.5%
公営住宅	140,191㎡	122,519㎡	87.4%	136,941㎡	97.7%
公園(建物分)	4,384㎡	1,010㎡	23.0%	3,454㎡	78.8%
処理場	48,092㎡	11,663㎡	24.3%	16,244㎡	33.8%
交通施設	38,942㎡	7,993㎡	20.5%	9,376㎡	24.1%
斎場・火葬場・墓園	5,339㎡	0㎡	0.0%	62㎡	1.2%
合計	1,108,779㎡	673,874㎡	60.8%	832,307㎡	75.1%

(※) 「割合」列の合計は、築30年以上の全施設及び築20年以上の全施設が全公共施設に占める割合になります。

⑥ 耐震化の状況

公共建築物全体で、新耐震基準で建設されたものは約61%となっています。また、旧耐震基準で建設されたものは約39%となっています。

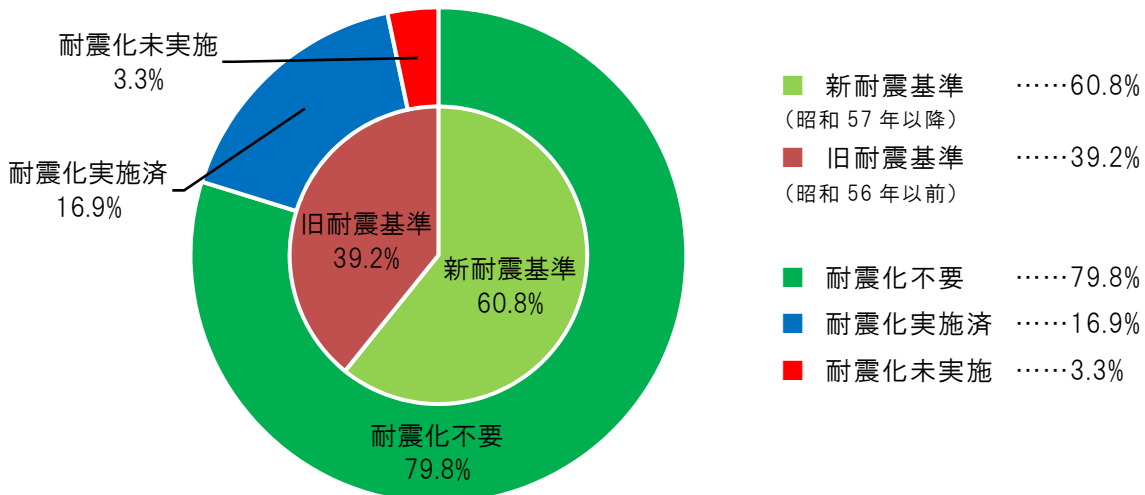
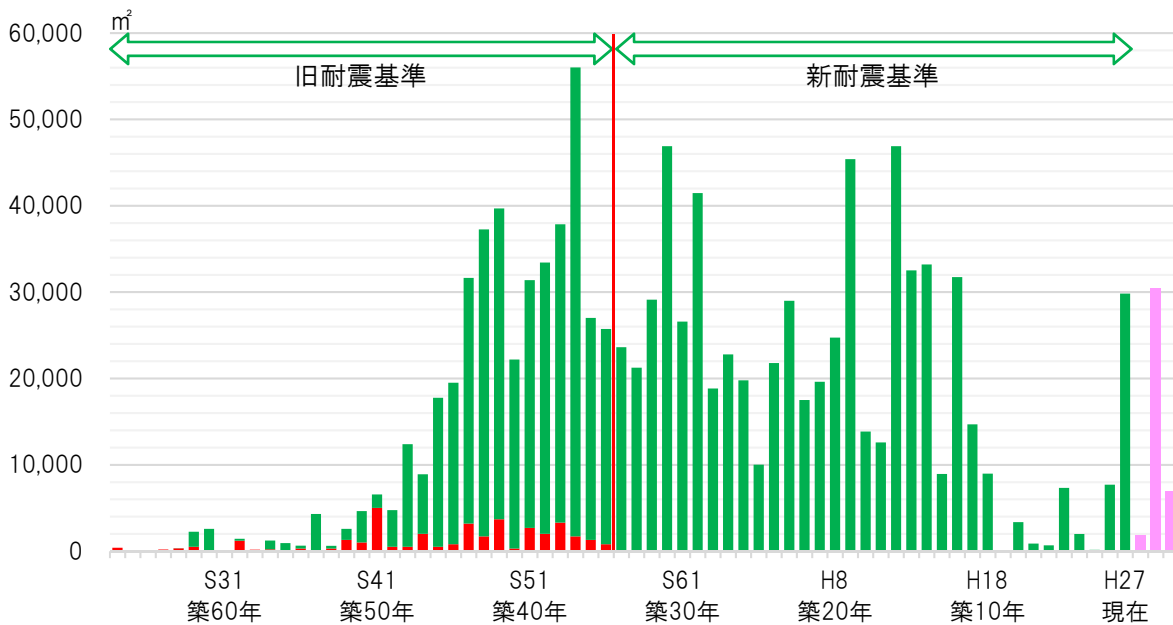
新耐震基準で建設された施設、旧耐震基準の建物で耐震診断の結果、耐震性が有る施設、耐震性に課題があったもののすでに耐震改修を実施した施設の合計が約97%となっています。

一方、耐震診断が未実施又は耐震性が無く、耐震改修が未実施の施設は残りの約3%（約36,600㎡）となっています。

耐震性のない施設のうち、規模の大きい津市体育館（約5,120㎡）、津北工事事務所（約920㎡）、旧社会福祉センター（健康福祉部援護課事務所：約1,650㎡）については、新たな施設が整備され次第、機能を順次移転しています。

また、白山郷土資料館（約620㎡）は平成29年1月現在休止しているほか、その他の施設については、歴史的建造物、小規模な倉庫、自転車置場等となっています。

【耐震化の状況（築年別及び割合）】



⑦ 利用の状況

施設類型/区分別の主な施設の利用状況は以下のとおりです。

施設の設置目的によって利用形態が異なるため単純比較はできませんが、市営駐車場の利用台数が約90万台/年と最も多く、次いで図書館の利用者数が約84万人/年となっています。

各施設の利用状況をみると、施設の立地条件等により差異がありますが、総じて1施設当たりの1日の利用者数は低い状況といえます。

【主な施設類型/区分別の利用状況】

施設類型/区分	施設数	平均開館・開所日数	年間利用者数	1日当たり利用者数	1施設当たりの1日の利用者数	備考
01 集会施設	216	322日	1,080,084人	3,353人	16人	
コミュニティセンター	41	290日	417,840人	1,442人	35人	
集会場	69	301日	32,414人	108人	2人	
市営住宅内集会所	7	365日	不明	不明	不明	
隣保館	12	247日	66,035人	267人	22人	
農民研修センター	16	349日	2,876人	8人	1人	
教育集会所	18	342日	28,069人	82人	5人	
公民館	53	360日	532,850人	1,480人	28人	
02 文化施設	37	250日	1,145,193人	4,581人	124人	
文化センター	9	311日	278,723人	895人	99人	
図書館	11	288日	841,687人	2,923人	266人	
資料館等	17	151日	24,783人	164人	10人	
03 スポーツ施設	94	313日	850,869人	2,722人	29人	
体育館	18	324日	334,664人	1,033人	57人	
プール	8	98日	129,439人	1,322人	165人	
武道場	2	333日	11,047人	33人	17人	
サッカー場	2	359日	30,316人	84人	42人	
テニスコート	20	346日	125,129人	361人	18人	
野球場・グラウンド	24	353日	177,548人	503人	21人	
陸上競技場	1	358日	15,364人	43人	43人	
その他運動施設	19	330日	27,362人	83人	4人	
04 観光施設	21	280日	898,301人	3,211人	153人	
キャンプ場・河川公園	10	287日	22,121人	77人	8人	
温泉施設・宿泊施設・レストラン	7	310日	500,799人	1,616人	231人	
観光センター	3	330日	49,771人	151人	50人	
競艇場	1	192日	325,610人	1,696人	1,696人	本場開催分
05 産業施設	3	315日	254,600人	810人	270人	
勤労会館・労働会館	2	268日	47,045人	176人	88人	
コンベンション施設	1	361日	207,555人	575人	575人	
06 教育児童施設	203	-	-	35,722	176	
小学校	51	200日	-	14,459人	284人	H27.5.1在籍数
中学校	20	200日	-	6,783人	339人	H27.5.1在籍数
短期大学	1	150日	-	684人	684人	H27.5.1在籍数
教育研究所	2	243日	2,501人	10人	5人	
保育所	28	293日	-	2,437人	87人	H27.5.1在籍数
幼稚園	39	202日	-	1,615人	41人	H27.5.1在籍数
児童館	6	289日	81,852人	284人	47人	
子育て支援センター	8	179日	56,807人	317人	40人	
放課後児童クラブ	45	273日	-	1,953人	43人	H28.3.31在籍数
給食センター	3	185日	-	7,180食	2,393食	H27.5.1配食数
07 福祉施設	35	287日	517,062人	1,868人	53人	
老人福祉センター・デイサービスセンター	13	271日	245,281人	905人	70人	
児童福祉会館・障がい福祉サービス施設・介護保険施設	10	283日	99,169人	351人	35人	
障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	3	298日	9,052人	30人	10人	
社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家	8	273日	126,001人	461人	58人	
共同浴場	1	312日	37,559人	120人	120人	
08 保健医療施設	14	252日	124,332人	488人	35人	
保健センター	10	256日	113,192人	443人	44人	
診療所	4	249日	11,140人	45人	11人	
11 公営住宅	47	-	1,920戸	-	-	団地数/入居戸数
公営住宅	47	-	1,920戸	-	-	団地数/入居戸数
14 交通施設	35	365日	1,423,067	15,527	444	
ハリポート	1	365日	1,204回	3回	3回	着陸回数
旅客船ターミナル	2	365日	523,716人	1,435人	717人	
駐車場	7	364日	898,147台	2,465台	352台	利用台数
駐輪場	25	-	-	11,624人	465人	H27.5調査日の利用者数

(※) 市民利用施設(庁舎、消防施設、処理場等を除く)のみを集計しています。

(※) 平均開館・開所日数は、各施設の日数を合計し、施設数で除した数値です。

(※) 1日当たり利用者数は、施設区分ごとの年間利用者数を平均開館・開所日数で除した数値です。

⑧ 管理運営費の状況

ア 管理運営費

管理運営費の総額は約148.9億円で、その内訳は、人件費が約56.1億円（37.7%）賃金は約19.7億円（13.2%）の他、施設の管理や保守点検等の指定管理料を含む委託料で約39.8億円（26.8%）、次いで、光熱水費が約14.5億円（9.8%）となっています。

人件費等の割合が多いことから、直営による公共施設の管理運営形態が多い状況といえます。

イ 管理運営費の財源

管理運営費の財源については、市税等一般財源は約117.9億円（79.2%）でほとんど賄われ、利用者が負担する使用料は約17.1億円（11.5%）となっています。

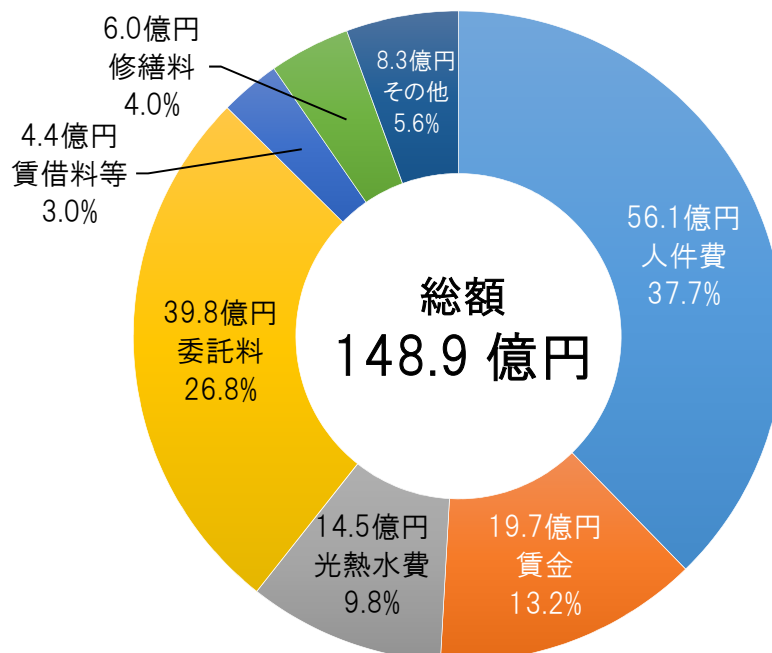
このため、受益者負担の適正化が課題となっています。

ウ 床面積、利用者当たりの管理運営費

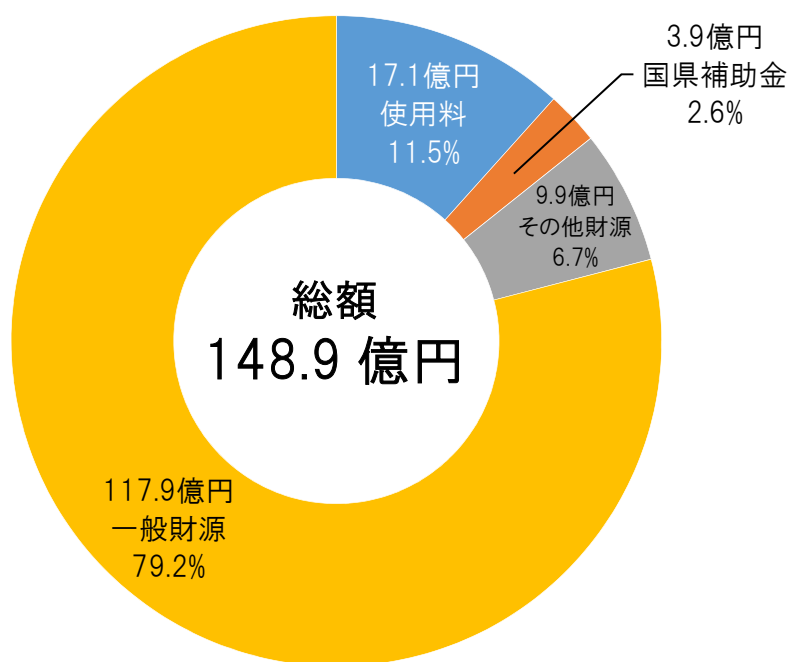
床面積1㎡当たりの管理運営費を施設類型別に見ていくと、最も高いのは処理場で58.2千円/㎡、次いで斎場・火葬場・墓園が47.4千円/㎡となっています。

また、利用者1人当たりの管理運営費を施設類型別に見ていくと、最も高いのは保健医療施設で1,875円/人、次いで福祉施設が1,237円/人となっています。

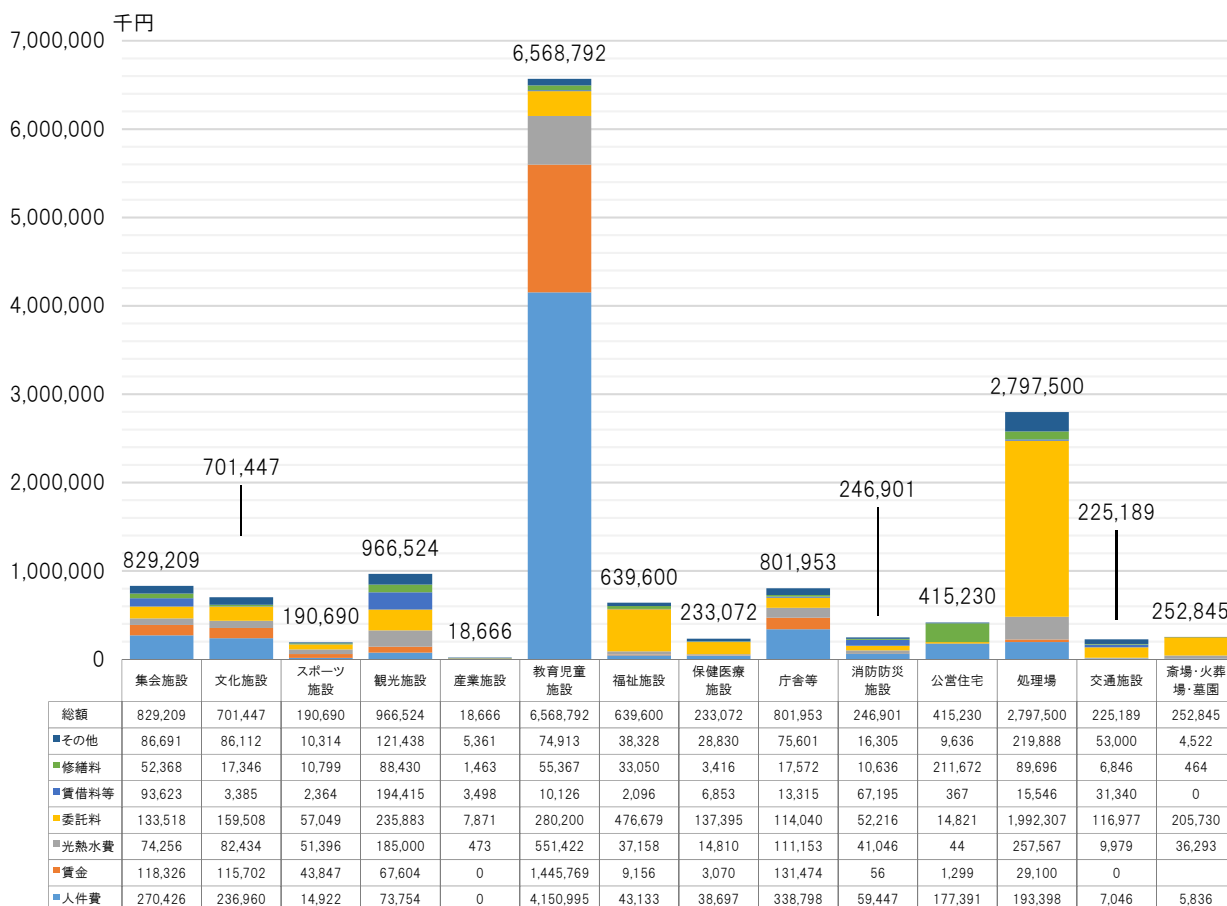
【管理運営費】



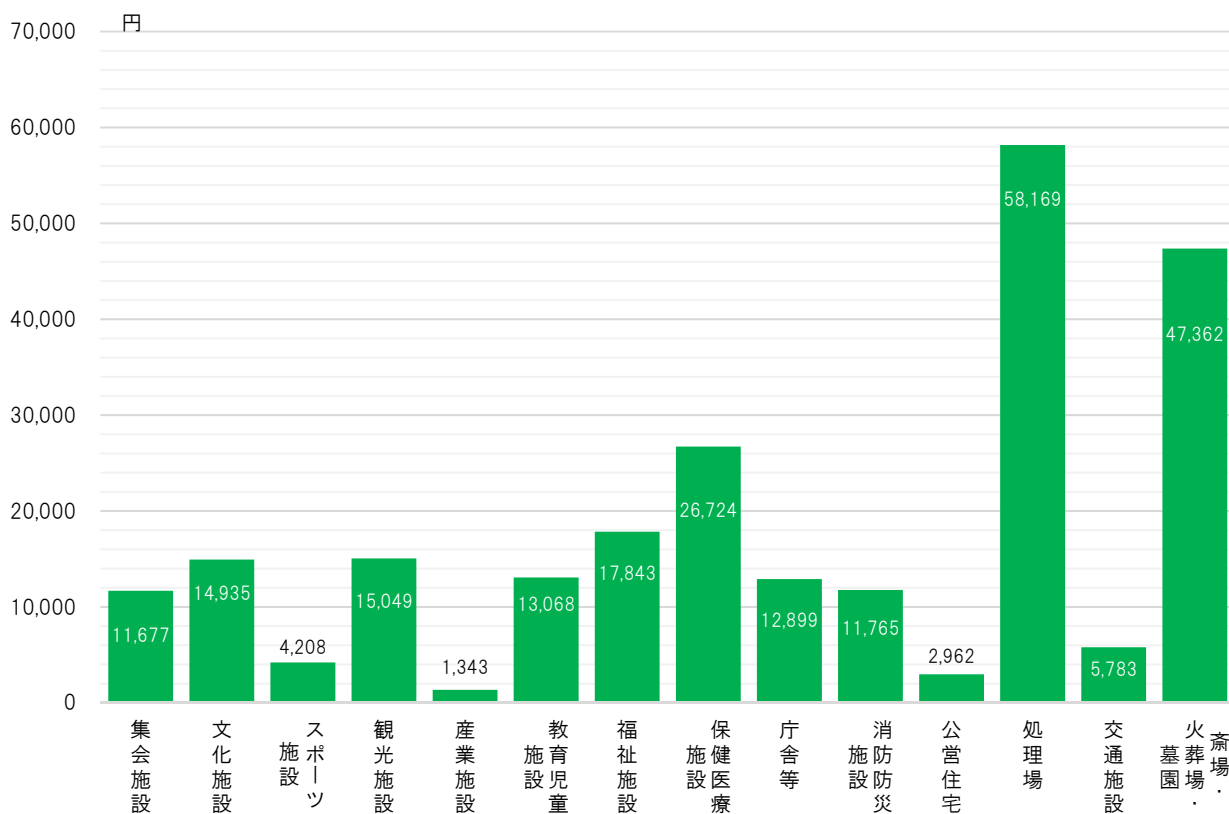
【管理運営費の財源】



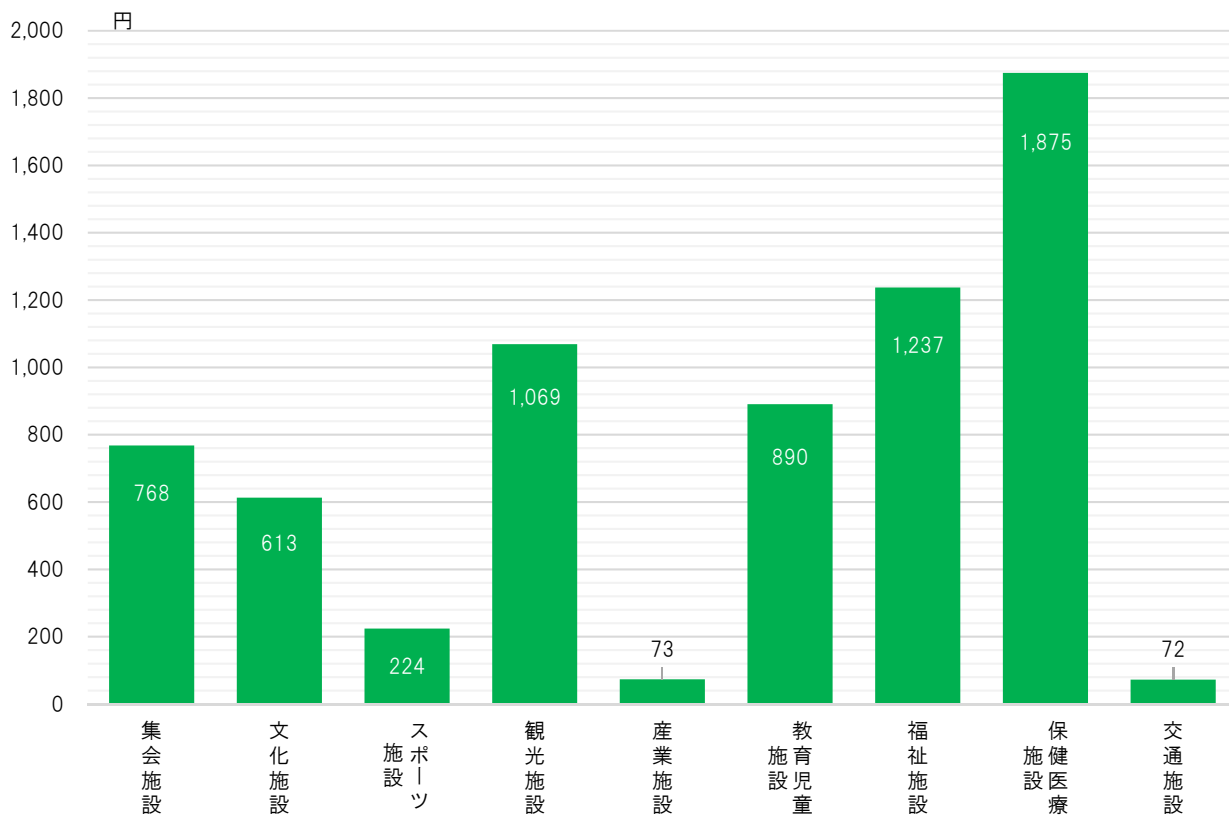
【施設類型毎の管理運営費の内訳】



【1㎡当たりの管理運営費】



【利用者1人当たりの管理運営費】



【面積当たりの管理運営費】

施設類型・施設区分	施設数	延床面積	年間管理運営費(千円)	1㎡当たりの管理運営費(円)	施設類型・施設区分	施設数	延床面積	年間管理運営費(千円)	1㎡当たりの管理運営費(円)
01 集会施設	216	71,010㎡	829,209	11,677.3	07 福祉施設	35	35,846㎡	639,600	17,843.0
コミュニティセンター	41	22,343㎡	301,878	13,511.4	老人福祉センター・ デイサービスセンター	13	11,862㎡	190,079	16,024.2
集会所	69	9,978㎡	10,934	1,095.8	児童福祉会館・障がい福祉サ ービス施設・介護保険施設	10	14,406㎡	293,505	20,373.5
市営住宅内集会所	7	531㎡	4,485	8,450.7	障がい者支援施設・母子寡婦支 援施設	3	1,118㎡	44,416	39,735.1
隣保館	12	5,949㎡	162,619	27,336.2	社会福祉センター・福祉会館・ 老人憩の家	8	8,151㎡	94,158	11,552.3
農民研修センター	16	6,526㎡	34,414	5,273.5	共同浴場	1	309㎡	17,443	56,384.9
教育集会所	18	2,956㎡	45,661	15,446.3	08 保健医療施設	14	8,721㎡	233,072	26,723.8
公民館	53	22,728㎡	269,217	11,845.2	保健センター	10	8,094㎡	84,289	10,414.4
02 文化施設	37	46,966㎡	701,447	14,935.3	診療所	4	628㎡	148,782	236,937.1
文化センター	9	28,083㎡	290,672	10,350.6	09 庁舎等	61	62,172㎡	801,953	12,899.0
図書館	11	10,882㎡	342,779	31,498.9	本庁舎・総合支所庁舎	10	48,732㎡	397,311	8,153.0
資料館等	17	8,001㎡	67,996	8,498.5	工事事務所等	3	1,403㎡	6,296	4,487.4
03 スポーツ施設	94	45,321㎡	190,690	4,207.5	水道局庁舎	2	5,589㎡	37,135	6,644.4
体育館	18	34,952㎡	67,320	1,926.1	出張所	28	3,657㎡	354,407	96,900.9
プール	8	4,484㎡	26,211	5,845.6	ケーブルテレビセンター	1	231㎡	3,167	13,714.5
武道場	2	773㎡	2,825	3,653.3	書庫・倉庫・車庫	17	2,559㎡	3,637	1,421.1
サッカー場	2	-	2,247	-	10 消防防災施設	160	20,986㎡	246,901	11,765.2
テニスコート	20	421㎡	20,107	47,754.9	消防署所	13	13,658㎡	194,372	14,231.1
野球場・グラウンド	24	4,143㎡	42,092	10,159.3	消防団施設	112	5,911㎡	41,882	7,084.9
陸上競技場	1	508㎡	19,411	-	消防倉庫	10	149㎡	3,419	22,924.9
その他運動施設	19	40㎡	10,477	263,638.6	水防倉庫	24	631㎡	7,216	11,432.1
04 観光施設	36	64,227㎡	966,524	15,048.6	備蓄倉庫	1	636㎡	12	19.5
キャンプ場・河川公園	10	5,268㎡	34,701	6,587.1	11 公営住宅	47	140,191㎡	415,230	2,961.9
温浴施設・宿泊施設・レストラン	7	5,398㎡	227,911	42,218.8	公営住宅	47	140,191㎡	415,230	2,961.9
観光センター	3	1,115㎡	16,002	14,357.4	13 処理場	13	48,092㎡	2,797,500	58,169.3
登山道休憩所・公衆便所	15	330㎡	4,478	13,579.0	処理場	13	48,092㎡	2,797,500	58,169.3
モーターボート競走場	1	52,116㎡	683,433	13,113.6	14 交通施設	35	38,942㎡	225,189	5,782.7
05 産業施設	19	13,902㎡	18,666	1,342.6	ヘリポート	1	578㎡	1,270	2,195.5
勤労会館・労働会館	2	1,699㎡	6,109	3,595.7	旅客船ターミナル	2	1,403㎡	55,236	39,363.7
コンベンション施設	1	8,467㎡	2,451	289.4	駐車場	7	33,978㎡	139,256	4,098.4
産業振興施設	1	45㎡	2,100	46,656.0	駐輪場	25	2,982㎡	29,427	9,867.1
加工場	15	3,691㎡	8,007	2,169.0	15 斎場・火葬場・墓園	9	5,339㎡	252,845	47,361.7
06 教育児童施設	203	502,680㎡	6,568,793	13,067.6	斎場・火葬場	3	5,262㎡	240,402	45,683.8
小学校	51	277,193㎡	1,354,070	4,884.9	墓園	6	76㎡	12,442	163,114.6
中学校	20	155,175㎡	514,735	3,317.1	合計	979	1,104,395㎡	14,887,620	13,480.3
短期大学	1	8,251㎡	551,468	66,834.7	※保健センター、本庁舎・総合支所庁舎、工事事務所、水道局庁舎、ケーブルテレビセ ンター、消防署所、消防団施設については、運営費を除く維持管理費を計上していま す。また、公園についてはインフラ施設として分類していますので記載していません。				
教育研究所	2	385㎡	10,930	28,425.4					
保育所	28	21,087㎡	2,491,747	118,167.9					
幼稚園	39	27,056㎡	1,234,631	45,632.4					
児童館	6	1,819㎡	56,694	31,171.2					
子育て支援センター	8	1,171㎡	21,751	18,567.3					
放課後児童クラブ	45	5,976㎡	8,204	1,373.0					
給食センター	3	4,568㎡	324,562	71,056.5					

【管理運営費の内訳】

施設類型・施設区分	施設数	年間管理運営費（千円）											支出に占める使用料等の割合	
		支出								財源				
		総額	人件費	賃金	光熱水費	委託料	賃借料等	修繕料	その他	使用料	国県補助金	その他財源		一般財源
集会施設	216	829,209	270,426	118,326	74,256	133,518	93,623	52,368	86,691	36,804	84,219	2,541	705,646	14.9%
コミュニティセンター	41	301,878	49,647	10,862	19,380	92,867	90,116	25,038	13,969	18,602	0	165	283,111	6.2%
集会所	69	10,934	0	0	2,171	1,667	147	3,991	2,959	0	0	0	10,934	0.0%
市営住宅内集会所	7	4,485	1,916	14	0	182	0	2,327	47	3,468	0	20	996	77.8%
隣保館	12	162,619	96,515	22,673	8,929	5,040	418	4,231	24,813	3	84,219	40	78,358	51.8%
農民研修センター	16	34,414	16,044	3,441	4,848	5,554	1,290	1,795	1,442	621	0	62	33,731	2.0%
教育集会所	18	45,661	11,512	26,009	3,171	1,507	0	2,647	815	0	0	0	45,661	0.0%
公民館	53	269,217	94,792	55,327	35,758	26,702	1,653	12,340	42,647	14,110	0	2,253	252,854	6.1%
文化施設	37	701,447	236,960	115,702	82,434	159,508	3,385	17,346	86,112	57,295	0	432	643,720	8.2%
文化センター	9	290,672	52,321	14,553	45,609	102,665	1,348	9,797	64,380	57,295	0	352	233,025	19.8%
図書館	11	342,779	169,089	84,422	28,207	36,862	517	4,890	18,792	0	0	80	342,699	0.0%
資料館等	17	67,996	15,550	16,727	8,618	19,981	1,521	2,659	2,939	0	0	0	67,996	0.0%
スポーツ施設	94	190,690	14,922	43,847	51,396	57,049	2,364	10,799	10,314	72,829	0	0	118,730	38.2%
体育館	18	67,320	6,540	19,400	22,165	9,773	303	6,086	3,052	29,079	0	0	38,241	43.2%
プール	8	26,211	1,093	0	9,701	8,528	3	2,947	3,940	15,531	0	0	10,680	59.3%
武道場	2	2,825	0	897	1,147	550	15	113	102	660	0	0	2,165	23.4%
サッカー場	2	2,247	0	1,307	174	644	113	0	9	3,116	0	0	0	138.7%
テニスコート	20	20,107	3,449	6,535	3,649	5,458	0	258	759	13,337	0	0	6,770	66.3%
野球場・グラウンド	24	42,092	3,532	12,652	14,068	7,002	1,515	1,299	2,025	9,470	0	0	32,622	22.5%
陸上競技場	1	19,411	0	0	0	19,411	0	0	0	0	0	0	19,411	0.0%
その他運動施設	19	10,477	309	3,056	492	5,683	415	96	427	1,636	0	0	8,841	15.6%
観光施設	36	966,524	73,754	67,604	185,000	235,883	194,415	88,430	121,438	148,430	0	701,991	116,104	88.0%
キャンプ場・河川公園	10	34,701	5,334	6,595	1,002	12,460	1,939	4,684	2,686	3,024	0	0	31,676	8.7%
温泉施設・宿泊施設・レストラン	7	227,911	23,207	55,372	35,867	37,032	2,856	17,619	55,958	138,713	0	18,158	71,040	68.8%
観光センター	3	16,002	3,507	5,637	1,874	4,032	0	400	553	360	0	6,733	8,910	44.3%
登山道休憩所・公衆便所	15	4,478	0	0	1,102	2,818	7	458	92	0	0	0	4,478	0.0%
モーターボート競走場	1	683,433	41,705	0	145,155	179,541	189,614	65,269	62,150	6,333	0	677,100	0	100.0%
産業施設	19	18,666	0	0	473	7,871	3,498	1,463	5,361	77	0	0	18,589	0.4%
勤労会館・労働会館	2	6,109	0	0	0	4,200	1,399	497	14	0	0	0	6,109	0.0%
コンベンション施設	1	2,451	0	0	0	2,311	0	0	139	0	0	0	2,451	0.0%
産業振興施設	1	2,100	0	0	0	0	2,100	0	0	0	0	0	2,100	0.0%
加工場	15	8,007	0	0	473	1,360	0	966	5,208	77	0	0	7,930	1.0%
教育児童施設	203	6,568,793	4,150,995	1,445,769	551,422	280,200	10,126	55,367	74,913	219,456	13,015	166,856	6,169,466	6.1%
小学校	51	1,354,070	682,122	372,021	277,014	3,049	2,243	10,069	7,553	0	0	0	1,354,070	0.0%
中学校	20	514,735	241,338	150,041	110,331	794	0	1,992	10,239	0	0	0	514,735	0.0%
短期大学	1	551,468	462,503	9,490	13,458	20,538	6,960	5,496	33,023	217,241	9	77,208	257,010	53.4%
教育研究所	2	10,930	0	8,955	872	0	40	74	990	0	0	0	10,930	0.0%
保育所	28	2,491,747	1,688,258	671,440	66,000	38,515	214	23,752	3,569	2,215	0	36,496	2,453,037	1.6%
幼稚園	39	1,234,631	1,011,275	183,768	38,107	0	402	160	920	0	0	0	1,234,631	0.0%
児童館	6	56,694	10,558	17,019	2,276	23,701	268	730	2,143	0	0	0	56,694	0.0%
子育て支援センター	8	21,751	0	20,441	989	257	0	2	61	0	13,006	0	8,745	59.8%
放課後児童クラブ	45	8,204	0	0	0	978	0	7,226	0	0	0	0	8,204	0.0%
給食センター	3	324,562	54,943	12,593	42,376	192,369	0	5,866	16,415	0	0	53,153	271,409	16.4%
福祉施設	35	639,600	43,133	9,156	37,158	476,679	2,096	33,050	38,328	17,848	282,222	19	339,511	46.9%
老人福祉センター・デイサービスセンター	13	190,079	9,049	2,053	14,473	133,462	962	10,196	19,885	1,456	0	0	188,624	0.8%
児童福祉会館・障がい福祉サービス施設・介護保険施設	10	293,505	0	0	376	278,304	0	14,702	122	0	278,077	0	15,428	94.7%
障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	3	44,416	4,983	0	1,094	34,212	0	0	4,127	0	4,145	0	40,271	9.3%
社会福祉センター・福祉会館・老人憩の家	8	94,158	29,102	7,103	17,962	22,054	1,134	5,704	11,098	9,099	0	0	85,058	9.7%
共同浴場	1	17,443	0	0	3,253	8,646	0	2,449	3,095	7,294	0	19	10,130	41.9%
保健医療施設	14	233,072	38,697	3,070	14,810	137,395	6,853	3,416	28,830	118,780	0	1,199	113,093	51.5%
保健センター	10	84,289	17,279	330	13,373	29,600	1,364	3,350	18,994	10,233	0	1,199	72,857	13.6%
診療所	4	148,782	21,419	2,740	1,437	107,795	5,490	66	9,837	108,547	0	0	40,235	73.0%
庁舎等	61	801,953	338,798	131,474	111,153	114,040	13,315	17,572	75,601	37,135	0	8,104	756,714	5.6%
本庁舎・総合支所庁舎	10	397,311	53,487	68,036	81,627	97,377	12,656	13,208	70,919	0	0	8,104	389,206	2.0%
工事事務所等	3	6,296	1,366	1,446	3,003	84	0	169	228	0	0	0	6,296	0.0%
水道局庁舎	2	37,135	7,103	6,331	14,015	8,330	410	946	0	37,135	0	0	0	100.0%
出張所	28	354,407	276,040	55,661	10,373	4,800	90	3,111	4,332	0	0	0	354,407	0.0%
ケーブルテレビセンター	1	3,167	803	0	2,047	158	0	137	22	0	0	0	3,167	0.0%
書庫・倉庫・車庫	17	3,637	0	0	88	3,292	158	0	99	0	0	0	3,637	0.0%
消防防災施設	160	246,901	59,447	56	41,046	52,216	67,195	10,636	16,305	932	0	573	245,397	0.6%
消防署所	13	194,372	13,823	56	36,704	52,216	67,195	8,253	16,124	932	0	573	192,867	0.8%
消防団施設	112	41,882	35,143	0	4,197	0	0	2,383	159	0	0	0	41,882	0.0%
消防倉庫	10	3,419	3,391	0	26	0	0	0	2	0	0	0	3,419	0.0%
水防倉庫	24	7,216	7,090	0	119	0	0	0	7	0	0	0	7,216	0.0%
備蓄倉庫	1	12	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	0.0%
公営住宅	47	415,230	177,391	1,299	44	14,821	367	211,672	9,636	320,899	14,762	1,855	77,713	81.3%
公営住宅	47	415,230	177,391	1,299	44	14,821	367	211,672	9,636	320,899	14,762	1,855	77,713	81.3%
処理場	13	2,797,500	193,398	29,100	257,567	1,992,307	15,546	89,696	219,888	500,453	0	106,974	2,190,073	21.7%
処理場	13	2,797,500	193,398	29,100	257,567	1,992,307	15,546	89,696	219,888	500,453	0	106,974	2,190,073	21.7%
交通施設	35	225,189	7,046	0	9,979	116,977	31,340	6,846	53,000	141,558	0	0	83,632	62.9%
ヘリポート	1	1,270	0	0	0	0	0	1,232	38	0	0	0	1,270	0.0%
旅客船ターミナル	2	55,236	0	0	0	38,550	15,559	947	180	0	0	0	55,236	0.0%
駐車場	7	139,256	7,046	0	8,920	67,696	1,411	4,229	49,953	139,256	0	0	0	100.0%
駐輪場	25	29,427	0	0	1,059	10,732	14,370	438	2,829	2,301	0	0	27,126	7.8%
斎場・火葬場・墓園	9	252,845	5,836	0	36,293	205,730	0	464	4,522	37,654	0	290	214,901	15.0%
斎場・火葬場	3	240,402	0	0	36,130	203,846	0	92	334	31,535	0	290	208,578	13.2%
墓園	6	12,442	5,836	0	163	1,884	0	372	4,188	6,119	0	0	6,323	49.2%
合計	979	14,887,620												

⑨ 更新費用の試算

ア 試算条件

試算に当たっては、平成27年度末において保有している公共建築物を、将来にわたって同じ延床面積で保有し続ける場合（単純更新の場合）と、長寿命化、集約化・複合化等一定の対策（長寿命化対策等）を行った場合の2つのケースそれぞれについて、次の数値を用いて更新費用を試算しています。

【更新費用の試算に用いた数値】

（単位：万円/㎡）

公共施設(建物)の分類	大規模改修	建替え	公共施設(建物)の分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25	40	医療施設	25	40
社会教育系施設	25	40	行政系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	公営住宅	17	28
産業系施設	25	40	公園	17	33
学校教育系施設	17	33	供給処理施設	20	36
子育て支援施設	17	33	その他	20	36
保健・福祉施設	20	36			

※更新費用については、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」で使用される数値を用いています。

更新サイクル				
単純更新の場合	大規模改修	30年	建替え	60年
長寿命化対策等を行った場合	大規模改修	30年・60年	建替え	80年

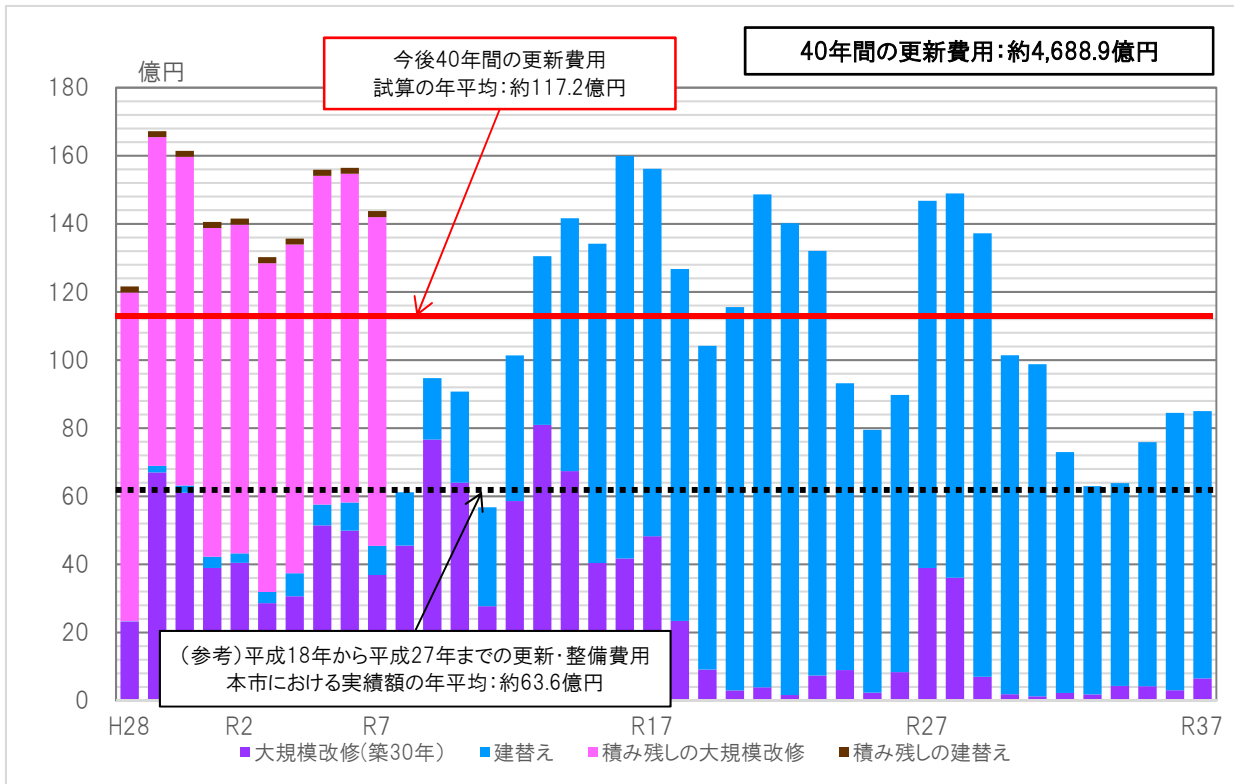
※平成27年度末時点で建築年数が表中の更新サイクル年数を超えている公共建築物については、積み残しのものとして、更新費用の平準化を図りつつ平成28年度から令和7年度までの10年間で大規模改修又は建替えを行うこととしています。ただし、この10年間に次の更新サイクルが到来するものは、積み残しの対応を行わず、次の更新サイクルが到来したときに行うべき大規模改修又は建替えを行うものとして試算しています。

イ 試算結果

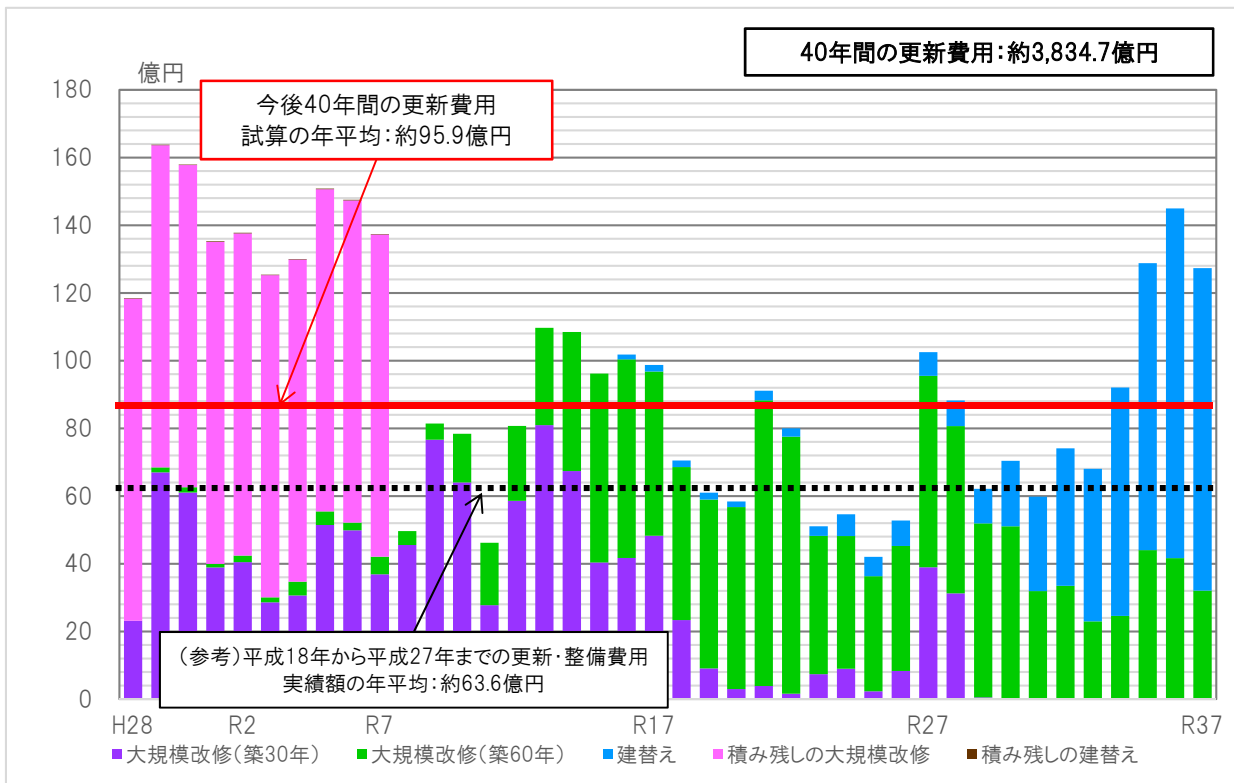
今後40年間の更新費用：	
単純更新の場合	：約4,688.9億円
長寿命化対策等を行った場合	：約3,834.7億円
対策による効果額	：約854.2億円

今後40年間の更新費用の試算をした結果、単純更新の場合は約4,688.9億円、長寿命化対策等を行った場合は約3,834.7億円となり、対策による効果額は、40年間で約854.2億円となりました。

【更新費用の試算（単純更新の場合） 平成28年～令和37年】



【更新費用の試算（長寿命化対策等を行った場合） 平成28年～令和37年】



(※) ここで示している更新費用は、あくまでシミュレーションによって得られた参考値であり、実際に本市が将来支出を予定している更新費用を示しているものではありません。

(2) インフラ施設

① 公営企業の施設

ア 上水道

◎ 保有状況・保有量の推移

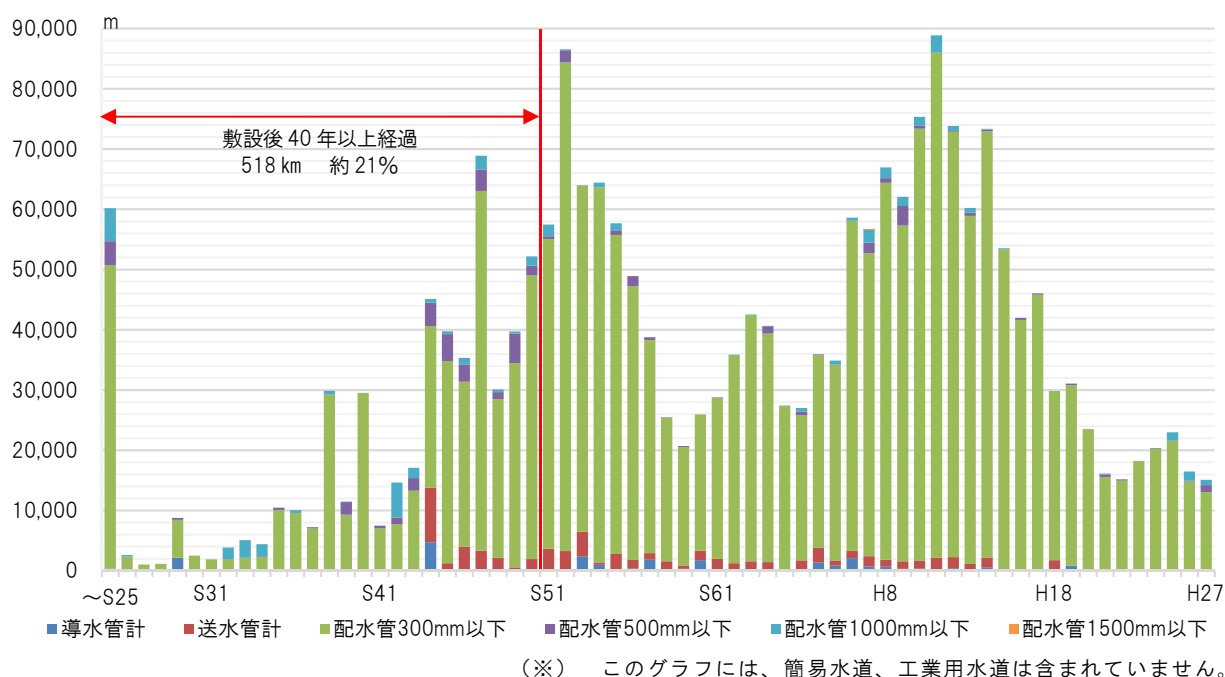
上水道は、水道、簡易水道、工業用水道からなり、その保有量は総延長2,492km（平成28年3月時点）で、その多くは、昭和40～50年代にかけて整備されています。

また、水道管の耐用年数である40年を経過する管路は518kmあり、全体の約21%（平成28年3月時点）となっています。

【管路施設の状況】

	平成28年3月時点	令和3年3月時点	推移
管路延長(簡易水道、工業用水道含む。)	2,492km	2,472km	20km減
水道普及率(簡易水道を含む。)	99.6%	99.6%	0%
管路耐震化率	64%	65%	1%増

【水道管路の年度別敷設状況】



【管路以外の施設の状況】

種類	施設数等	平成28年3月時点	令和3年3月時点	推移	
水道	施設数	浄水場	19施設	31施設	14施設増
		配水池・受水場	80施設	86施設	6施設増
		ポンプ場	30施設	60施設	30施設増
	配水能力	221,914m ³ /日	204,632 m ³ /日	17,282 m ³ /日減	

		給水人口	276,158人	273,605人	2,553人減
簡易水道	施設数	浄水場	18 施設	(※)	-
		配水池・受水場	19 施設	(※)	-
		ポンプ場	12施設	(※)	-
	配水能力		4,039 m ³ /日	(※)	-
	給水人口		4,283人	(※)	-
工業用水道	ポンプ場		1 施設	1 施設	増減なし
	配水能力		2,000 m ³ /日	2,000 m ³ /日	
	給水事業所数		1 事業所	1 事業所	

(※) 簡易水道事業は、平成29年4月1日に水道事業に統合されました。

◎ 経営状況

水道事業及び工業用水道事業については、料金収入によって経費を賄う独立採算を原則とする地方公営企業法を適用した企業会計に基づいています。

また、簡易水道事業についても、水道料金収入によって経費を賄うことが原則であることから、平成29年度から地方公営企業法を適用した企業会計に移行することになっています。

これら3事業の地方公営企業決算状況調査結果は以下のとおりで、水道事業、工業用水道事業とも収益的収支において黒字となっています。

水道事業における資本の形成は、これまでの水道料金等の資金剰余を使用して行う仕組となっていますが、本市の資金残高の状況を勘案すると楽観できない状況であり、抜本的な対策が必要となっています。

◎ 収益的収支

水道料金収入や施設の維持管理経費等の営業活動に係る収支で、公営企業の経営状況を示しています。

なお、水道事業及び工業用水道事業は地方公営企業法を適用した企業会計であることから、減価償却費等の現金を伴わない費用等を含んでいます。

【収益的収支の状況（平成28年3月時点）】

(単位:千円)

費目	水道	工業用水道	簡易水道	合計
収益的収入	7,473,374	23,389	219,106	7,715,869
うち水道料金	6,076,978	23,328	54,051	6,154,357
うち繰入金	31,773	0	164,922	196,695
収益的支出	6,742,195	19,234	219,107	6,980,536
維持管理費	4,820,067	13,673	106,794	4,940,534
減価償却費	1,633,105	5,561	-	1,638,666
支払利息	289,023	0	58,313	347,336
差し引き	731,179	4,155	▲ 1	735,333

◎ 資本的収支

上水道施設を整備、更新するための経費と、その財源を示しています。収支の不足分は収益的収支の資金剰余金等で補填することになります。

【資本的収支の状況（平成28年3月時点）】

（単位：千円）

費目	水道	工業用水道	簡易水道	合計
資本的収入	937,272	0	536,076	1,473,348
うち企業債	604,400	0	221,700	826,100
うち繰入金	78,489	0	235,103	313,592
資本的支出	2,865,749	0	536,076	3,401,825
建設改良費	1,935,112	0	301,148	2,236,260
企業債・地方債償還金	930,626	0	234,928	1,165,554
差し引き	▲ 1,928,477	0	0	▲ 1,928,477

◎ 企業債・地方債残高

企業債・地方債は、建設改良費の財源として耐用年数の長い施設や設備の整備に係る負担の平準化を図り、現在世代だけでなく将来世代にも公平に負担を求めらるもので、借入れから30年程度で償還を行います。

【企業債・地方債残高等の状況（平成28年3月時点）】

（単位：千円）

費目	水道	工業用水道	簡易水道	合計
企業債・地方債残高	12,976,118	0	3,725,366	16,701,484
期末資金残高	5,772,089	146,812	-	5,918,901

◎ 更新費用の試算

【試算条件】

試算に当たっては、平成30年以降の50年間に於いて、水道事業所管の管路施設を、法定耐用年数（40年）で更新した場合（単純更新の場合）と厚生労働省の更新基準（管種別に40年～80年）※で更新した場合の2つのケースそれぞれについて、本市の実績等を踏まえて設定した更新単価を用いて試算を行っています。

※実使用年数に基づく全国平均を基準にして定めているものです。

（単位：千円/m）

口径 (mm)	更新単価	口径 (mm)	更新単価
13	23	300	122
20	24	350	140
25	25	400	161
30	26	450	185
40	28	500	213
50	30	600	282
75	51	700	373
100	60	800	494
125	72※	900	653

150	72	1000	863
200	87	1100	1143
250	98		

※口径が 50 mm 以下の場合は PE、口径が 75 mm 以上の場合は DIP（耐震管）に更新することを想定しています。

※DIP（耐震管）の更新費用は、車道（夜間施工）の実績値に基づいて設定しています。

※PE の更新費用は、車道（昼間施工）の実績値に基づいて設定しています。

※口径が 125 mm の場合は、更新の際に口径 150 mm の管路にやり換えることを前提としているため、口径 150mm の場合の更新費用と同じ値を設定しています。

【試算結果】

今後50年間の更新費用：

単純更新の場合 **：約2,399.8億円**

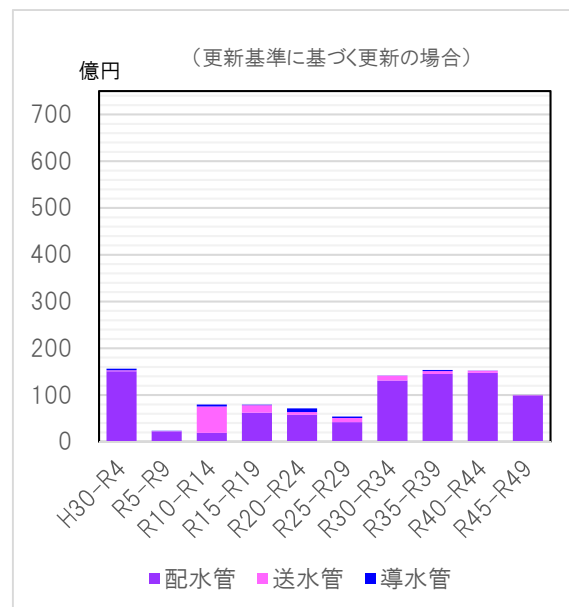
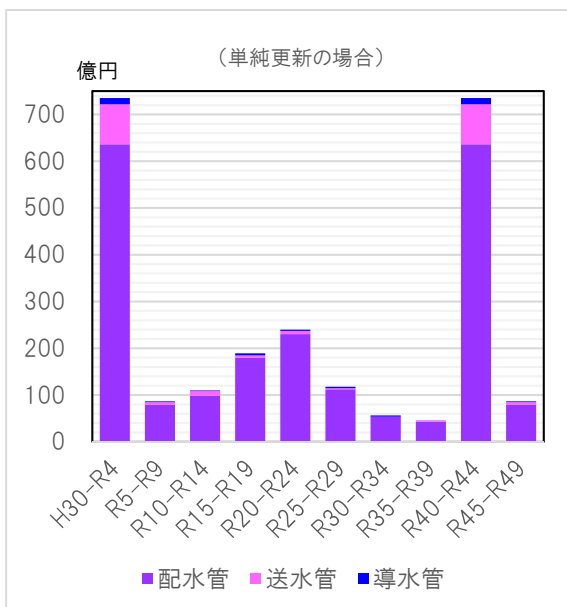
更新基準に基づく更新の場合 **：約1,010.4億円**

対策による効果額 **：約1,389.4億円**

平成30年以降50年間の更新費用は、単純更新の場合約2,399.8億円であり、年平均が約48億円、更新基準に基づく更新の場合約1,010.4億円で年平均が約20.2億円となり、50年間で約1,389.4億円の効果額があります。

平成23年度から平成27年度までの既存施設に係る更新費用の実績額の年平均が約10.7億円であること、耐用年数越えの更新未着手分が相当数量あることなどから、計画的な更新が必要です。

今後とも更新費用の確保が課題となることから、経営の効率化に向けて、受益者負担の適正化や県営水道の配分についても検討する必要があります。



イ 下水道

◎ 保有状況・保有量の推移

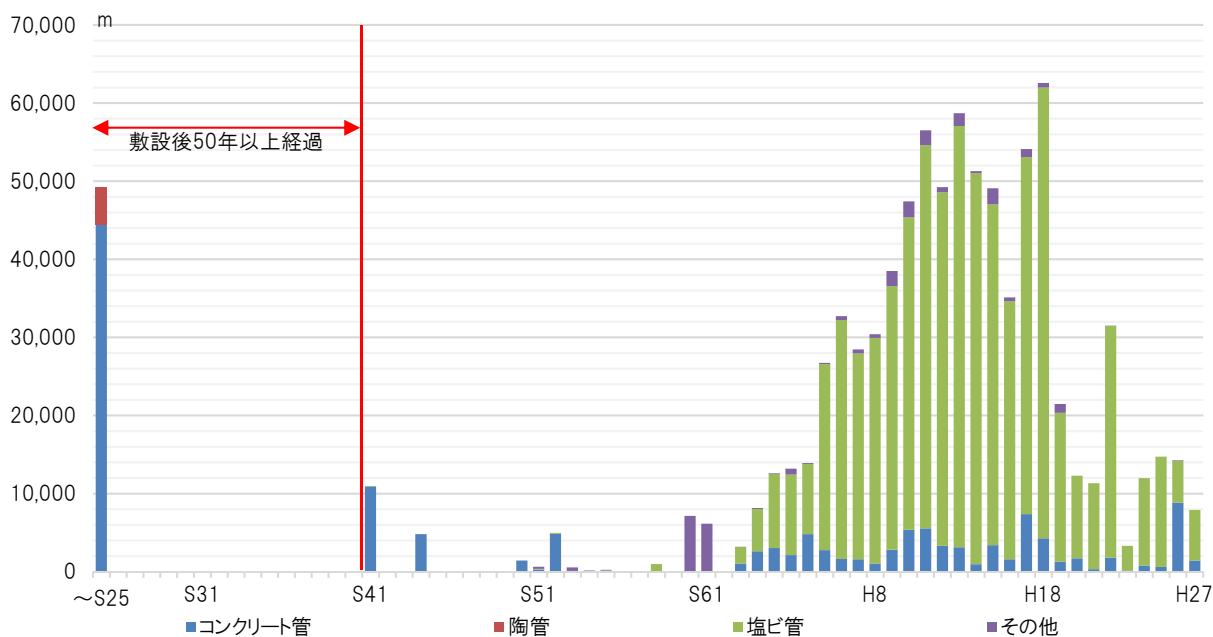
下水道等汚水処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、簡易排水のほか、市町村設置型合併処理浄化槽などの施設からなり、その管路保有量は、総延長1,084km（平成28年3月時点）で、その多くは平成の時代に入ってから整備されています。

下水道管路の耐用年数である50年を経過する管路は49.2kmあり、全体の約5%となっています（平成28年3月時点）。

【管路施設等の状況】

	平成28年3月時点	令和3年3月時点	推移	
普及率(公共下水道・特定環境保全公共下水道のみ)	45.3%	51.3%	6.0%増	
汚水処理人口普及率	82.6%	91.7%	9.1%増	
計画区域面積	7,816.3 ha	7,395.0 ha	421.3 ha 減	
事業計画区域面積	4,946.9 ha	5,224.3 ha	277.4ha 増	
整備面積	3,892.6ha	3,637.4ha	255.2ha 減	
管路総延長	1,084 km	1,218 km	134 km 増	
	うち公共下水道	729 km	851 km	122 km 増
	うち特定環境保全公共下水道	213 km	225 km	12 km 増
	うち農業集落排水	141 km	141 km	増減なし
	うち簡易排水	1 km	1 km	増減なし

【公共下水道の年度別管路延長（平成28年3月時点）】



【管路以外の施設の状況】

種類	分類		平成 28 年 3 月時点	令和 3 年 3 月時点	推移
公共下水道	終末処理場	施設数	4 施設	3 施設	1 施設減
		処理能力	29,536 m ³ /日	27,144 m ³ /日	2,392 m ³ /日減
	ポンプ場	施設数	21 施設 (汚水中継) (雨水)	3 施設 17 施設	1 施設減
		処理能力	14,894 m ³ /分 (汚水中継) (雨水)	128,160 m ³ /日 14,124,384 m ³ /日	-
	処理区域内人口		109,252人	102,581 人	6,671人減
特定環境保全公共下水道	終末処理場	施設数	2 施設	2 施設	増減なし
		処理能力	1,800 m ³ /日	1,800 m ³ /日	増減なし
	処理区域内人口		18,552人	19,822人	1,270人増
農業集落排水・簡易排水	終末処理場	施設数	26 施設	26 施設	増減なし
		処理能力	4,241 m ³ /日	5,046 m ³ /日	805 m ³ /日増
	処理区域内人口		11,150人	10,066人	1,084人減
市町村設置型合併処理浄化槽	浄化槽		126 基	665 基	539 基増
	処理区域内人口		382 人	1,455 人	1,073 人増
共同汚水処理施設	処理場	施設数	-(※)	4 施設	4 施設増
		処理能力	-(※)	4,330 m ³ /日	4,330 m ³ /日増
	処理区域人口		-(※)	8,046 人	8,046 人増

※本市では、平成29年4月以降、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備対象地域外となった区域内にある大規模団地の汚水処理施設を譲り受け、適切に管理する事業（共同汚水処理施設事業）を実施しています。

◎ 経営状況

下水道事業には雨水処理と汚水処理があり、地方公営企業法を適用した企業会計による会計処理を行っています。

それぞれの処理に要する経費は、雨水処理が社会全体の便益に供する業務であることから、一般会計からの繰入により、税等の一般財源で負担しています。これに対し、汚水処理は特定の利用者が便益を受ける業務であることから、使用料収入によって賄うことを原則としています。

また、農業集落排水、簡易排水、市町村設置型合併処理浄化槽及び共同汚水処理施設については使用料収入によって経費を賄うことが原則となっており、地方公営企業法の適用を受けていないものの特別会計で独立した会計処理を行っています。

5事業の地方公営企業決算状況調査結果（平成28年3月時点）（共同汚水処理施設事業を除きます。）は以下のとおりで、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、簡易排水、市町村設置型合併処理浄化槽の4事業は黒字となっていますが、公共下水道については約11.3億円の赤字となっています。

下水道事業の資本形成は下水道使用料等を用いて行う仕組みとなっていますが、営業費用に対して営業収益が大幅に不足することから、一般会計からの繰入により、税等の一般財源で事業運営を行っている状態にあります。今後においても一

般会計からの繰入金に依存する厳しい経営状況が見込まれます。

◎ 収益的収支

下水道使用料収入や施設の維持管理費等の営業活動に係る収支で、経営状態を示しています。

本来、汚水処理に要する費用は受益者負担で対応することになりますが、収益的支出約101.6億円のうち使用料で賄っているのは約17.7億円に過ぎず、不足額は一般会計からの繰入金で賄っています。

【収益的収支の状況（平成28年3月時点）】

（単位：千円）

費目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	簡易排水	市町村設置型 合併処理浄化槽	合計
収益的収入	7,470,254	1,374,065	462,950	2,435	72,232	9,381,936
うち使用料	1,310,771	327,692	122,553	760	10,505	1,772,281
うち基準に基づく繰入金	2,064,832	458,218	226,837	608	0	2,750,495
うち基準以外の繰入金	1,279,269	244,655	113,541	1,067	48,210	1,686,742
収益的支出	8,605,239	1,179,642	316,942	1,951	61,052	10,164,826
維持管理費	2,092,919	293,600	236,157	1,827	61,052	2,685,555
減価償却費	4,930,572	616,122	0	0	0	5,546,694
支払利息	1,207,761	201,773	80,785	124	0	1,490,443
差し引き損益	▲1,134,985	194,423	146,008	484	11,180	▲ 782,890

◎ 資本的収支

下水道施設を整備、更新するための費用と財源を示しています。収支の不足分は収益的収支の資金剰余金等で補填します。

【資本的収支の状況（平成28年3月時点）】

（単位：千円）

費目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	簡易排水	市町村設置型 合併処理浄化槽	合計
資本的収入	4,966,878	814,782	86,757	0	112,463	5,980,880
うち企業債・地方債	2,381,300	595,300	0	0	58,200	3,034,800
うち基準に基づく繰入金	1,963,875	64,031	75,407	0	0	2,103,313
うち基準以外の繰入金	0	0	0	0	3,130	3,130
資本的支出	6,985,298	800,556	232,809	484	112,463	8,131,610
建設改良費	2,916,459	258,937	0	0	112,463	3,287,859
企業債・地方債償還金	4,068,839	541,619	232,809	484	0	4,843,751
差し引き	▲2,018,420	14,226	▲ 146,052	▲ 484	0	▲2,150,730

◎ 企業債・地方債残高

企業債・地方債は、建設改良費の財源として耐用年数の長い施設や設備の整備に係る負担の平準化を図り、現在世代だけでなく将来世代にも公平に負担を求め

るもので、借入れから30年程度で償還を行います。

【企業債・地方債残高等の状況（平成28年3月時点）】

（単位：千円）

費目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	簡易排水	市町村設置型 合併処理浄化槽	合計
企業債・地方債残高	63,198,896	9,155,540	3,389,442	6,537	58,200	75,808,615
資金期末残高	702,534	-	-	-	-	702,534

◎ 更新費用の試算

【試算条件】

試算に当たっては、平成28年以降の50年間に於いて、公共下水道事業所管の管路施設について、全ての管路を標準耐用年数経過時に更新した場合（単純更新の場合）と、塩ビ管を除く管路で健全度※の低下したもののみを更新した場合（予防保全の場合）の2つのケースそれぞれについて、本市の実績等を踏まえて設定した更新単価（管路1m当たり8万円）を用いて試算を行っています。

※国土交通省水管理・国土保全局下水道部の示す「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」に基づき、全国の管渠劣化データベースから得られた健全度予測式を用いて健全度を試算しています。

【試算結果】

<p>今後50年間の更新費用：</p> <p>単純更新の場合　：約754億円</p> <p>予防保全の場合　：約131億円</p> <p>対策による効果額　：約623億円</p>

今後50年間の更新費用は、単純更新の場合約754億円、年平均が約15億円、予防保全の場合約131億円、年平均が約2.6億円となり、50年間で約623億円の効果額があります。平成23年度から平成27年度までの既存施設に係る更新費用の実績額の年平均が約0.8億円であることから、計画的な更新が必要となります。

人口減少に伴い、特定環境保全公共下水道を含む公共下水道整備区域の見直しや市町村設置型合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

② 一般会計等が所管する施設

ア 道路・橋梁・トンネル

◎ 保有状況・保有量の推移

道路・橋梁・トンネルの保有状況は、道路が農道及び林道を含め4,003.8km、12,412路線で、橋梁は延長23.8km、2,383箇所、トンネルは2箇所となっています（いずれも平成27年度末時点）。

道路・橋梁・トンネルは、市民生活や社会・経済活動を支える重要なインフラ施設で、安全かつ円滑な交通を確保し、施設の健全性を維持していく必要があります。

【道路・橋梁・トンネルの保有状況】

施設類型	内容	施設総量		施設保有量の推移	
		平成28年3月時点	令和3年3月時点		
道路	路線数	12,412路線	12,604路線	192路線増	
	市道	11,001路線	11,189路線	188路線増	
	農道	1,241路線	1,245路線	4路線増	
	林道	170路線	170路線	増減なし	
	延長	4,003.8km	4,032.2km	28.4km増	
	市道		3,458.6km (総面積16,340,066㎡)	3,487.7km (総面積16,589,006㎡)	29.1km増 (総面積248,940㎡増)
		うち1級市道	324.7km	327.7km	3.0km増
		うち2級市道	251.2km	252.0km	0.8km増
		その他市道	2,882.7km	2,908.0km	25.3km増
	農道	299.4km	298.0km	1.4km減	
林道	245.8km	246.5km	0.7km増		
橋梁	箇所数	2,383箇所	2,421箇所	38箇所増	
	うち長さ15m以上	349箇所	360箇所	11箇所増	
	うち長さ15m未満	2,034箇所	2,061箇所	27箇所増	
	延長	23.8km	24.4km	0.6km増	
	うち長さ15m以上	12.4km	12.7km	0.3km増	
	うち長さ15m未満	11.4km	11.7km	0.3km増	
トンネル	箇所数	2箇所	3箇所	1箇所増	
	延長	0.15km	0.40km	0.25km増	

◎ 管理費用の状況

平成23年度から平成27年度までの道路・橋梁の維持管理に要した経費は次のとおりですが、今後施設の老朽化が進むことから、維持管理費が増加すると見込んでいます。

(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	平均
道路・トンネル	1,371,229	1,326,191	1,248,504	1,346,829	1,350,647	1,328,680
橋梁	7,445	9,290	9,714	65,057	73,646	33,030

◎ 更新費用の試算

【道路の試算条件】

試算に当たっては、今後40年間において、舗装されている市道※を「傷んでから補修する」事後保全の場合と、「損傷が大きくなる前に補修する」予防保全の場合の2つのケースそれぞれについて試算※を行っています。

※市道面積が16,340,066㎡（平成28年3月時点）、舗装率が70%として試算しています。

※試算における工事費用は、三重県県土整備部が示す積算基準に基づき定めています。

（事後保全の場合）

路盤及び表層のやり替え	100㎡当たり128万円
更新年数	20年

（予防保全の場合）

表層のみのやり替え	100㎡当たり82万円
更新年数	15年

【道路の試算結果】

今後40年間の更新費用	
事後保全の場合	：約2,920億円
予防保全の場合	：約2,480億円
対策による効果額	：約440億円

今後40年間の更新費用は、事後保全の場合約2,920億円、年平均が約73億円、予防保全の場合約2,480億円、年平均が約62億円となり、40年間で約440億円の効果額があります。平成23年度から平成27年度までの更新費用の実績額の年平均は市道が約14.9億円であることから、計画的な更新が必要となります。

道路については、市民生活や経済活動に不可欠な施設であることから、今後とも適切に管理し、長寿命化を進めていく必要があります。

【橋梁の試算条件】

試算に当たっては、今後100年間に於いて、橋梁（石橋・木橋を除きます。）を損傷が深刻になった段階で事後的に修繕した場合（事後保全の場合）と、重要度や健全度に応じて予防保全を行った場合（予防保全の場合）の2つのケースそれぞれについて試算※を行っています。

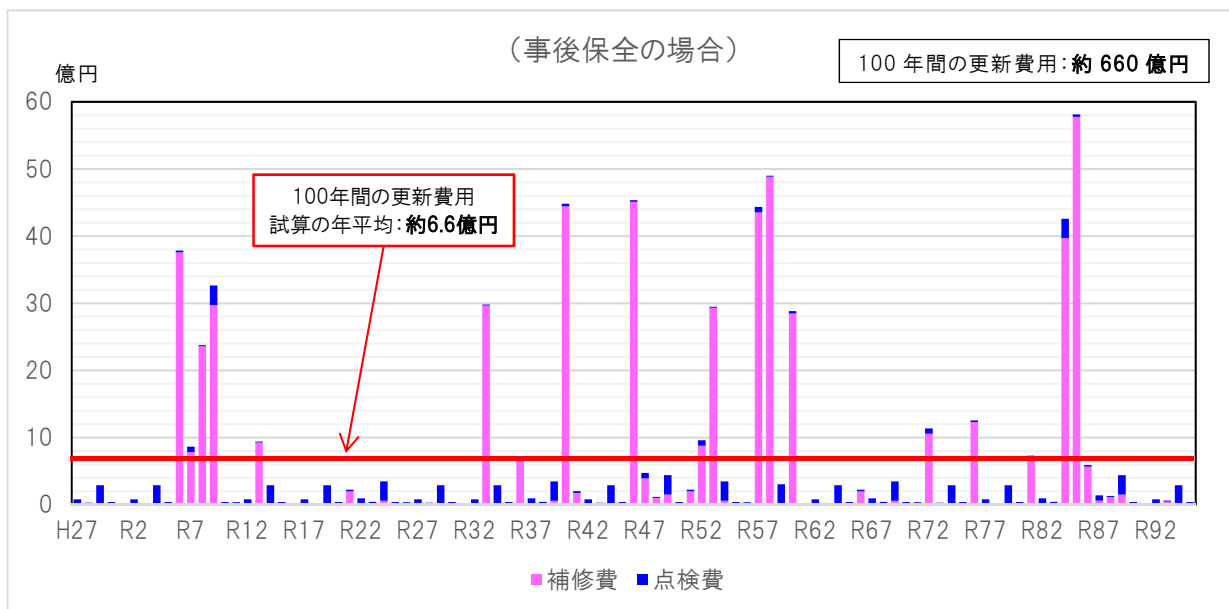
※試算結果については、津市橋梁長寿命化修繕計画策定において得た試算結果を用いています。

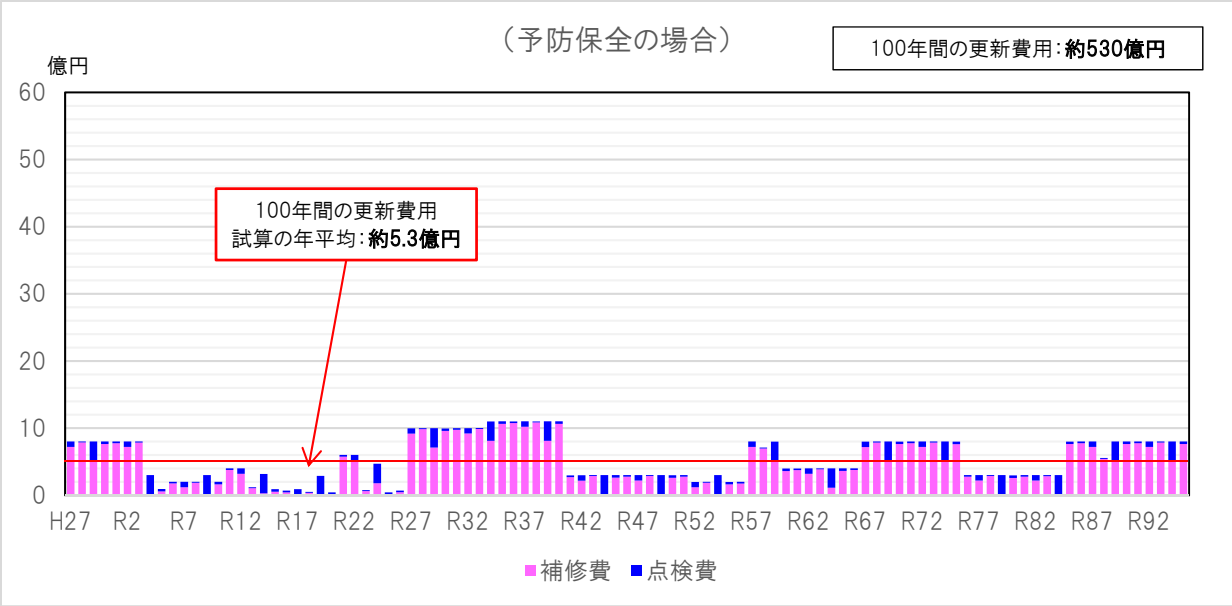
【橋梁の試算結果】

今後100年間の更新費用	
事後保全の場合	：約660億円
予防保全の場合	：約530億円
対策による効果額	：約130億円

今後100年間の更新費用は、事後保全の場合約660億円、年平均が約6.6億円、予防保全の場合約530億円、年平均が約5.3億円となり、100年間で約130億円の効果額があります。平成23年度から平成27年度までの既存施設に係る更新費用の実績額の年平均が約0.3億円であることから、計画的な更新が必要となります。

橋梁についても、道路と同様に市民生活や経済活動に不可欠な施設であることから、今後とも適切に管理し、長寿命化を進めていく必要があります。





イ 公園

◎ 保有状況・保有量の推移

公園の保有量は617箇所、平成27年度の維持管理費等は約2.4億円です。

緑の空間は、市民の生活を豊かにする重要な空間であるとともに、環境面、防災面、スポーツ・レクリエーション等多目的な機能を有しています。今後とも最適な配置に努める一方、小規模で利用頻度の低い公園も生じているため、最適な配置を検討していく必要があります。

(単位：箇所)

公園の区分	保有量		施設保有量の推移	
	策定時点	令和3年4月時点		
	507箇所	532箇所	25箇所増	
都市公園	うち街区公園	464箇所	489箇所	25箇所増
	うち近隣公園	22箇所	22箇所	増減なし
	うち地区公園	5箇所	5箇所	増減なし
	うち総合公園	4箇所	4箇所	増減なし
	うち歴史公園	2箇所	2箇所	増減なし
	うち墓園	2箇所	2箇所	増減なし
	うち都市緑地	3箇所	3箇所	増減なし
	うち緑道	5箇所	5箇所	増減なし
その他の公園	110箇所	112箇所	2箇所増	
合計	617箇所	644箇所	27箇所増	

ウ その他のインフラ施設

◎ 保有状況・保有量の推移

その他のインフラ施設の保有状況（平成28年3月時点）は、次のとおりです。

これらは、防災等の面で市民生活に密着したものが多く、今後とも適切に管理していく必要があります。

特に、河川やため池、樋門・水門、排水機場は、総合治水の観点からも適切に管理していく必要があります。

施設類型	内容	施設総量
河川	本数	124本
	延長	166.6km
	ため池	393箇所
	樋門・水門	114箇所
排水機場		36箇所
	うち農業用	6箇所
漁港施設	河芸漁港、白塚漁港、香良洲漁港	3箇所
防火水槽	40トン以上	842箇所
	うち耐震性のあるもの	217箇所
	40トン未満	288箇所
	消火栓	7,424箇所
	源泉施設	3箇所

(3) 用途廃止施設・未利用地

用途廃止施設は、水道事業等の施設を除き令和8年3月現在で88施設あります。

これらの施設は、学童保育施設や各種団体の事務所等に部分的に利用しているものもありますが、本格的な利活用に至っていないものが多数ある一方で、老朽化のため、解体撤去すべき状態の施設も多くあることから、津市個別施設計画に位置付け、進捗管理を行っていきます。

また、未利用となっている土地が約13.1万㎡もあるため、これらの施設や土地については、利活用が見込めない場合、地域との十分な調整のもと、歳入確保と民間によるサービス提供を目的に、積極的な売却や貸借を進める必要があります。

用途廃止施設の状況は、津市個別施設計画（P194～198）に記載しています。

3章. 公共施設の最適化に向けての基本的な考え方

本市では、公共施設の更新が集中するこのタイミングを公共施設の質的充実を図る好機ととらえ、将来の新しい時代のためのコンパクトで充実した多機能型の拠点施設へと再編し、総合的な行政サービスを提供していくために取り組んでいかなければなりません。

このため、今後の公共施設の在り方に係る基本方針を定めるとともに、この基本方針の具体化に向けた実施方針を次のように定め、全市的な統一した見解に基づく取組として、公共施設の総量と質的な最適化を進めていきます。

公共施設総量の最適化を行うに当たっては、公共施設を通じて提供するサービスの水準を低下させないことはもとより、より一層の向上を目指します。

【基本方針】 公共施設の総量と経営の最適化

【実施方針】 1 まちづくりの視点からの配置の最適化

【実施方針】 2 時代の要請・変化への対応

【実施方針】 3 公共施設総量の最適化

【実施方針】 4 公共施設の有効活用

【実施方針】 5 公共施設の経営改善

【実施方針】 6 計画的な更新と適切な維持管理

【基本方針】公共施設の総量と経営の最適化

公共施設の最適化に当たっては、人口減少や少子高齢化の進展等の社会構造の変化に伴う、ニーズの多様化、窮迫する財政状況等を踏まえ、公共施設の更新が集中するこの機において、本市に見合った施設の総量と経営の最適化に長期的な視点に立って取り組みます。

(1) 施設総量と施設機能の最適化

今後の公共施設については、長期的な視点に立って地域の特性を尊重しながら、将来における人口規模・人口構造や、財政状況の変化等、今後の本市の状況予測に見合った施設総量・機能での最適配置を進め、行政サービスの充実を図ります。

(2) 事務事業の最適化

公共施設は施策実現の手段であることに鑑み、公共施設総量・配置の最適化に当たっては、これまでも実施してきた公共施設で行われている各種のサービス及び事務事業等の見直しを引き続き実施し、施設の用途・機能等の見直しを図ります。

(3) 施設経営方法の最適化

施設経営の点検を通じて、有効かつ効率的に施設を運営するため、民間事業者が実施できるものは基本的に民間事業者に任せる等、最大限、民間のノウハウやアイデア、技術等を活用します。

【実施方針】 1. まちづくりの視点からの配置の最適化

公共施設の維持・更新、統廃合等を行う場合、津市総合計画及び津市行政経営計画、津市都市マスタープラン等、本市の将来のまちづくりの視点から、コンパクトなまちづくりに取り組みます。

(1) コンパクトシティの推進

市街化区域内への段階的な機能集約を基本としつつ、その他の地域にあっても、総合支所庁舎周辺への機能集約を進めながら、それぞれの拠点を交通網で結ぶ、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進します。

(2) 地域拠点の構築

公共施設が担うまちづくりの役割を将来に渡って見据え、それぞれの地域での歴史や文化等を踏まえたうえで人口誘導の核となるような拠点施設を設定し、公共施設の集約化を行います。

(3) 施設配置基準の設定

施設の設置目的、役割、利用対象者の観点から、施設の役割に応じた配置基準を次のように設定し、配置の最適化を進めます。

【公共施設の配置基準】

区分	説明	公共施設の例
① 広域的施設	県、近隣の地方公共団体と連携した広域的な利用を図る施設	総合スポーツ施設、コンベンション施設、観光施設等
② 市域的施設	市全域の住民が利用する施設、各種業務、サービス提供の拠点としての施設	市役所本庁舎、文化センター、図書館、総合公園、処理場、斎場等
③ 地域的施設	主に合併前市町村地域内の住民が利用する施設、又は中学校区を単位に設置し、主に区域内や周辺の住民が利用する施設	総合支所庁舎、コミュニティセンター等
④ 地区施設	小学校区単位に設置し、主に区域内や周辺の住民が利用する施設	会館、放課後児童クラブ等
⑤ 生活圏域施設	各自治会区域において、その区域内の住民が設置し、管理運営する施設	

(4) 広域化と共同利用（国公有財産の最適利用）

配置基準の範囲内にある施設（国・県・近隣の地方公共団体・民間施設を含む）の配置状況や利用状況等を精査し、これらの施設の共同利用について関係団体等と協議した上で利用を促進します。

【実施方針】 2. 時代の要請・変化への対応

社会環境の変化や市民のライフスタイルの多様化等、時代の要請・変化に対応して公共施設の整備や運営を行います。

(1) 社会環境の変化への対応

人口減少、少子高齢化、核家族化、単身世帯化、情報技術の一層の普及、国際化、省エネ化等、社会環境が変化しています。

このことから、若者、子育て世代、高齢者等の世代間交流の場や、多国籍交流の場といったニーズを考慮して施設の整備と運営を行います。

(2) 多様なライフスタイルへの対応

ライフステージやライフスタイルの多様化に合わせた柔軟で多様な働き方の推進等とともに、男女共同参画社会を実現していく必要性があります。

また、自家用車の一人一台保有が浸透した一方、高齢者の免許証返上や若者の車離れが進んでいます。

このことから、開館時間やサービス提供時間の延長、駐車場面積と建築面積の最適なバランスによる十分な駐車場台数の確保や公共交通の利便性等を考慮して施設の整備と運営を行います。

(3) ノーマライゼーションの実現

障がい者、高齢者、子ども、外国人を含む全ての人が、社会の重要な一員として参画することができるよう、ユニバーサルデザインの考え方による施設の整備と運営を行います。

(4) 公民連携の推進

法改正により、公共サービスの分野に民間事業者が進出し、専門ノウハウの蓄積や新たな事業手法の開発が進んでいます。

これからの公共サービスの展開に当たっては、民間でできることは民間の活力を導入することを優先し、公共施設の譲渡を含め、民間事業者との連携を進めていきます。

(5) 市民協働の推進

複雑・多岐化する地域課題に対し、地域特性を考慮した上で、きめ細やかに対応することが求められている一方、自治会、PTA団体、ボランティア団体、NPO、企業といったさまざまな団体が、課題解決に向けて自主的な取組を行う動きが広がっています。

地域課題の解決に様々な団体が参加し、地域づくり・まちづくりを行うため、活動の拠点となる公共施設の移譲・委譲も含め、地域活動を支援する取り組みを進めます。

(6) 官学連携の推進

本市には、大学や短期大学等各種の高等教育機関が設置されています。これら教育機関の専門的かつ先進的な意見や、若者の自由で柔軟な発想をまちづくりに取り入れ、施設の整備や運営を行います。

(7) 防災機能の確保

公共施設の再編に伴う施設の見直しに当たって、災害時における避難所については、周辺の公共施設の配置状況を踏まえ、地域防災計画に基づき、新たな避難所を設定します。

また、出張所等に併設されている消防団施設や水防倉庫等の地域防災活動の拠点についても、公共施設の再編に合わせ、適切な位置に配置していきます。

(8) 脱炭素化に向けた取組

施設の大規模改修、再編・再配置等の機会を捉えて、市施設から排出される温室効果ガスの削減のため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに係る設備の導入並びに木材の利用促進を図り、脱炭素化に向けた取組を進めていきます。

【実施方針】 3. 公共施設総量の最適化

公共施設については、人口の規模や構造、密度、市民ニーズや利用状況をはじめ、財政状況や費用対効果等の面から総合的に検討し、本市にふさわしい施設総量の最適化を図ります。

(1) 施設の整備・更新

① 施設の数量と規模の最適化（基本的な考え方）

施設の整備を行う場合は、原則として既存施設の転用[※]による整備を行うこととします。ただし、既存施設に老朽化に伴う安全上や耐震上の問題がある場合は、利用状況を十分に検証するとともに、将来的に他の施設機能との集約化・複合化を行うことを含め、大規模改修、建替え等のうち最適な手法で施設の整備を行います。

やむを得ず新たな施設の整備が必要となる場合は、同等規模以上の既存施設を廃止し、他の施設機能との集約化・複合化によるダウンサイジングを図ります。

また、利用状況を十分に検証し、減築等による施設規模の最適化を図ります。

※ 現状の用途・機能での建替えは行いません。

② 拠点施設の再構築・長寿命化

施設の改修に当たっては、単に現行の施設機能のみを対象とした改修を行うのではなく、周辺施設の状況を考慮し、必要に応じて他の施設機能との複合化等により新たな拠点施設として再構築した上で、長寿命化を図ります。

拠点施設の長寿命化に当たっては、建物を長く使うために、用途変更に対応可能な仕様で設計を行います。

③ 効果的な整備・更新手法の選択

施設の整備や更新に当たっては、既存の概念や枠組みにとらわれず、PPP/PFI手法等、民間資金や民間提案の活用を検討し、効果的な整備・更新手法を選択していきます。

手法選択の際には、有効活用の観点に立ち、最終的に除却するまでのライフサイクルコストや将来的な負担を十分に考慮するほか、施設規模、施設機能配置の最適化も同時に図ります。

(2) 施設の譲渡・売却

① 地域への譲渡・売却

施設の利用者が地域住民に限定される施設については、地域への譲渡や売却を進め、譲渡後に、地域が継続して施設を維持管理するための支援制度の周知を図ります。

② 団体への売却・譲渡

行政財産の使用許可や公有財産の貸付け等により、特定の団体等が占有的に使用している施設については、使用する団体等への売却や譲渡を進めます。

③ 民間への売却・譲渡

民間事業者による実施が可能なサービスは、行政が関与する必要性を十分に吟味し、使用している公共施設の民間事業者への売却や譲渡を積極的に進めます。

(3) 用途廃止施設の処分

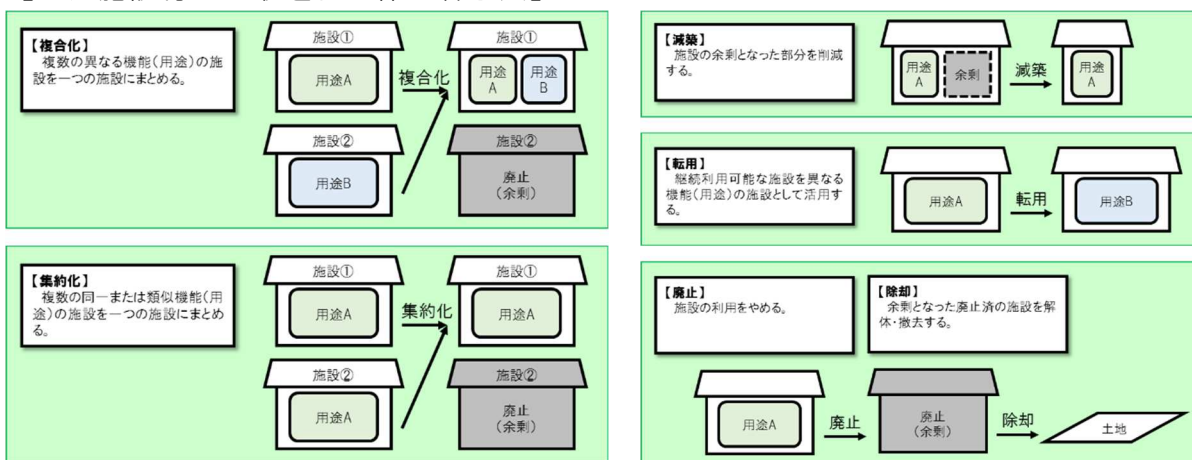
廃止した施設のうち今後使用しない施設については、売却・貸付けに努め、スリムで効率的な行政経営を行います。

なお、売却・貸付けが見込めない施設については、周辺的环境や治安等への影響や、除却に充てられる財源などを考慮し、建物を除却して更地での売却・貸借に努めます。

(4) 借地・借家の解消

本市が土地・建物を借用している施設については、今後の必要性を検証し、やむを得ず継続して使用する場合には、使用期間や費用対効果等を見据え、取得を含めて検討します。

【公共施設総量の最適化に係る各手法】



【実施方針】4. 公共施設の有効活用

市が保有する財産である公共施設は、税金等の貴重な財源で建設した市民共有の財産であることから、施設を「使い切る」との発想のもと、最大限有効活用を図ります。

新たな機能が必要な場合でも、新規施設を整備するのではなく、原則、既存施設の転用や空きスペースの活用、必要最小限の増改築等により対応します。

(1) 施設の利用促進

① 耐用年数まで使い切る

行政サービスを提供又は事務事業を実施する上で今後とも必要な施設については、本市の財産として、原則、耐用年数までは使い切ることとし、耐用年数以降に大規模改修が必要となった時点で今後の施設の在り方を検討します。ただし、耐用年数までの期間にあっても大規模改修の必要や、運営上の大きな課題が生じた場合には、その時点で今後の施設の在り方を検討します。

② 低利用施設を使い切る

公共施設の諸室等は、使用してこそ価値があります。利用率の低い施設は、他の施設機能との共用化（多目的化）や複合化を図る等、利用率を高め、有効に使い切ります。

また、庁舎や学校等の会議室・教室等については、本来の機能に支障のない範囲で夜間又は休日の開放を行い、地域住民等の活動の場として提供します。

(2) 低利用施設の転用と機能移転

利用促進が見込めない施設については、当該施設が実施している機能を地域内の他の施設に移転し当該施設を廃止するか、他の施設の機能を当該施設に移転させる等、機能の集約化等による有効活用を図ります。

(3) 廃止施設と跡地の有効活用

上記により未利用となった施設の跡地利用を検討し、本市自らの利用が見込めない不要不急の建物・土地は、積極的に売却処分等を行い、民間、地域、団体による有効活用を図ります。

【実施方針】 5. 公共施設の経営改善

公共施設の管理運営に当たっては、地域と連携した運営、民間活力の導入、効率的な管理運営手法の導入などにより、経営改善を図ります。

(1) 経営的視点からの取組

施設ごとに経営の向上を図る取り組みを行う等、効果的な管理運営を行うことにより、行政サービスの向上や利用者の拡大を図ります。

経営の改善が図れない場合は、その要因を分析し、改善が困難な場合は統廃合を含めて検討します。

(2) 管理運営の委譲等

① 地域への委譲

施設の利用者が主に特定の地域住民に限定される場合等、地域のコミュニティとしての性格が強い施設については、地域による管理へと移行するとともに、将来的な施設の譲渡を見据えて、整理を進めていきます。

② 指定管理者制度や民間委託の活用

全ての公共施設について、民間の参入又は民間活力の導入の可能性について検討し、直営で運営している公共施設については、指定管理者制度や民間委託の可能性について検討します。また、既に民間委託で運営している公共施設については、より効果的・効率的に施設の管理運営を行うため、指定管理者制度等への移行を検討し、行政サービスの質の向上を目指します。

(3) 民間資金・提案の活用（PPP/PFI）

公共施設の整備・更新や大規模改修等に当たっては、PPP/PFI等の手法により民間事業者の提案や資金を活用し、サービスの向上と効率的な運営に取り組みます。

そのため、公民連携提案・相談窓口を設置し、民間事業者からの各種相談や提案を受け付けます。

(4) 受益者負担の適正化と収入確保

受益者負担の適正化の観点から、必要に応じて、減額免除規定の見直しを含め使用料等の見直しを行います。

また、税外収入の確保対策として、壁面広告、モニター広告、自動販売機の設置等の空きスペースの貸付け、ネーミングライツ等多様な手法を、積極的に導入します。

(5) 管理運営費用の縮減

① 業務の効率化と予防保全の導入

現在の所管単位や施設単位に発注されている各種の維持・保守等の施設管理業務を一定地域単位に一括で発注する方法等、効率的な手法に取り組みます。

また、保全業務については、事前・予防型に移行し、長期的な視点で費用の縮減と平準化を図ります。

② ライフサイクルコストの把握と縮減

施設の整備・更新から除却までにかかる総コストの把握を行い、長期的な費用対効果を検証した上で、イニシャルコストの適正化に取り組みます。また、省エネ化等の推進により一層のランニングコストの縮減に取り組みます。

③ 革新的技術の導入

技術革新による新たな建築技術・設備・機器等の導入により、コスト削減等の効果が見込まれる場合は、積極的に導入を進めます。

【実施方針】 6. 計画的な更新と適切な維持管理

公共施設の保全に当たっては、点検や診断により公共施設の状況を適切に把握し、更新費用を分散化・平準化できるよう計画的な更新に努めます。

(1) 公共建築物

① 適切な維持管理

建築基準法に基づく定期点検などにより老朽化、耐震化状況を把握し、安全確保のための方策を講じていきます。

② 計画的な更新

津市個別施設計画などの個別計画に基づく計画的な更新に努め、改修、建替え等の更新に係る費用の分散化・平準化を図ります。

(2) インフラ施設

道路・橋梁・トンネルや上下水道等のインフラ施設は、市民生活に密接に関係する基盤施設であることから、施設の整備に当たっては、社会情勢や市民ニーズを的確に把握するとともに、人口減少や人口構造・都市構造の変化を見据えて、真に必要なインフラ施設の整備を計画的に実施します。

① 公営企業のインフラ施設

ア 上水道（水道・簡易水道・工業用水道）

(ア) 中長期的な視点に立った健全経営

水道事業は料金収入による独立採算を原則とすることから、資産管理は公営企業の経営的な観点から取り組みます。そのため、中長期経営計画に基づき、中長期的な観点から健全経営を目指します。

(イ) 老朽化施設の更新、耐震化

施設機能を維持するため、老朽化施設の更新を計画的に実施するとともに、施設の耐震化を進め、災害に強い施設を築きます。

(ウ) 統廃合の検討と効率的な水運用の見直し

人口減少や需要の変化に対応し、施設規模の見直し、統廃合を検討するとともに安定した事業運営を行なうため、効率的な水運用の見直しを行います。

(エ) 長寿命化と維持管理コストの縮減

施設の効果的な維持管理を行うため、長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減に努めます。また、効率的な経営をめざすとともに、事業の広域化について研究します。

イ 下水道（公共下水道・農業集落排水等）

(ア) 経営基盤の確立

下水道のうち、汚水の処理費用については使用料収入による独立採算が原則となっていることから、中長期的な経営計画を策定し、計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行います。

(イ) 整備区域の明確化

公共下水道の今後の整備方針を示し、整備する区域を明確にします。

また、既に公共下水道が敷設している地域で未接続世帯への勧奨を強力に推進します。

(ウ) 老朽化施設の更新、耐震化、長寿命化

施設機能を維持するため、老朽化施設の更新を進めるとともに、耐震化を進めます。

また、施設の長寿命化計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、維持コストの縮減を図ります。

② 一般会計等が所管するインフラ施設

ア 道路・橋梁・トンネル

(ア) 点検・巡視等、予防保全の実施

道路法施行規則及び告示に基づいた定期点検を実施し、舗装、橋梁においては不具合を早期に発見、対応するため、道路巡視等の日常点検により道路施設の状況把握に努めます。

また、損傷が軽微な早期の段階に、予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全を実施します。

(イ) 更新時期・費用の分散化・平準化

適切な定期点検に対応する体制を整備するとともに、橋梁及び舗装等の個別施設計画の策定を行い、更新時期や費用の分散化・平準化を図ります。

(ウ) コスト縮減

既存施設を維持管理していくために、予防保全を導入することにより長期的にトータルコストの縮減を行い、道路品質を高く維持することで、利用者の安全確保に取り組みます。

イ 公園

(ア) 遊具の長寿命化

安心、安全に利用できる施設として機能を維持するために、遊具の定期点検や巡視等による状況把握に努めるとともに、利用状況やニーズの変化を踏まえ、平

成29年3月に策定した津市公園施設長寿命化計画をもとに、個別施設の更新時期や費用の分散化、平準化を図ります。

(イ) **施設の再整備と総量縮減**

利用頻度や施設の規模を考慮し、安全かつ利用しやすい公園を目的とした機能の集約を図るため、施設の再整備を行います。

また、長期的な維持管理費の削減や安全性の向上を目的に、総量抑制と既存施設の再編・再配置に取り組みます。

4章. 施設類型ごとの今後の方向性

本市の公共施設を施設類型別に分類し、それぞれに現状・課題と今後の方向性を整理し、取組を進めます。

施設の類型・区分については、下表のとおり分類し、各施設分類の現状及び今後の対応方針は、津市個別施設計画へ記載していることから、当該計画の該当ページを記載しています。なお、津市個別施設計画へ記載されていない施設（下表の津市個別施設計画該当ページ「－」表示）については、本計画に記載しています。

【施設類型と施設区分】

施設類型・施設区分	津市個別施設計画 該当ページ	施設数
集会施設		212
コミュニティセンター	P23～27	45
集会所	P28～33	65
市営住宅内集会所	P34	7
隣保館	P35～36	12
農民研修センター	P37～39	16
教育集会所	P40～41	18
公民館	P42～47	49
文化施設		35
文化センター	P48～52	9
図書館	P53～55	11
資料館等	P56～59	15
スポーツ施設		62
体育館・武道場	P60～63	11
サッカー場	P64～69	2
野球場・グラウンド		21
陸上競技場		1
プール	P70～72	6
テニスコート	P73～77	18
その他運動施設	P78～80	3
観光施設		34
キャンプ場・河川公園	P81～83	10
温浴施設・宿泊施設・レストラン	P84～87	5
観光センター	P88～89	3
登山道休憩所・公衆便所	－	15
モーターボート競走場	－	1
産業施設		17
勤労会館・労働会館	P90～91	2
コンベンション施設	P92	1
産業振興施設	P93	1
加工場	P94～96	13

施設類型・施設区分	津市個別施設計画 該当ページ	施設数
教育児童施設		186
小学校	P97～106	48
中学校		19
義務教育学校		2
給食センター	P107～108	3
教育研究所	P109～110	1
短期大学	P111～113	1
放課後児童クラブ	P114～120	57
保育所	P121～129	18
幼稚園		16
こども園		6
子育て支援センター・児童発達支援センター	P130～133	8
児童館	P134～136	7
福祉施設		20
老人福祉センター・生活支援ハウス	P137～140	8
社会福祉センター・福祉会館・老人憩の家	P141～142	7
介護保険施設	P143～144	1
障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	P147～148	3
共同浴場	P149	1
保健医療施設		16
保健センター	P150～152	10
診療所	P153～155	6
庁舎等		54
本庁舎・総合支所庁舎	P156～158	11
工事事務所等	P159～160	2
上下水道庁舎	—	1
出張所	P161～164	27
書庫・倉庫・車庫	—	13
消防防災施設		141
消防署所	P165～167	14
消防団施設	P168～176	101
水防倉庫		25
防災物流施設	177	1
公営住宅		44
公営住宅	—	44
公園		139
公園※	—	139
処理場		13
処理場	P179～184	13
交通施設		32
ヘリポート	P185	1
旅客船ターミナル	P186～187	2
駐車場	—	6
駐輪場	P188～191	23
斎場・火葬場・墓園		9
斎場・火葬場	P192～193	3
墓園	—	6
計		1,014

施設類型・施設区分	津市個別施設計画 該当ページ	施設数
道路・橋梁・トンネル		-
道路(農道・林道を含む)(道路延長)	—	4,078km
橋梁(箇所数)	—	2,571
トンネル(箇所数)	—	3
上水道		2,496km
水道・工業用水道(管路延長)	—	2,496km
下水道		1,262km
公共下水道・農業集落排水等(管路延長)	—	1,262km

※公園は、管理棟やトイレ等の建物のある公園施設もしくはこれに類する遊び場の数となっています。公園施設全体では、675施設があります。

観光施設

登山道休憩所・公衆便所

観光客をはじめとする来訪者のために設置した施設で、市内15箇所にあります。公衆便所は築20～50年を経過したものがあり、設置時期、場所の問題等によりバリアフリーに対応していない施設も見られることから、費用対効果も踏まえながら修繕等を行っています。

管理方法については、基本的に市が地域等の協力を得て管理を行っていますが、更なる効率的な管理方法の検討が必要です。

地域	施設名称	建物情報					年間利用者数	利用率		
		築年	構造	延床面積	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
安濃	経ヶ峰休養施設	H15	W	49.68㎡	○	直営	6,000人	-	-	-
津	長谷山公衆便所	S45	CB	6.90㎡	○	委託	不明	-	-	-
津	阿漕浦公衆便所	H11	RC	12.46㎡	○	委託	不明	-	-	-
津	南御殿場公衆便所	H12	RC	20.75㎡	○	委託	不明	-	-	-
津	林跡公衆便所	H14	RC	35.08㎡	○	委託	不明	-	-	-
津	御殿場緑地内公衆便所	H17	RC	25.90㎡	○	委託	不明	-	-	-
芸濃	長徳寺周辺観光駐車場内便所	H15	W	22.00㎡	○	直営	不明	-	-	-
芸濃	錫杖ヶ岳登山道トイレ	H13	W	5.76㎡	○	直営	不明	-	-	-
美里	北長野公衆用トイレ	H17	RC	13.65㎡	○	委託	不明	-	-	-
安濃	経ヶ峰便所	H15	W	2.18㎡	○	直営	不明	-	-	-
白山	青山高原公衆便所	S48	CB	48.00㎡		指定管理	不明	-	-	-
美杉	俱留尊口公衆トイレ	H16	W	8.16㎡	○	直営	不明	-	-	-
美杉	蔵王公園公衆トイレ	H11	W	17.00㎡	○	直営 (一部委託)	不明	-	-	-
美杉	三多気駐車場公衆トイレ	H15	CB	17.28㎡	○	委託	不明	-	-	-
美杉	竹原コミュニティ防災センター公衆便所	H16	W	44.94㎡	○	直営 (一部委託)	不明	-	-	-

《方向性》

地域の環境整備として、登山者等や観光客等の来訪者の利便性を確保する観点から必要性の高い施設であり、今後とも継続していきます。なお、広域に分散して設置されていることから、効率的かつ包括的な管理方法について検討します。

モーターボート競走場

平成29年4月から大規模な施設改修等へも計画的に対応しつつ、健全な財務基盤を確立しながら資産等の正確な把握による経営管理の向上を図るため、地方公営企業法を一部適用（財務規程等）する公営企業会計を導入しました。

市財政への貢献を目的として設置している施設ですが、スタンド棟を含めた施設全体の老朽化が進んでおり、競技関係施設の建替えなど施設の更新を行っています。

来場者数については、コロナの収束後も経済状況の変化やファンの高齢化、娯楽の多様化等により減少傾向にありますが、新しい時代に相応しいボートレース場を目指し、スタンド棟4階及び5階指定席エリアを大規模リニューアルしました。今後は、地方財政への寄与にとどまらず、ファンの皆さんをはじめ地域の皆さんからも親しまれることを大切にしながら、計画的に建物・設備の改修・更新をしていく必要があります。

地域	施設名称	建物情報					年間 利用者数	利用率(※)		
		築年	構造	延床面積	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
津	モーターボート競走場	H14	SRC	52,116.38㎡	○	直営 (一部委託)	277,494人 ※内津インクル 86,705人			

《方向性》

モーターボート競走場については、市財政に貢献するとともに、市民の就労機会の場ともなっていることから、必要な施設整備を行い、今後も事業を継続します。

庁舎等

上下水道庁舎

上下水道庁舎は、上下水道事業局及び上下水道管理局の事務所として使用しており、市民サービスの窓口機能に加えて、災害発生時のライフラインの復旧拠点としての機能を担っています。

施設については、平成20年度に耐震補強工事を実施し、その後もエレベーター設置等を進めてきましたが、昭和48年築であり、老朽化が進行しています。

この他、水道事業に係る現場業務への速やかな対応のため、白山庁舎内に一志事業所を設置しています。

地域	施設名称	建物情報					年間利用者数	利用率		
		築年	構造	延床面積	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
津	水道局庁舎	S48	RC	4,800.32㎡	○	直営	-	-	-	-

《方向性》

上下水道庁舎については、将来にわたってライフラインに係る拠点施設であることから、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

また、一志事業所については、効率的な組織体制の在り方を検討します。

書庫・倉庫・車庫

書庫・倉庫・車庫等については、用途廃止した施設を転用する等して設置していますが、各地に点在しているため、一元的な管理体制に向けた課題が生じています。

また、用途廃止した施設を転用しているものについては、老朽化が進行していることから、一元的に集約化しつつ、解体を図る等、対応が必要となっています。

地域	施設名称	建物情報					年間利用者数	利用率		
		築年	構造	延床面積	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
津	一身田倉庫	H3	S	277.20㎡	○	直営	-	-	-	-
津	結城公園東津まつり倉庫	H10	S	68.00㎡	○	直営	-	-	-	-
津	和船山車庫	H13	S	127.74㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	旧森清掃事業管理センター	H11	S	361.00㎡	○	直営	-	-	-	-
河芸	河芸町旧バス車庫「倉庫」	S58	S	59.50㎡	○	直営	-	-	-	-
河芸	旧河芸庁舎倉庫	S46	W	82.00㎡		直営	-	-	-	-
美杉	川上バス車庫	S51	S	100.00㎡		直営	-	-	-	-
美杉	丹生俣スクールバス車庫	H18	S	112.24㎡	○	直営	-	-	-	-
美杉	上村スクールバス車庫	H18	S	57.34㎡	○	直営	-	-	-	-
美杉	野登瀬バス車庫	S51	S	57.34㎡		直営	-	-	-	-

美杉	飯垣内スクールバス車庫	H18	S	114.39㎡	○	直営	-	-	-	-
一志	一志庁舎書庫	S62	S	169.58㎡	○	直営	-	-	-	-
白山	ハツ山書庫	S39	W	370.40㎡		直営	-	-	-	-

《方向性》

本庁舎、総合支所庁舎、出先事務所、出張所、用途廃止施設等に点在する資料や資機材・備品等については、用途廃止済の公共施設を利用する等して、積極的に一元化・集約化を図ります。

また、歴史的な価値のあるもの等、資料の種類によっては、図書館や資料館等への移転を行います。

なお、文書保存に係る根本的な対策として、電子決裁の推進を行い、紙文書の削減を進めます。

公営住宅

《現状・課題》

公営住宅（※1）及び改良住宅（※2）は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な住宅使用料で住居を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置するものです。

また、美杉地域においては、過疎対策の一環として、当該地域の定住人口と交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的に美杉住宅を設置しています。

なお、この他、市が提供する住宅施設としては、美杉林業者宿泊施設（※3）があります。

- （※1） 公営住宅……健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な住宅使用料で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする住宅です。
- （※2） 改良住宅……不良住宅が密集する地区について、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする住宅です。現在、当該改良住宅については、公営住宅に準じて募集、入居決定を行っています。
- （※3） 美杉林業者宿泊施設……林業従事者の確保を図り、林業の安定的な発展を図るための宿泊施設です。

① 役割

公営住宅や改良住宅は、低額所得者を対象とした住宅に関するセーフティネットの一翼を担うものであり、今後も一定数を維持していくことは行政の重要な役割といえます。

しかし、建設から相当年数が経過し老朽化が著しい建物が多いため、現在、既存ストックの長寿命化を図るため「津市公営住宅等長寿命化計画」（令和2年3月策定）に基づき、計画的な改修・改善を進めています。昨今の厳しい財政状況を勘案し、今後さらに維持保有していく施設を明確にし、予防保全を含めて適切に対応していく必要があります。

② 利用状況

募集については、利便性等から応募率に偏りが見られます。応募率が低く空室の多い住宅については、既存ストックの有効活用や集約化等を図っていく必要があります。

一方で応募率の高い住宅も生じていることから、ニーズを的確に把握し、市内の民間賃貸住宅を利用する等、今後の住宅提供方法について検討が必要です。

③ 管理運営

管理運営は、全て直営で行っていますが、効率的な管理運営に当たっては民間活力の導入により、管理コストの削減や、サービス向上を図ることが課題です。

④ 住宅使用料

住宅使用料については、入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、周辺の同種の住宅の家賃以下で設定していますが、一部の住宅で改善の余地があります。

津市公共施設等総合管理計画

地域	施設名称	建物情報					年間 利用者数	利用率		
		築年	構造	延床面積	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
津	白塚団地	S56	RC	8,172.35㎡	○	直営	-	-	-	-
津	一身田アパート	H1	RC	778.44㎡	○	直営	-	-	-	-
津	上浜町六丁目住宅	S27	W	46.28㎡		直営	-	-	-	-
津	旭町CBアパート	S28	CB	317.34㎡		直営	-	-	-	-
津	下部田簡耐住宅	S31	CB	118.80㎡		直営	-	-	-	-
津	大井アパート	S54	RC	2,419.80㎡	○	直営	-	-	-	-
津	大井住宅	S58	RC	7,947.70㎡	○	直営	-	-	-	-
津	高洲町アパート	S49	RC	6,366.72㎡	○	直営	-	-	-	-
津	高洲住宅	S60	RC	16,815.66㎡	○	直営	-	-	-	-
津	新町アパート	S29	RC	2,978.84㎡	○	直営	-	-	-	-
津	千鳥アパート	S59	RC	862.86㎡	○	直営	-	-	-	-
津	阿漕住宅	S32	W	312.09㎡		直営	-	-	-	-
津	阿漕アパート	S48	RC	2,595.24㎡	○	直営	-	-	-	-
津	南阿漕アパート	S54	RC	4,819.04㎡	○	直営	-	-	-	-
津	朝夕アパート	S45	RC	3,010.64㎡	○	直営	-	-	-	-
津	藤水団地	H4	RC	763.38㎡	○	直営	-	-	-	-
津	上弁財団地	H7	RC	1,578.77㎡	○	直営	-	-	-	-
津	ぜにやま団地	S45	RC	22,567.72㎡	○	直営	-	-	-	-
津	藤方団地	S52	RC	6,926.70㎡	○	直営	-	-	-	-
津	城山アパート	S44	RC	1,235.88㎡	○	直営	-	-	-	-
津	西城山アパート	S47	RC	11,120.64㎡	○	直営	-	-	-	-
津	小森団地	H4	RC	1,673.22㎡	○	直営	-	-	-	-
津	高茶屋住宅	S27	W	140.50㎡		直営	-	-	-	-
津	里ノ上住宅	S39	W	1,372.90㎡		直営	-	-	-	-
津	雲出団地	H12	RC	3,250.44㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	野村・野村東団地	S41	RC	755.28㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	相川団地	S43	RC	377.64㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	森団地	S44	RC	3,620.88㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	中町団地	S51	RC	1,665.21㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	相川西団地	S51	RC	2,124.90㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	明神団地	S56	RC	269.65㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	北口団地	S56	RC	1,550.82㎡	○	直営	-	-	-	-
久居	桃里団地	H5	RC	7,032.74㎡	○	直営	-	-	-	-

芸濃	青木団地	S47	RC	3,865.62㎡	○	直営	-	-	-	-
芸濃	藤ヶ丘団地	S52	RC	6,024.24㎡	○	直営	-	-	-	-
芸濃	殿町住宅	S60	RC	320.96㎡	○	直営	-	-	-	-
芸濃	新横山住宅	S61	RC	320.96㎡	○	直営	-	-	-	-
美里	美里第1住宅	H4	RC	850.38㎡	○	直営	-	-	-	-
美里	美里第2住宅	S53	RC	554.64㎡	○	直営	-	-	-	-
一志	片野団地	H7	S	210.16㎡	○	直営	-	-	-	-
一志	新沢田団地	S57	RC	540.95㎡	○	直営	-	-	-	-
美杉	コミュニティ・持経	H4	W	694.11㎡	○	直営	-	-	-	-
美杉	コミュニティ・瑞穂	H7	W	422.25㎡	○	直営	-	-	-	-
美杉	美杉林業者宿泊施設「大樹の家」	H6	W	418.19㎡	○	直営	-	-	-	-

《方向性》

入居希望者の動向を的確に把握し、管理戸数の見直しを行います。あわせて、老朽化等で建て替えが必要になった施設については、民間ストックの利用を含め整備の在り方を検討します。また、応募率が低く、空き部屋の多い公営住宅については、他の空き部屋のある公営住宅への転居を進め、集約化を図ります。

今後とも保有し続ける既存の住宅については、「津市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・改善を進めるとともに、施設の有効利用を図ります。

管理運営については、民間活力の導入により見込まれるコスト変化やサービス向上の効果等の検証を行い、モニタリング等の仕組みを整備し、指定管理者制度等の導入を検討します。

住宅使用料については、立地条件等を視野に入れた利便性係数に基づき適切な住宅使用料を設定するとともに、入居者の受益と負担の公平性及び財源確保の観点から、未収金対策を強化していきます。

公園

《現状・課題》

公園等の施設は、都市公園が551箇所、都市公園以外の公園が124箇所あります。

このうち都市公園については、都市公園法や津市都市公園条例等に基づき設置し、管理していますが、目標とする都市計画区域内における住民1人当たりの都市公園面積約10㎡に対して、令和7年3月31日現在では約8.5㎡となっていることから、今後も都市計画決定した公園や緑地等の整備を進める必要があります。

また、住宅地造成等開発行為に伴い開発事業者等が設置し、市に帰属される小規模な公園が毎年、一定数あるため公園の総数は増加する傾向にありますが、既存公園の中には、開設から相当の年月が経過し、施設の老朽化が進行しているものも多くあり、また、高齢化や人口減少等で周辺環境に対応していない施設も多いことから、再整備が求められています。

公園を新規整備するだけでなく、既存公園を再整備することについても重要な課題となっており、安全性の確保と利用しやすい公園づくりを目指して検討を進めます。

維持管理のうち、除草や清掃等の日常的な維持管理については、490の公園において、地元自治会や公園の利用団体等で実施しています。

【公園の内訳】

公園種類		公園数
都市公園	街区公園	507
	近隣公園	22
	地区公園	5
	総合公園	4
	その他	13
	計	551
その他の公園		124
合計		675

【住宅造成等開発工事に伴い設置された直近5カ年の公園数等の推移】

(単位：㎡)

年度	公園数	公園面積
令和2年度	5	1,754.86
令和3年度	1	263.18
令和4年度	10	4,358.49
令和5年度	7	1,445.08
令和6年度	4	1,037.14

《方向性》

安全で、利用しやすく、魅力のある公園となるよう、既存公園については機能分担と統

廃合を検討するとともに、別途利用価値が望める街区公園については廃止を検討することとし、新たな施設整備においては、利用が高まるような施設計画を行います。

既存施設については、遊具等を含め、定期点検や巡視等による安全性の確保に努めるとともに、安全な施設利用と維持管理費の低減のために、利用状況やニーズの変化に対応した長寿命化計画に基づき、更新時期や費用の分散化、平準化を図るとともに、省エネルギー化、ユニバーサルデザイン化についても進めていきます。街区公園等の地域に密着した公園については、地域コミュニティの場所として利用されるような施設整備等を進めます。

また、公園への愛護心や利用率を高めるため、地元自治会等による除草や清掃等の日常的な維持管理について継続していきます。

なお、他の公共施設が併設されている公園については、効率的な管理方法について検討します。

交通施設

駐車場

市街地における駐車場需要に対応するため、お城東、アスト、ポルタひさい、久居駅東口に4箇所の駐車場があります。この他、無料の観光駐車場として、御殿場緑地内駐車場と長徳寺周辺観光駐車場があります。

このうち、立体駐車場として、アスト駐車場は平成13年築、ポルタひさい駐車場は平成9年築であり、耐震基準は満たしているものの、老朽化が進んでいます。

管理運営については、業務委託により行っていますが、駐車場事業の効果的かつ効率的な運営を図るため、管理運営の在り方について検討します。

一方、周辺の民間経営による駐車場の設置状況を踏まえ、市営駐車場の今後の在り方について検討が必要です。

地域	施設名称	建物情報					年間利用者数	利用状況		
		築年	構造	延床面積(※)	耐震	管理運営		午前	午後	夜間
津	お城東駐車場	S51	平面	4,147.45㎡	-	直営 (一部委託)	71,165台	年間71,165台 回転率1.09		
津	アスト駐車場	H13	SRC	12,300.91㎡	○	直営 (一部委託)	280,633台	年間280,633台 回転率2.02		
久居	ポルタひさい駐車場	H9	SRC	13,971.74㎡	○	直営 (一部委託)	178,131台	年間178,131台 回転率1.63		
久居	久居駅東口駐車場	H17	平面	8,803.60㎡	-	直営 (一部委託)	39,142台	年間39,142台 回転率0.53		
津	御殿場緑地内駐車場	S61	平面	9,867.76㎡	-	直営 (一部委託)	不明	-	-	-
芸濃	長徳寺周辺観光駐車場	H15	平面	820.00㎡	-	直営 (一部委託)	不明	-	-	-

(※) 構造欄が「平面」のものは、駐車場敷地の面積について記載しています。

《方向性》

今後の公営駐車場の在り方については、民間駐車場の整備状況、現在の駐車場の収支の状況等を勘案し、民間事業者への経営移譲を含め検討します。

なお、市営駐車場の管理運営については、指定管理者制度への移行を検討する等、さらなる経営の効率化とサービス向上を図るとともに、利用料については、民間事業者の水準を踏まえ、適正化を図ります。

無料の観光駐車場である御殿場緑地内駐車場については、ピーク時の利用状況や周辺地域の混在状況などを踏まえ、観光客の受益者負担の観点からも、有料化に向けた検討を行う。

斎場・火葬場・墓園

墓園

6箇所の墓園の総区画数は、2,808区画で、すべての墓園に空き区画がある状況です。当該墓園の維持管理業務は、一志墓園を除き地域団体、福祉団体等に委託しています。

1区画当たりの使用料については、5万円（0.77㎡）の香良洲墓園から42万円（3.9㎡）の野村墓園まで、規模等の関係で金額が異なっています。

現在、市営墓地には無縁墓はありませんが、核家族化と人口減少の進行により、将来に渡って墓地区画を見守っていく者がいなくなることが懸念されています。

墓園の名称	区画数	一区画の広さ	使用料
野村墓園	448区画	1.95㎡	210,000円
		3.90㎡	420,000円
戸木墓園	1,016区画	1.95㎡	210,000円
		3.24㎡	350,000円
狐塚墓園	55区画	3.60㎡	390,000円
安濃墓園	92区画	2.25㎡	200,000円
香良洲墓園	921区画	0.77㎡	50,000円
一志墓園	252区画	1.80㎡	120,000円

(※1) 令和8年3月末の数値です。

(※2) 墓園では、使用料に加えて管理料が別途発生します。

《方向性》

地区墓地については、地域住民により維持管理され、利用されていることから、引き続き地域住民の維持管理によるものとし、市営墓地については、市において適正な管理運営が継続できるよう、無縁墓の発生防止に向けた対策を行っていきます。

道路・橋梁・トンネル

《現状・課題》

道路・橋梁・トンネルについては、11,510路線、3,537kmの市道、2,281の橋梁、3箇所のトンネルがあります。

道路等は、市民の日常生活、企業の経済活動にとって欠かせない基盤であり、適正な管理に努め、日常のパトロールや市民からの通報により必要な補修等を行なうとともに、「津市道路整備計画」（令和6年改訂）に基づき、道路の新設等を行なっています。

補修等に当たっては、小規模な路面損傷や排水構造物の清掃等は職員が維持管理を行っており、規模の大きい路面補修や道路構造物等の補修・修繕工事については、民間事業者が発注し、維持管理を行っています。

3,537kmの道路を的確に管理するためには、新たに整備する道路新設改良事業と維持管理事業のバランスを図りながら、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な修繕へと転換することが必要なことから、「津市舗装維持管理計画」（平成30年策定）、「津市橋梁長寿命化修繕計画」（令和5年策定）により、維持管理の効率化に努めていますが、維持管理費用は年々増加する傾向にあることから、更に効率的な管理運営体制の検討が必要です。

① 道路

新たに整備を行う道路については、「津市道路整備計画」に基づき整備を進めています。

既存の市道のうち、特に交通量が多い主要道路は、「津市舗装維持管理計画」に基づき国の交付金を活用して修繕を進めています。

今後の道路整備については、維持事業とのバランスを考慮した計画の策定が必要となります。

② 橋梁・トンネル

市が管理する橋梁については、事後的な修繕から予防的な修繕へ転換を図るため、「津市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき国の交付金を活用し計画的に修繕を実施しています。

トンネルについては、3箇所の点検を行い、現時点では修繕の必要がない状況となっています。

今後は、橋梁の点検方法も含めた維持管理方法について、管理運営体制等の在り方を含めて検討する必要があります。

《方向性》

市域を網羅する市道については、市民生活や経済活動に密接に関係する基盤施設であることから、常に健全な状態が保持できるよう維持管理を行います。また、効率的に幹線道路等の拡幅改良を行うことにより、市民の利便性の向上を図っていきます。

一方、既存の道路施設については、老朽化が著しく、メンテナンスに係る維持管理費用

の増加が想定されることから、事後的保全から予防的保全へと転換することにより、長期的なトータルコストの縮減を図ります。管理運営体制については、民間活力を導入した包括的民間委託（※）の導入を含め検討します。

（※） 包括的民間委託とは、巡回点検、保守、小規模修繕、路面清掃、植栽管理等の業務を一元的に発注し、不具合の早期解決、市民の利便性の向上、コスト削減を図る手法のことです。

① 道路

今後の道路整備に当たっては、効率的な道路ネットワークを構築するため、整備を行う道路の優先順位を明確にし、既存道路の予防保全的な維持管理とのバランスを図り、計画的な補修、適正な維持管理を行います。

維持管理業務については、日常のパトロールにより、道路損傷箇所の早期発見に努め、健全な道路施設の保全管理を行うとともに、民間の団体等に道路損傷に係る通報の依頼協定や市民からの通報制度等の周知を図り、迅速な対応が出来る体制を構築します。

補修等の施工に当たっては、再生材やプレキャスト製品の利用促進等のコスト縮減に努めるとともに、点検・修繕業務については、民間活力の導入による管理運営体制について検討します。

また、包括的民間委託については、緊急時の対応や契約方法等を含め、導入の可能性を検討します。

② 橋梁・トンネル

橋梁、トンネル等の施設は、近接目視による定期点検を進め、専門的な技術・設備機器を必要とする観点から、民間活力の導入を含め点検補修体制を確立し、予防保全的な維持管理を推進します。

上水道

《現状・課題》

本市の上水道には、水道、工業用水道があります。

その水道事業の歴史は古く、多くの施設が高度成長期に建設・敷設されています。市内の管路延長は、水道、工業用水道を合わせ2,496kmですが、その約37%が敷設後40年以上経過し、老朽化が進むとともに、耐震性のある管路は、全体の約67%にとどまっています。

浄水施設に関しては、合併前市町村が当時の区域を対象に整備した小規模な施設が点在しており、老朽化が進んでいるとともに、耐震化率は約32%となっています。また、多くの施設が存在することにより、多額の維持管理コストがかかっています。

水道事業は、市民に安定した給水を行なうことが重要な使命であり、現在、給水量の約57%を県営水道からの受水により配水していますが、今後とも安定して給水していくため、管路の老朽化や耐震化への対策を進めるとともに、さらなる県営水道の利用について検討が必要です。

現在、窓口業務や料金徴収業務等の営業関連業務については、包括委託を行っており、浄水施設及び配水池の管理についても、一部直営の浄水場を除き委託を行っていますが、より効率的な委託の在り方について検討が必要です。

水道使用量については、給水人口の減少や節水機器の普及により減少傾向にあり、平成26年度からは営業損失が生じています。水道使用量に対し、供給能力が上回る状態にあることから、老朽化している施設を中心に施設の統廃合の検討が必要です。

簡易水道については、白山・美杉地域に整備しており、平成29年度に水道に経営統合しました。

工業用水道については、安濃工業団地の企業へ水の供給を行っていますが、当面大規模な更新の予定はなく、責任水量制(※)をとっているため経営的にも安定しています。

(※) 責任水量制……実際の使用量ではなく、契約水量に基づき料金負担を求める制度

《方向性》

① 管路施設

平成30年3月に策定された第2次津市水道事業基本計画（計画期間10年）に基づき、人口展望、都市計画を踏まえ、総量・配置の最適化の観点から施設整備を進めます。あわせて、県営水道の配分の最適化についても検討し、効率性や安定性、浄水施設の更新コスト等を検証した上で、県営水道への接続を推進します。

また、簡易水道については、水道との経営統合に伴い一部の施設は水道への接続を行い、他の施設についても統合・集約化に関する検討をします。

また、配水ブロック間のループ化については、可能な部分においてはすでに実施していますが、今後は県営水道への接続により、渇水や災害への対策を講じていきます。

② 供給施設（浄水場・配水池等）

浄水場、配水池等の供給施設については、供給能力、実績、供給量の推移を考慮し

て適正な施設規模を見極め、長寿命化や、将来的には効率化のための統合・集約化を行っていきます。

施設の管理運営については、一部の浄水場について包括的管理業務委託を実施していますが、コスト縮減や効率化を図るため、更なる官民連携方式の導入の可能性についても検討します。

③ 経営改善

水道事業は使用料収入による独立採算が原則であることから、公営企業としての経営的観点から、中長期経営計画に基づき、事務の効率化、コストの縮減に努めるとともに、水道料金の適正化について検討します。

④ その他

工業用水道事業については、施設の大規模更新に備えて、その存続について検討します。

下水道

《現状・課題》

下水道施設には、公共下水道、農業集落排水処理施設等の共同汚水処理施設に伴う管路、処理場、ポンプ場があります。

公共下水道の管路整備については市域の広範な部分を計画区域とすることから整備には多額の費用と長期の整備期間が必要となりますが、計画区域面積が7,240ha、事業計画区域面積が5,264haに対して、現在の整備率は3,971ha、約75.4%に留まっており、今後も新規整備を行っていく必要があります。

しかしながら、人口減少が現実化するなかで、広範な区域に公共下水道を整備することについては、効率性や環境保全等の観点から今後の整備のあり方を検討していく必要があります。本市でも市営浄化槽事業として進めています。

このことから、今後の整備に当たっては、新規整備と維持管理（既存施設の長寿命化）のバランスに配慮し、公共下水道の管路整備のあり方とともに、市町村設置型合併処理浄化槽の活用を含めた整備手法の検討も行なっていくことが必要です。また、処理施設について、将来の人口規模、処理量を見極めて統廃合を含めた配置の最適化を進める必要があります。

また、雨水整備については、これまで計画区域を一律の整備目標で整備を進めることとしてきましたが、近年、降雨の局地化・集中化や市街化の進展等に伴い、下水道施設の排除能力を上回る雨水流出が発生しています。このようななか、早期に浸水被害の解消・軽減を図るためには、浸水被害の程度、地域特性を考慮し、整備すべき区域や整備方針を明確化するとともに、下水道施設以外の既存施設も有効活用する等、効率的かつ総合的な浸水対策を進める必要があります。

また、公共下水道における処理場（5箇所）、汚水中継ポンプ場（3箇所）、雨水ポンプ場（19箇所）の管理運営は、民間委託により行っています。

一方、経営計画の観点からは、一般会計からの繰入に依存する経営状況にあることから、収支改善が課題となっています。

《方向性》

① 管路施設

人口の推移や分布を考慮した公共下水道計画区域の見直しを行い、耐震化・長寿命化を図るとともに、必要に応じ更新又は統廃合を検討します。

既に公共下水道整備区域においては、未接続世帯への勧奨を強力に推進します。一方、公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域以外の区域においては、市町村設置型合併処理浄化槽の整備促進も含めて、効率的な管理運営を行います。

② 処理施設（処理場・ポンプ場等）

処理能力、実績、今後の処理量の見込みを考慮して最適な施設規模を見極め、適正な時期に整備を行います。

また、処理場については、将来的には効率化のための統合・集約化を検討します。
なお、施設の管理運営については、一部の処理場及びポンプ場等について包括的管理委託を実施していますが、更なるコスト縮減や効率化を図るため、管路施設の維持管理を含めた官民連携方式（W-PPP）の導入について検討します。

③ 経営改善

下水道事業は、現在一般会計からの繰入に依存している状況にあり、今後、下水道使用料等の収支を見込んだ経営シミュレーションを行う等、経営状況を的確に把握するとともに、中長期的な視野に基づく計画的な健全経営に取り組みます。

また、経営改善の観点から、事務の効率化、コストの縮減に努めるとともに、下水道使用料の適正化についても検討します。

その他、津市バイオマス産業都市構想による汚泥の固形燃料化プロジェクトにおいて、汚泥の有効利用を推進していきます。

5章. 目標

公共施設等総合管理計画の推進に係る目標は、施設数や延床面積等の指標のみならず、利用状況や採算性等の観点も含めて、本市に見合った規模として総合的に評価する必要があります。

また、市町村合併の経緯、地域の実情等も十分に考慮する必要があります。

そのため、本計画では、一律的な削減率等の目標は掲げず、施設の総量についての概念的な目標や、施設の有効活用等に係る実現イメージ（モデルケース）について共有し、それに向けて取り組んでいくことを目標とします。

(1) 公共施設の総量についての目標

本市の人口推移や財政状況、公共施設の現状や課題を踏まえ、各種観点から、施設総量における概念的な目標を掲げます。今後、計画を推進する中で、各種の取組の効果を、各種観点から総合的に検証し、目標を具体化していきます。

なお、1章及び2章に記載のとおり、津市の人口は平成28年（2016年）の約28万人から令和27年（2045年）には約22万人に減少（平成28年に比べ-21.4%）すること、公共建築物の人口1人当たりの床面積は、本市の3.93㎡に対して、県内15万人以上の地方公共団体で3.44㎡～2.72㎡（本市に比べ-12.5%～-30.8%）であること、全国の類似都市の平均が2.87㎡（本市に比べ-27.0%）であること、更新費用の試算結果の約117億円/年という水準に対して、直近10年間の実績の投資的経費が約64億円/年と大きく乖離（試算結果に比べ-45.3%）すること等に留意しなければなりません。

① 合併市・県庁所在都市として最適な規模

市町村合併の経緯も踏まえつつ、単一の基礎自治体として必要な施設総量を目指します。また、国、県、民間の同種・同類の施設が多数配置されており、利用可能である状況を踏まえ、県庁所在地として必要な施設総量を目指します。

② 市の財政規模に見合った持続可能な規模

今後とも厳しさが増していく財政状況の中で、持続的に施設の改修、維持管理、運営を行っていくことが可能な、身の丈にあった施設総量を目指します。

③ 将来の人口規模・人口構成に見合った最適な規模

人口減少や少子高齢化等の将来的な人口規模・人口構成の変化を見据え、需要と供給のバランスの取れた施設総量を目指します。

(2) 公共施設の有効活用における取組事例

本市ではこれまでも、施設の複合化、施設の売却、用途廃止施設を転用した有効活用等、公共施設マネジメントの取組を行っています。

これまでの取組事例については、津市個別施設計画（P201～204）に記載しています。

6章. 計画推進のための取組

今後の取組・進め方

公共施設等総合管理計画を実効あるものにしていくため、体制や仕組の整備及び効果的な運用に取り組みます。

本市の公共施設の老朽化状況を踏まえると、公共施設の最適化の取組は非常に重要であり、前述の課題を解決するためには、施設の類型を越えた横断的な対応、体制や仕組の整備及び効果的な運用が極めて重要となります。

津市公共施設等総合管理計画を具体化した津市個別施設計画に基づき、明確なビジョンをもって進捗を管理し、将来の市民に健全な行財政基盤や公共施設等を継承していきます。

(1) 全庁的な推進体制

① 総合的な公共施設マネジメントの実施

計画の推進について総合的に検討する会議体として、市長をトップとする「津市公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、公共施設の最適化に向けた様々な課題等の整理を進めます。

また、同会議において、公共施設等の資産を総合的にマネジメントし、各施設所管課の施設整備事業を、全体最適の観点から判断し、公共施設の最適化を進めます。

② 効率的な維持管理体制の整備

現在、各施設の維持管理業務については、所管毎、業務毎に発注されています。これを業務の態様に応じて、施設毎に包括、一定地域毎に一括するなど、発注業務の効率化、業務の均質化を図ります。

③ 役割分担と指揮系統の明確化

公共施設の設置及び管理運営に当たって、本庁各部局と他の出先機関、中央館と地区館等における、計画と実行、企画と運営等の役割分担や指揮系統を明確にし、管理運営体制の効率化を図ります

(2) 総合的管理のための仕組

① PDCAサイクルの推進

津市公共施設等総合管理計画の実行計画として策定した津市個別施設計画の進捗状況等について検証を実施し、当該検証結果に基づき必要に応じて津市個別施設計画を改訂します。

② 施設情報の一元化

公共施設の建物、維持管理費及び利用状況等の情報を一元管理し、定期的に更新することにより継続的に施設の実態を把握し、公共施設マネジメントに利用していきます。

また、公共施設の最適化に当たっては、地図情報システム（統合型GIS）を活用し、一定の区域にある公共施設（国・県・民間施設を含む）の配置を面的に把握します。

③ 施設整備事業に係る事前協議

新たな施設の整備や改修等の検討に当たり、既存施設の有効活用や複合化等を進める観点から、施設整備の予算化を検討する前段として、津市公共施設等総合管理計画推進会議において、施設の必要性、有効性、管理運営のあり方、財源確保の見通し等について事前協議を実施します。

④ 財産売却収入の基金積立

財産処分により確保できた財源については、公共施設の最適化に係る費用として津市公共施設整備基金に積み立てます。

⑤ 長寿命化に向けた取り組み

今後も継続して保有する施設については、「拠点化施設及び政策目的施設の長寿命化等に関する方針」を基本に、劣化の状況等について点検・診断を実施し、費用対効果を検証しながら、公共施設の長寿命化を図ります。

(3) 市民協働・公民連携のための仕組**① 市民の意見を反映する取り組み**

公共施設の利用者は、市民の約1～2割程度といわれ、約8～9割の市民は、施設の管理運営費を税等の形で負担しています。

このことから、施設の再配置・見直しに当たっては、受益者である利用者市民の意見だけでなく、利用していない市民の意見も広く反映する必要があることから、施設の特長や地域の実情など、必要に応じて市民との協議の場を設け、対話を行いながら取り組みを進めます。

② 公共施設の再編に伴う公共交通網の整備

公共施設の再編統合に伴い、地域のニーズを踏まえた上で、既存のバス交通体系の有効利用を含め、コミュニティバスの運行見直しについて検討します。

③ 民間活力を導入する仕組

公共施設の整備や管理運営に際しては、民間事業者のノウハウやアイデア、技術等を最大限活用できるよう、民間事業者からの企画提案を受け付ける公民連携提案・相談窓口を活用し取り組みを進めます。

④ 民間資金・提案の活用（PPP/PFI導入）に係る方針

公共施設の整備に際して、民間のノウハウや資金等を活用する観点から、国が示すPFI事業実施プロセスに関するガイドライン、PPP/PFI推進アクションプラン等の趣旨に基づいた最適な事業手法の選定等、本市の状況を踏まえたPPP/PFI事業の一層の推進に取り組みます。

用語集

索引	用語	意味
い	インフラ施設	産業や生活の基盤を形成する構造物。本計画では、道路・橋梁・トンネル、公園、水道施設及び下水道施設を指す。
か	街区公園	公園を中心に半径250m以内の居住者の利用を目的として設置する公園。0.25haの面積を標準として配置する。
か	学校サポートセンター	小中学校等に対し、学校教育の推進に係るサポート業務を行う津市教育委員会事務局教育研究支援課の出先機関。
か	合併算定特例	合併団体に対する特例措置として設けられている制度で、合併前の地方公共団体ごとに普通交付税を計算し、合計する手法。なお、合併すると行政の効率化が見込まれるため、配分額は段階的に減らされる。
か	合併特例事業債	合併した市町村が合併後最大20年間に限り使える地方債。事業費の95%までを借り入れることができ、元利償還金の70%が普通交付税として措置される。
か	簡易水道	水道法により、給水人口101～5000人を対象とする小規模な水道施設。
か	簡易排水施設	過疎指定市町村などにおいて、処理戸数10戸以上20戸未満の集合処理を行う下水道施設。
き	義務的経費	地方自治体の経費のうち、その支出が義務づけられており任意に削減できない経費で、人件費、扶助費、公債費を合わせた費用。
き	狭隘化	部屋などが小さく狭くなっており、ゆとりが無くなっていること。
き	行政財産	地方自治体が行政目的で用いる財産。庁舎や消防署など自治体が事務を行うために直接利用する「公用財産」と、学校や道路など住民が一般的に共同利用する公共用財産(公の施設)に区分される。
き	近隣公園	公園を中心に半径500m以内居住者の利用を目的として設置する公園。2haの面積を標準として配置する。
け	計画区域	将来の地域の状況などに対応した長期的な下水道整備の実施計画区域のこと。
け	減額免除規定	公共施設の使用料の全額または一部を免除することを認める規定。
こ	広域化	近隣自治体等との連携によって、施設の共同利用を進めること。
こ	公営企業	地方財政法第5条第1項に基づき地方公共団体が特別会計を設けて運営される事業。
こ	公共下水道	主に市街化区域において、下水を排除・処理するための下水道施設。原則として市町村が管理し、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道とがある。
こ	公共建築物	庁舎や学校など、公用又は公共用に供する施設。本計画では、施設数および延床面積で総量を把握する施設を指す。
こ	公共施設更新費用試算ソフト	総務省および一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が提供しているソフトウェア。公共施設の大規模改修・建替え等の将来更新費用を算出し可視化することで公共施設マネジメントを推進することを目的としている。
こ	公共施設マネジメント	建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性などを確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法のこと。アセットマネジメントとほぼ同義。
こ	工業用水道	工場などの事業所に人体と直接接しない目的で用いる雑用水を供給するためのインフラ施設。
こ	公債費	市が借り入れた借金(地方債等)の元金や利息の返済に要する経費。
こ	公認トラック	日本陸上競技連盟が指定する規格(距離、材質、附属設備、収容人員など)を満たす陸上競技場。トラックは陸上競技場の走路部分を指す。
こ	公有財産	地方自治体が所有する不動産などの財産。行政財産と普通財産に区分される。
こ	子育て世代包括支援センター	子育てに関する各種の機関が連携・協力し、保健師などが妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う仕組み。
こ	コンベンション施設	展示会や会議を事業主体とする展示ホールなどを含む複合施設。
さ	財産台帳	公有財産の種類、所在地、数量、取得価格、得喪の年月日などを記載した帳簿。
さ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。
さ	サイレントマジョリティー	「物言わぬ多数派」のこと。積極的な発言行為をしないが大多数である勢力のこと。
さ	サロン活動	高齢者や障がい者、子育て中の親子等、だれもが参加できる地域の居場所。本市では「ふれあいいきいきサロン」として展開。サロンの内容は、おしゃべりやレクリエーション、健康体操、講演会など様々で、交流や健康づくり、介護予防の場となっている。

索引	用語	意味
し	施設カルテ	公共施設の所在地、設置目的、取得価格、構造、新規・更新年月日、諸室の状況、維持管理費などに関する詳細情報を施設ごとに記載した帳票。
し	市町村設置型合併処理浄化槽	通常は個人が設置・管理する合併処理浄化槽について、区域を定めて整備・維持管理とも市町村が行なうもの。
し	指定管理者制度	公の施設の管理に民間のスキルやノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を目的に、民間事業者やNPO団体などに、公の施設の管理運営を委ねる制度。
し	市道	市が路線を認定した道路の総称。都市計画決定された街路である1級市道と、集落同士を連絡する道路である2級市道に区分される。
し	資本的収支	資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が、次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。
し	社会教育法	社会教育の振興のため、国や地方公共団体が遂行すべき任務や社会教育の助成に必要な措置を定める法律。
し	収益的収支	収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生するすべての収益と費用を表す。
し	集約化	複数の類似または同一機能を一つの施設にまとめること。
し	集落営農組織	集落など一定地域内で、農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う組織。
し	障害者差別解消法	障がい者による差別の解消の推進に関する法律。行政機関と民間事業者に対して、差別の解消に向けた具体的な取組みとして、障がいを理由とする差別の禁止を求めている。
し	障害者総合支援法	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めている。
し	新市まちづくり計画(新市建設計画)	市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき合併協議会が作成する市町村建設計画を指す。市町村建設計画は、合併後の新市のランドデザインとなるもので、合併に際し、合併後のまちづくりに関する将来像を示し、これによって合併の適否を判断してもらった材料のひとつとなるもの。合併特例法に示されている合併特例事業債などの国の財政支援措置の適応のためには、この市町村建設計画に事業計画を位置づける必要がある。
し	新耐震基準・旧耐震基準	建築基準法において定義されている耐震基準のうち、昭和56年5月31日の改正前を旧耐震基準、改正後を新耐震基準と一般的に呼ぶ。新耐震基準では、大規模の地震(震度6強～7程度)でも倒壊・崩壊しないことが求められている。
す	水門	用水の取り入れや内水の排水などのため、あるいは洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設。
す	ストックヤード	再利用や再生利用を目的としたごみ(資源ごみ)の一時保管所。
そ	総合公園	休息・観賞・散歩・遊戯・運動などの利用を目的として設置する公園。10～50haの面積を標準として配置する。
た	大規模改修・大規模改造	建築物の外壁、屋上防水、附属設備(電気・空調・給排水等)など、老朽化などにより劣化した部位の改修や設備を更新、または諸室の再配置などの模様替えをすること。本市では、学校施設においては改造という言葉を用いている。
た	ダウンサイジング	施設などを、従来より小型化すること。
た	多極ネットワーク型コンパクトシティ	各地域の生活を支える生活拠点と中心市街地などの中心拠点を形成し、生活拠点と中心拠点を公共交通などで有機的にネットワークさせた都市。
ち	地域経営	地域における「ヒト、モノ、カネ、情報」を経営資源として、これらを最適に動員して持続可能で自立した地域社会をつくること。
ち	地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支えるため、子育て世代の相互の交流を図り、子育ての不安や悩みを相談し、助言や援助を受けられる場所を設置する事業。
ち	地区公園	公園を中心に半径1km以内の居住者の利用を目的として設置する公園。4haの面積を標準として配置する。
ち	地方改善事業費補助金	生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資することを目的とする厚生労働省所管の国庫補助金。
ち	地方交付税	財源が不足する地方公共団体に対し、国が国税の一部を交付し、財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度である普通交付税や、特別交付税の総称。
ち	長寿命化	適切な維持保全により、建物の性能、機能を確保し、施設の寿命を延ばすこと。
ち	直近出勤システム	GPSにより消防車・救急車の位置を把握し、自動的に直近の車両を選択し災害現場に出勤させる仕組み。
つ	津市行政経営計画	これまでにない新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の考え方を着実に推進し、「即答・即応し、実現する市役所」、「合併して良かった」と実感できる「風格ある県都・津市」を確かなものとするため、平成28年3月に策定した計画。
つ	津市総合計画	総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。かつては、地方自治法において策定が義務付けられていたが、平成23年8月から策定義務が撤廃されている。本市においては、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とし、津市総合計画を定め、「風格ある県都・津市」の創造に向け取組みを進めている。
つ	津市都市マスタープラン	都市マスタープランは、都市計画法で定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針で、人口、人や物の動き、土地利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定める計画。

索引	用語	意味
つ	津地区合併協議会	地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律等の規定に基づき、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び美杉村の10か市町村の合併に関する協議、市町村建設計画の作成等の事務を行っていた協議会。
て	転用	機能を廃止した施設を、他の機能に利用すること。
と	投資的経費	施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費である普通建設事業費や、災害復旧事業費及び失業対策事業費の総称。
と	統廃合	複数の同一機能の施設を一つにまとめ、施設を廃止すること。
と	特定環境保全公共下水道施設	主に市街化区域以外において、水質保全と生活環境改善などを目的とする下水道施設。
と	都市緑地	主として都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を目的として設けられた緑地。0.1ha以上の面積を標準として配置する。
と	ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用した調理システム。はね水による汚染を防ぐ効果がある。
に	認可区域	計画区域のうち、5～7年の間に下水道整備可能な区域であり、国土交通大臣の認可を受けた区域のこと。
ね	ネーミングライツ	施設の命名権。スポーツ施設などの集客施設に社名やブランド名を付与する権利を民間事業者に売却する。
の	農業集落排水処理施設	主に農業集落において、農業用水の水質保全、農村世帯の生活環境改善などを目的とする処理戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度以下の下水道施設。
の	農道	農村地域において、農業の用に供するために設けられた道路。
の	ノーマライゼーション	高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。
の	延床面積	建築物の各階の床面積の合計のこと。
は	バイオマス	動植物などの生物から作り出される有機性のエネルギー資源で、一般に化石燃料を除くものの総称。そのエネルギー源を燃焼させるなどして発電する仕組みを「バイオマス発電」という。
は	排水機場	大雨による民家への浸水や道路冠水を未然に防止するために排水ポンプによって雨水を川や海に強制的に排水するための施設。
は	バリアフリー	高齢者や障がい者が日常生活を送る上で障害となるものを取り除くこと。公共施設においては、エレベーター、昇降機、多目的トイレ、スロープ、手すりの設置などを指す。
ひ	PFI	Private Finance Initiativeの略語。民間資金等活用事業。民間資金、経営能力、技術力などを活用し、公共施設等の設計、建設、管理運営を行うPPPの手法の一つ。
ひ	PPP	Public Private Partnershipの略語。公民連携事業。公共(Public)と民間(Private)が連携して、公共施設等の整備、管理運営を行う手法の総称。代表的な手法として、PFIや指定管理者制度、包括的民間委託などがある。
ひ	樋門	河川や水路を横断して設けられる制御施設で堤防の機能を持つ施設。
ふ	複合化(多機能化)	複数の異なる機能を一つの施設または同一敷地にまとめ、施設を様々な用途に使用すること。
ふ	複式学級	2つ以上の学年をひとまとめにした学級編成を指す。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対する支援に要する経費。
ふ	普通財産	公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができる。
ふ	プレキャスト製品	現場で組み立て・設置を行うために、工場などであらかじめ製造されたコンクリート製品。
ほ	防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金	国による基地周辺対策事業として、各市町村が防衛施設周辺の生活環境の安定の目的で実施する防衛省所管の国庫補助金。
ほ	包括的予防保全業務委託	包括的民間委託と予防保全を組み合わせた契約手法。包括的民間委託は、複数の業務委託をまとめて1つにして業務委託する方式。業務をまとめることで、委託経費の削減を図る効果がある。予防保全は、建築物や建築設備に不具合が発生する前あるいは機能が著しく低下する前に、修繕等を行い所定の性能・機能を維持する保全手法のこと。
ほ	墓園	主として墓地の設置の用に供することを目的として設置された公園をいう。
み	みえ少人数学級	三重県教育委員会が推進する、よりきめ細かな指導を行うための学級編成要領に基づいて編成した学級。
み	民間地域型保育事業所	民間が設置する小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所の総称。0～2歳児を預かる小規模な施設。
む	無縁墓	承継者・縁故者がいなくなり管理されなくなった墳墓。

索引	用語	意味
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、国籍、また、障がいの有無などに関係なく、すべての人が使いやすいよう配慮がなされているデザイン。
ら	ライフサイクルコスト	施設などに関する生涯費用とも呼ばれ、設計、建設、管理運営、解体処分までの事業の全期間わたって要する費用。
り	利便性係数	公営住宅の立地条件、住居設備などに応じ、利用者が便益をどの程度享受しているかを定量的に推計するための指標。
り	緑道	植樹帯、歩行者路、自転車路を主体にし、公園・学校・商店・駅前広場などの施設を結ぶように整備された緑地。10～20m程度の道幅を標準として配置する。
り	臨時財政対策債	国が地方交付税として交付する財源が不足した場合に、地方公共団体が地方債を発行して財源を充当する地方債。
り	林道	森林内において、森林の整備・保全を目的として設けられる道路。
る	類似団体	人口規模や産業構造の組み合わせによって地方公共団体を計35のグループに類型化した総務省による分類。本市の類似団体は、本市を含めて50団体ある。
れ	歴史公園	文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置する公園。

【津市公共施設等総合管理計画】

策 定：津市公共施設等総合管理計画策定・推進会議

（現・津市公共施設等総合管理計画推進会議）

事務局：津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3126

F A X：059-229-3444

E-mail：229-3125@city.tsu.lg.jp